

# 令和6年度 第5回 上田市子ども・子育て会議次第

日時:令和6年11月15日(金)午後1時30分から

場所:健康プラザうえだ2階 多目的ホール等

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

### (1) 第3次上田市子ども・子育て支援事業計画(上田市こども計画)(案)について

- ・「上田市未来っ子かがやきプラン ～第3次上田市子ども・子育て支援事業計画～  
(上田市こども計画)(案)」 **【資料1】**

- ・【参考資料】第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出の考え方  
(改訂版 ver. 2)

### (2) 「第三次 上田市総合計画」策定に伴う分野別意見聴取等について

**【資料2】**

- ・【別紙】第二次上田市総合計画後期まちづくり計画(概要版)
- ・ 〃 第4編 健康・福祉 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり  
(第3章 子どもが健やかに育ち、子育ての喜び・楽しさが感じられるまちづくり)

## 4 その他

次回会議

日時:令和7年2月4日(火)13:30から

場所:健康プラザうえだ 2階 多目的ホール

## 5 閉 会

**上田市未来っ子かがやきプラン**  
**～第3次上田市子ども・子育て支援事業計画～**  
**(上田市こども計画)**  
**(案)**



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 6 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 7 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進・・・・・・5

## 第2章 こども・子育てを取り巻く現状

- 1 統計からみた本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 教育・保育施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3 地域子ども・子育て支援の状況・・・・・・・・・・17
- 4 ニーズ調査等の結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・23

## 第3章 計画の基本理念、基本目標

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
- 2 計画の大切な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
- 3 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

## 第4章 施策の展開

- 基本目標1 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます・・・・58
  - 基本施策（1）結婚・出産の支援の推進・・・・・・・・58
  - 基本施策（2）母子の健康増進及び医療の充実・・・・60
  - 基本施策（3）就学前教育・保育の質の向上・・・・63
  - 基本施策（4）多様な保育メニューの提供・・・・66
  - 基本施策（5）放課後等の児童の健全育成・・・・68
  - 基本施策（6）こどもの生きる力の育成・・・・70
- 基本目標2 きめ細やかな支援でこどもや家庭を支えます・・・・73
  - 基本施策（1）支援が必要なこども・家庭への支援の充実・・・・73

基本施策（2）児童虐待等防止対策と社会的養護体制の充実	78
基本施策（3）こどもの貧困対策の推進	81
基本目標3 安心して子育てができる体制を整えます	85
基本施策（1）子育て家庭への相談・情報提供の充実	85
基本施策（2）経済的負担の軽減	88
基本施策（3）いじめ防止の推進	89
基本施策（4）不登校対策の推進	91
基本目標4 地域全体で子育てを支えます	92
基本施策（1）地域コミュニティの中でこどもを育む	92
基本施策（2）子育てしやすい環境の整備	94
基本施策（3）こどもを事故や犯罪から守る環境づくり	96
基本目標5 仕事と家庭が両立できる環境を整えます	98
基本施策（1）ワーク・ライフ・バランスの推進	98

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 「量の見込み」と「確保方策」

1 人口の見込み	101
2 教育・保育提供区域の設定	101
3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育	103
4 地域子ども・子育て支援事業	110
5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	120

## 第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と進行管理	121
2 個別事業の点検・評価	121

## 資料編

用語説明	122
------	-----

本文中に(注)が付いている用語については、巻末に解説を記載しています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国では急速に少子化が進行しており、また子育ての孤立感や負担感の増加といった子育てをめぐる課題が山積していること等から、平成24年8月に「子ども・子育て支援法<sup>(注)</sup>」などの「子ども・子育て関連3法<sup>(注)</sup>」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度<sup>(注)</sup>」がスタートしました。

しかし、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている等、個々人の結婚や出産、子育ての希望を阻む様々な要因が、複雑に絡み合っている状況にあります。

そして、これらの問題については、我が国における社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを、改めて社会全体で認識する必要があります。

このような中、令和5年4月に「こども基本法<sup>(注)</sup>」が施行され、この法律に基づく「こども大綱<sup>(注)</sup>」が策定されました。こども大綱<sup>(注)</sup>は、これまで別々に推進されてきた「少子化社会対策基本法<sup>(注)</sup>」、「子ども・若者育成支援推進法<sup>(注)</sup>」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律<sup>(注)</sup>」に基づく3つの大綱を一つに束ね、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められたものです。

また、「こども大綱<sup>(注)</sup>」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会<sup>(注)</sup>」の実現を目指しています。そして、次代の社会を担う全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

## 2 計画策定の目的

子ども・子育て支援事業計画は、幼児教育・保育等の「量」の確保と「質」の向上に努めるとともに、こども・若者の健全な育成や、支援が必要なこども・若者とその家庭への支援など、次世代を担うこども・若者を育成する家庭を社会全体で総合的に支援することにより、こどもや若者が心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

上田市では令和2年3月に、「子ども・子育て支援法<sup>(注)</sup>」に基づく「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2次計画」という）」を策定し、すべてのこどもや子育て家庭を対象とし、一人一人のこどもの健やかな育ちを等しく保障し、「こどもの最善の利益<sup>(注)</sup>」が実現される社会を目指してまいりました。

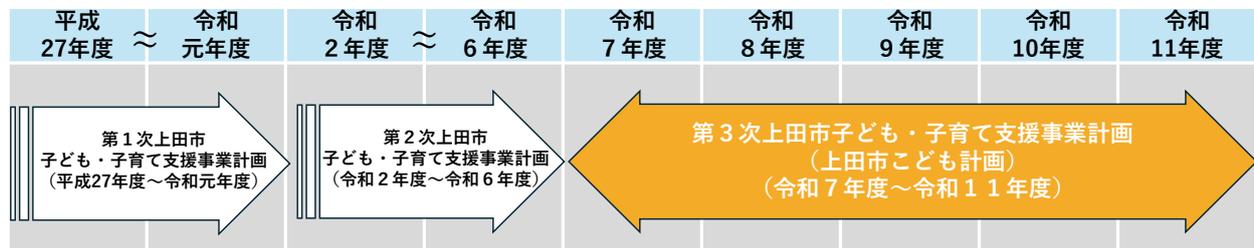
そして、令和6年度をもって第2次計画期間が満了することから、引き続き少子化対策と子育て支援を市政の重要な施策とし、切れ目のないこども・子育て支援に関する総合的な計画として「第3次上田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、本計画を「上田市こども計画」として位置付け、こども・若者施策を総合的に推進していきます。

## 3 計画の対象

本計画の対象は、上田市に居住（移住、定住）するすべてのこどもと子育て家庭、将来の父親・母親となる市民、若者、地域で子育て支援に携わる市民や団体、機関等とします。

## 4 計画の期間

第3次上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市こども計画）は、第2次計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

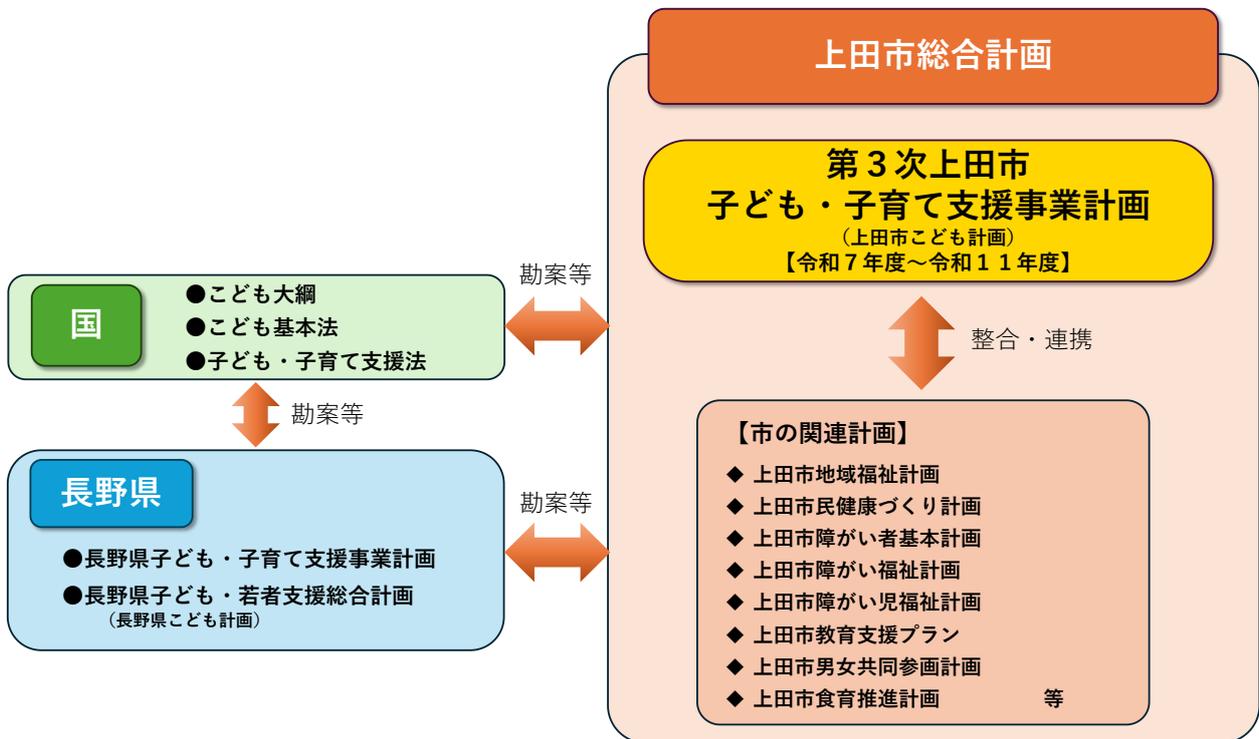


## 5 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法<sup>(注)</sup>」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、本計画は、「次世代育成支援対策推進法<sup>(注)</sup>」による「市町村行動計画」として策定するとともに、上田市総合計画のこども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けます。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律<sup>(注)</sup>」による「市町村子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者育成支援推進法<sup>(注)</sup>」による「市町村子ども・若者計画」を本計画と一体のものにするとともに、「こども基本法<sup>(注)</sup>」による「自治体こども計画<sup>(注)</sup>」として位置付けます。



## 6 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」等（保護者及び子ども・若者へのアンケート調査）及び「子育て世代や子どもに対するワークショップ」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や、今後の利用希望などの把握を行いました。

### (2) 庁内関係各課との協議・検討の実施

本計画を策定するにあたり、上田市で実施している事業について、現状と今後の事業の取組の方向性を決めるため、庁内関係各課による会議等を実施し、協議・検討を行いました。

### (3) 上田市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、当事者等の意見を反映するため、市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上田市子ども・子育て会議」により審議しました。

### (4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたってはパブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

## 7 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

SDGsでは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な成果を実現するため、17の目標と169の達成基準から構成されています。

上田市では「上田市総合計画」において、SDGsを反映するものとして組み入れ、必要な目標や施策につなげるとしています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人として取り残さない」という考えは、上田市の未来を担うこども・若者一人ひとりの健やかな育ちを目指すもので、当計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。

このため、子ども・子育て支援施策を実施するにあたっては、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな関係者と連携しながら、SDGsの視点を踏まえて推進していきます。





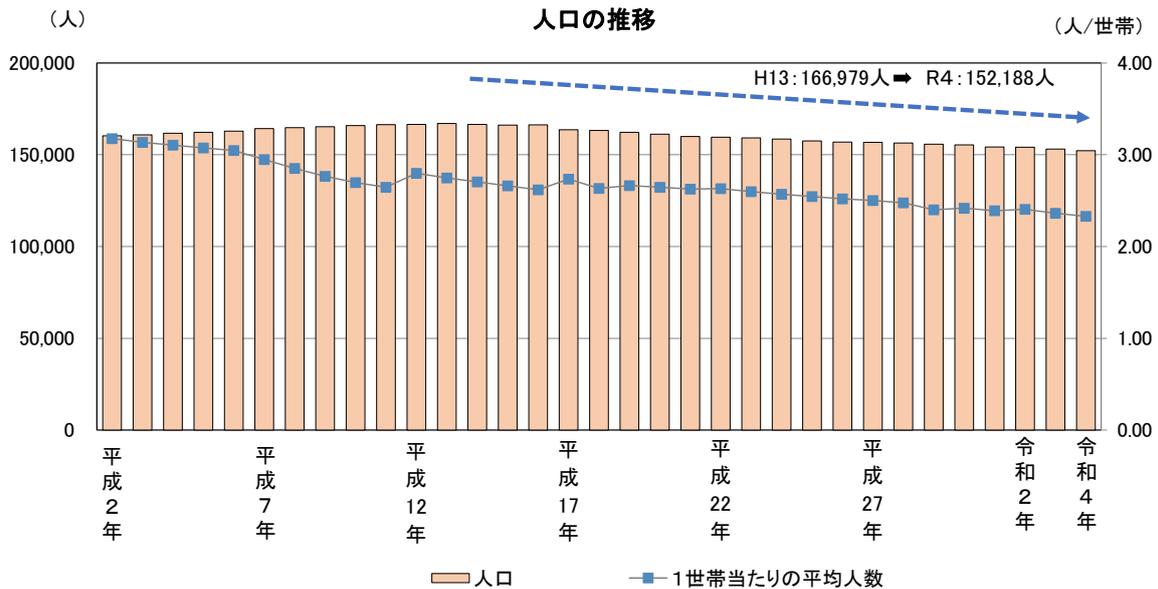
## 第2章 こども・子育てを取り巻く現状

### 1 統計からみた本市の現状

#### (1) 人口と世帯数等の推移

##### ① 人口の推移

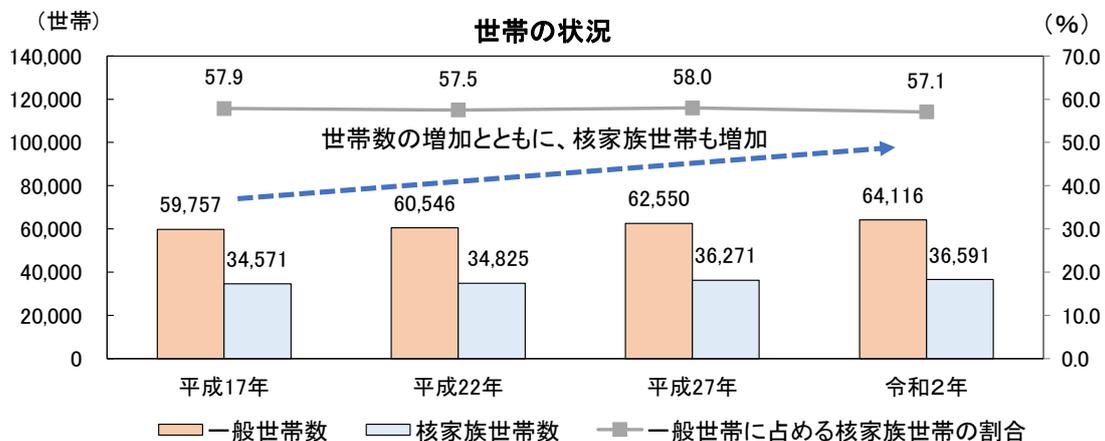
上田市の人口と世帯数は、令和4年で人口 152,188人、世帯数 65,348世帯となっています。人口は平成13年の166,979人をピークに減少していますが、世帯数は年々増加傾向にあります。また、1世帯当たりの平均人数は、減少傾向にあります。



資料：国勢調査、上田市の統計（各年10月1日現在）

##### ② 一般世帯・核家族世帯の状況

上田市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で36,591世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合はほぼ横ばいとなっています。

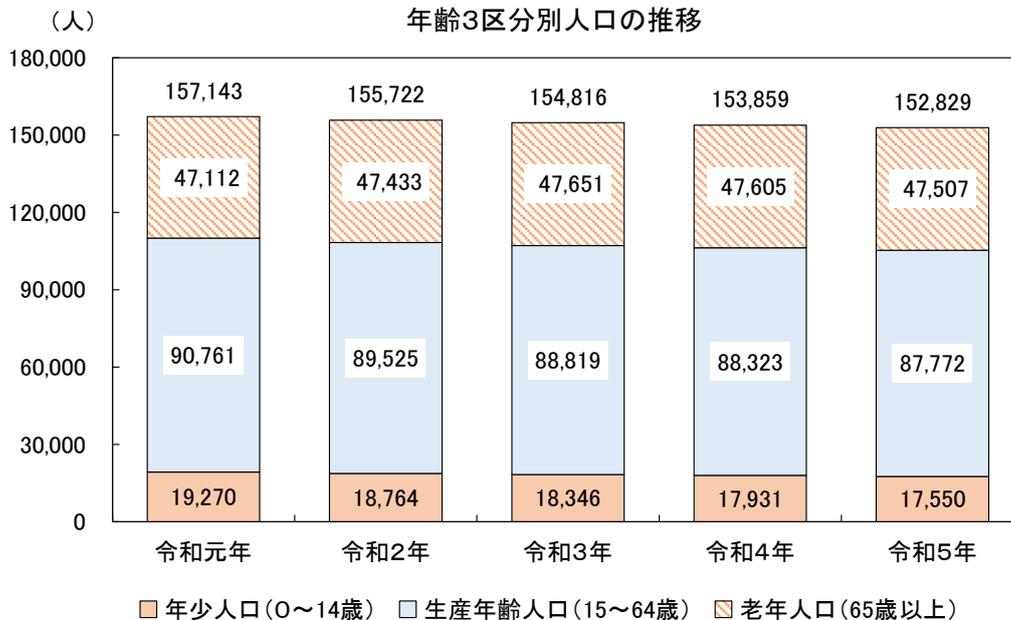


資料：国勢調査

## (2) 年齢3区分人口及び年少人口割合の推移

### ① 年齢3区分別人口の推移

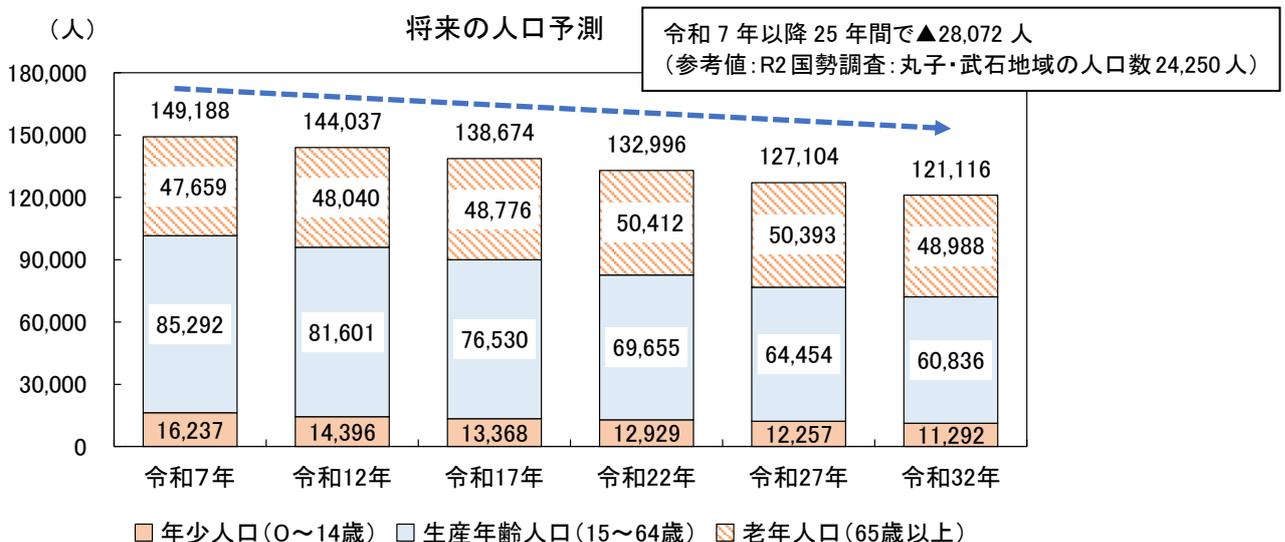
上田市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和5年で152,829人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0～14歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)はほぼ横ばいで推移しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (3) 将来の人口予測

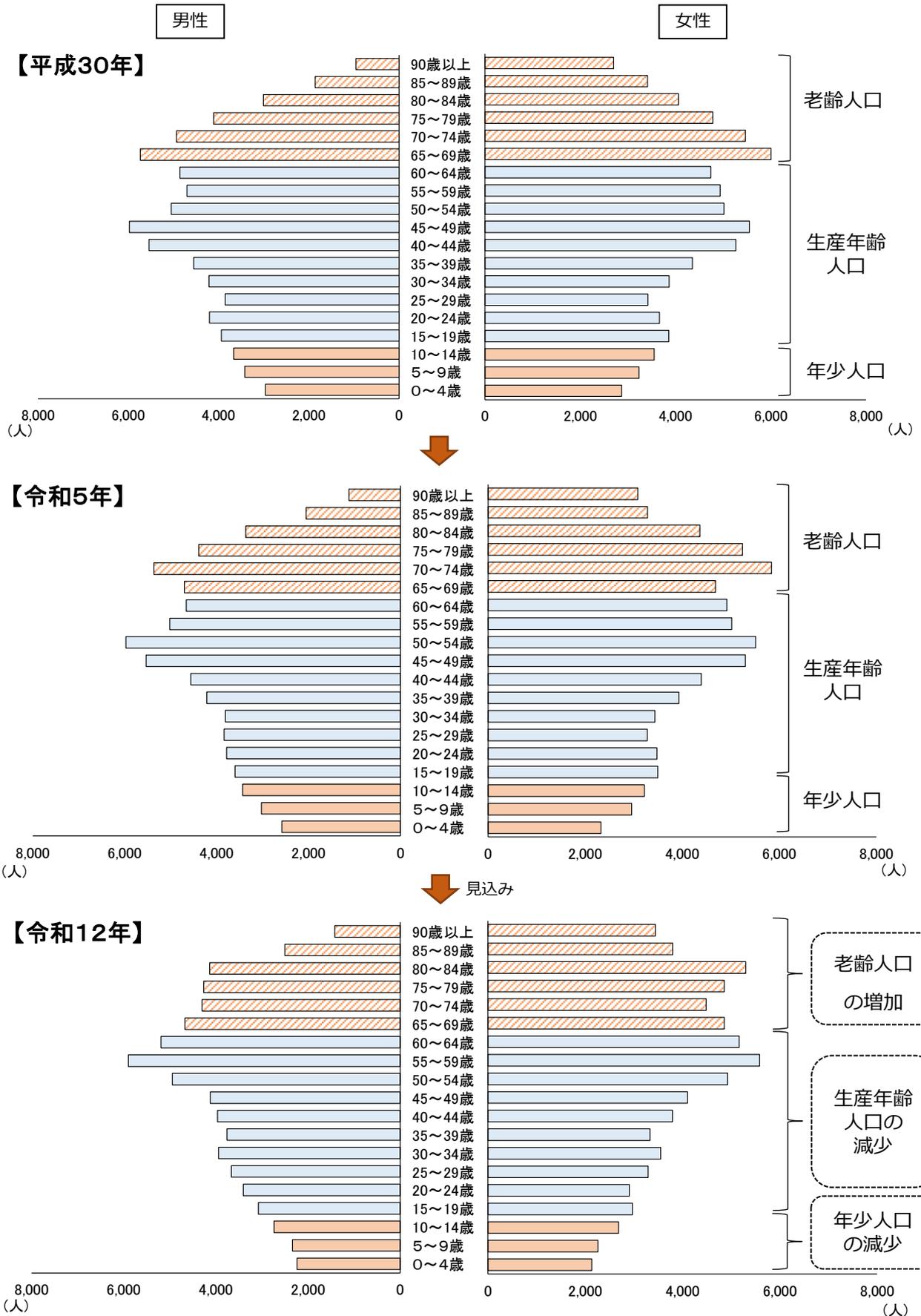
上田市の将来の人口予測をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にあります。老年人口は増加傾向にあります。今後も、少子高齢化が進行していくことが見込まれます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所

## (4) 年齢別人口の推移

【人口ピラミッド】



資料：平成30年、令和5年は住民基本台帳、令和12年は国立社会保障・人口問題研究所

## (5) 自然動態・社会動態

上田市の自然動態は、出生数を死亡数が上回っています。また、年々その差は大きくなっています。なお、社会動態は、転入が転出を上回っています。

【自然動態】

(単位:人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	1,123	1,096	1,127	1,016	999	964	958
死亡数	1,782	1,946	1,912	1,953	1,896	1,891	2,084
増減	-659	-850	-785	-937	-897	-927	-1,126

【社会動態】

(単位:人)

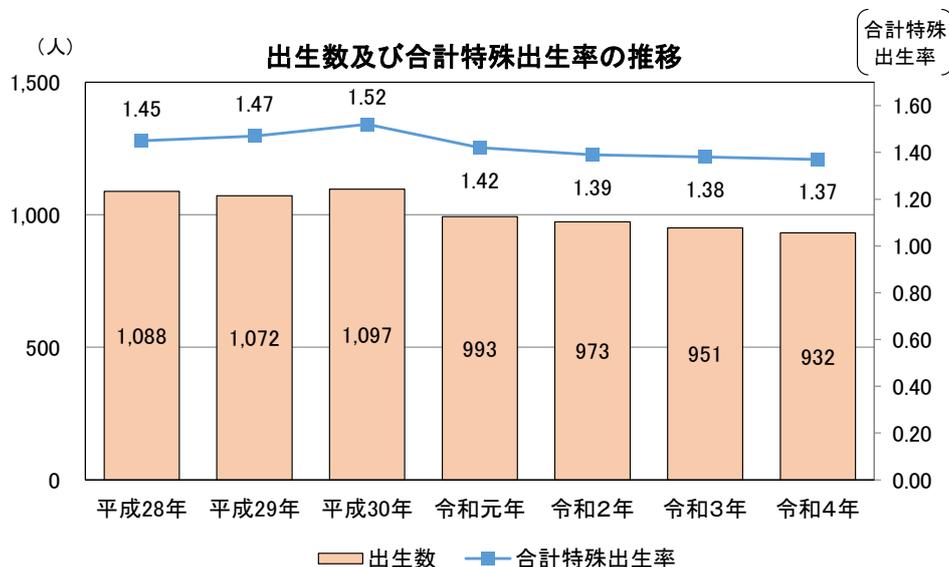
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
転入	総数	4,892	4,901	5,296	4,823	4,367	4,486	4,854
	県外	2,657	2,762	3,023	2,692	2,234	2,401	2,799
	県内	2,235	2,139	2,273	2,131	2,133	2,085	2,055
転出	総数	4,350	4,487	4,697	4,891	4,509	4,376	4,696
	県外	2,456	2,415	2,556	2,788	2,463	2,370	2,646
	県内	1,894	2,072	2,141	2,103	2,046	2,006	2,050
増減	542	414	599	-68	-142	110	158	

資料：上田市の統計

## (6) 出生数と合計特殊出生率<sup>(注)</sup>の状況

上田市の出生数は減少傾向にあり、令和4年で932人と平成28年と比較すると156人減少しています。

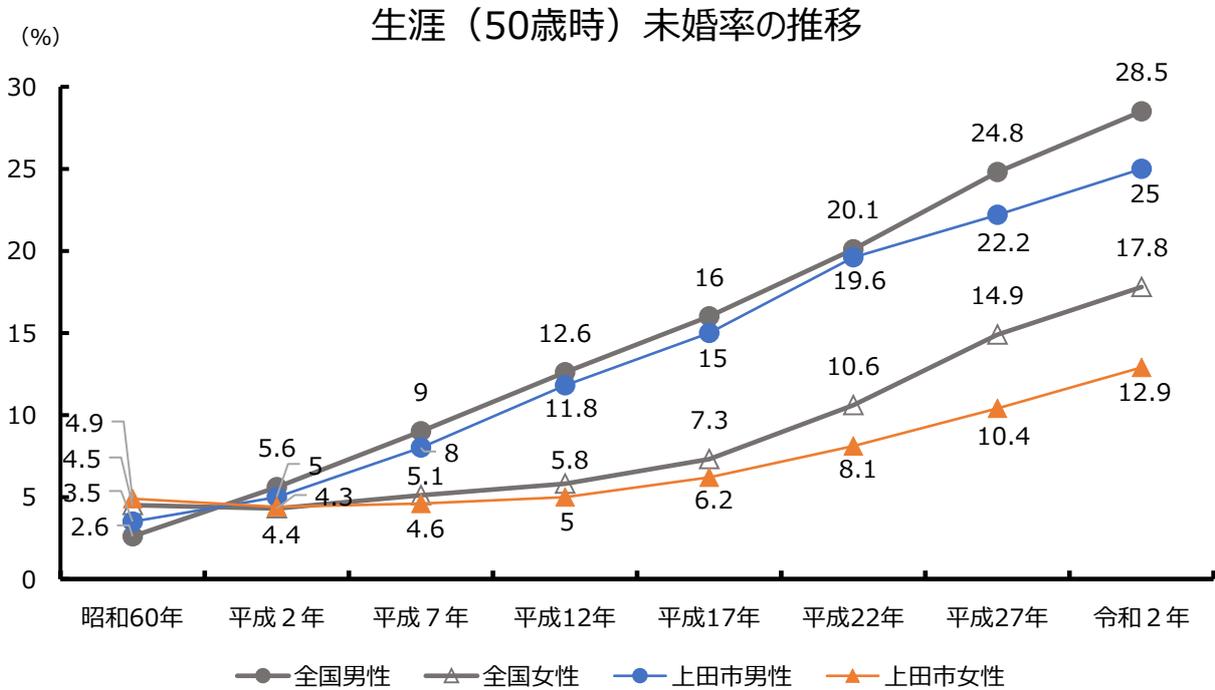
また、上田市の合計特殊出生率<sup>(注)</sup>の推移をみると、平成30年から減少しており令和4年では1.37となっています。



資料：健康推進課資料

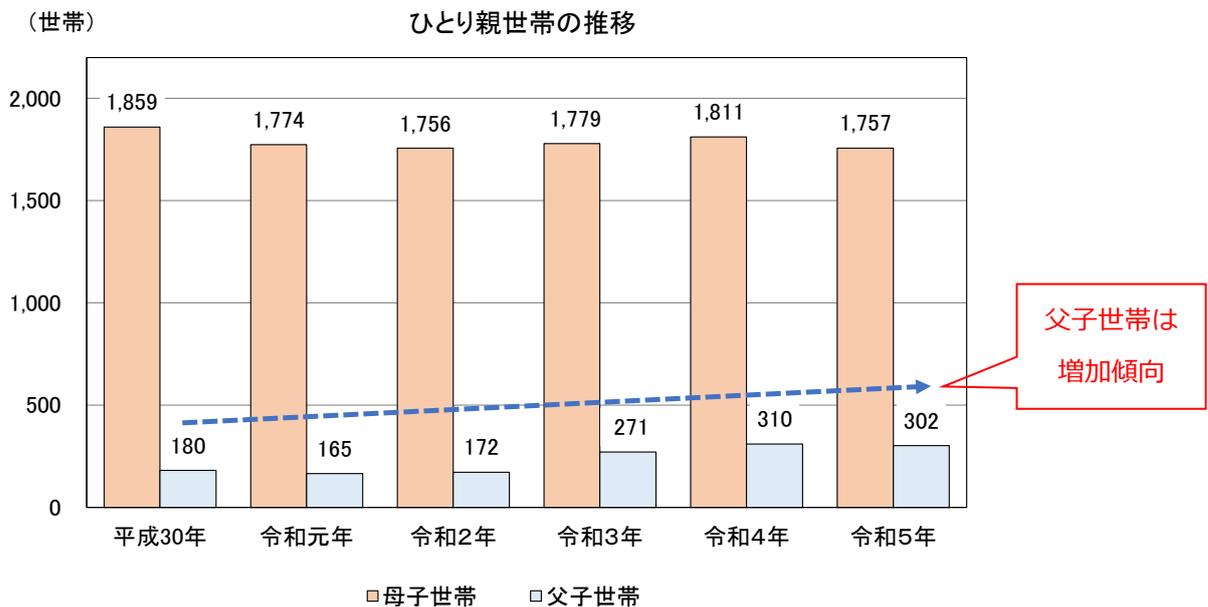
## (7) 生涯（50歳時）未婚率の推移

上田市の生涯（50歳時）未婚率の推移をみると、男女ともに増加しています。増加の理由として、雇用の不安定化やライフスタイルの多様化などがあげられ、少子化に大きく影響しています。



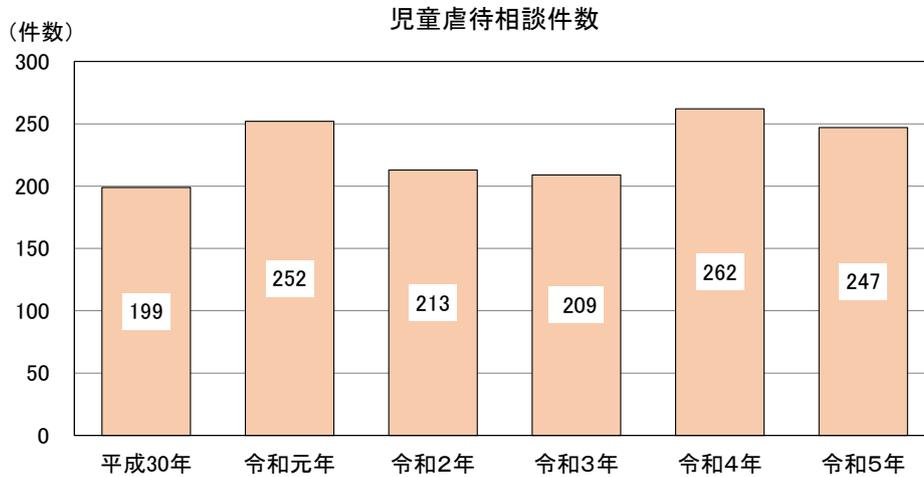
## (8) ひとり親家庭数の状況

上田市の20歳未満の子どもがいる母子世帯は、一定の世帯数で推移し、令和5年で1,757世帯となっています。また、20歳未満の子どもがいる父子世帯は年々増加しています。



## (9) 児童虐待相談の件数

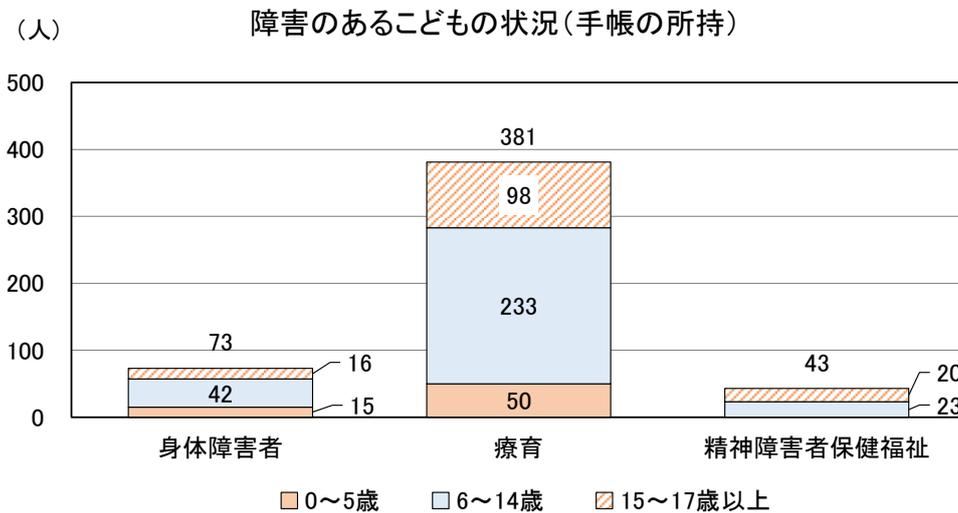
上田市の児童虐待相談件数は各年で変動しており、増加と減少を繰り返しています。令和4年では262件と直近5年間で最も多くなっていましたが、令和5年は247件と減少しています。



資料：子育て・子育て支援課資料

## (10) 障がいのあるこどもの状況

障がいのあるこどもの現状は、療育手帳を持つこどもが最も多く381人となっています。



資料：障がい者支援課資料（令和6年3月31日現在）

## (11) 児童・生徒数と特別支援学級・学校に在籍する児童・生徒数

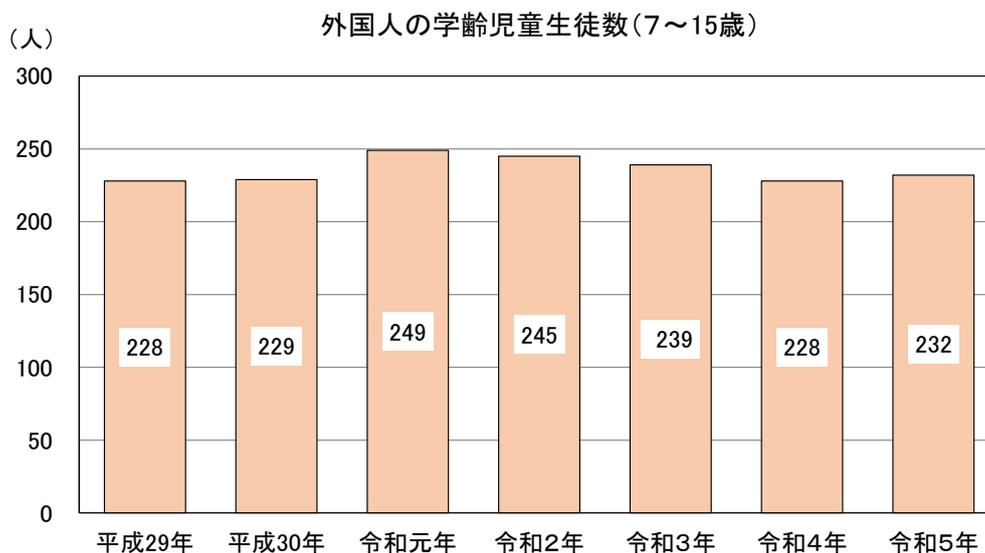
児童・生徒数は年々減少していますが、特別支援学級・学校の児童・生徒数は年々増加傾向にあります。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童数	8,098	8,007	7,848	7,734	7,694	7,488
生徒数	4,204	4,123	4,044	3,960	3,862	3,808
特別支援学級の児童数	331	356	369	378	408	418
特別支援学級の生徒数	194	198	199	205	197	228
特別支援学校の児童数	76	77	79	76	66	71
特別支援学校の生徒数	37	39	42	41	46	47

資料：学校教育課資料（各年5月1日現在）

## (12) 外国につながるこどもの状況

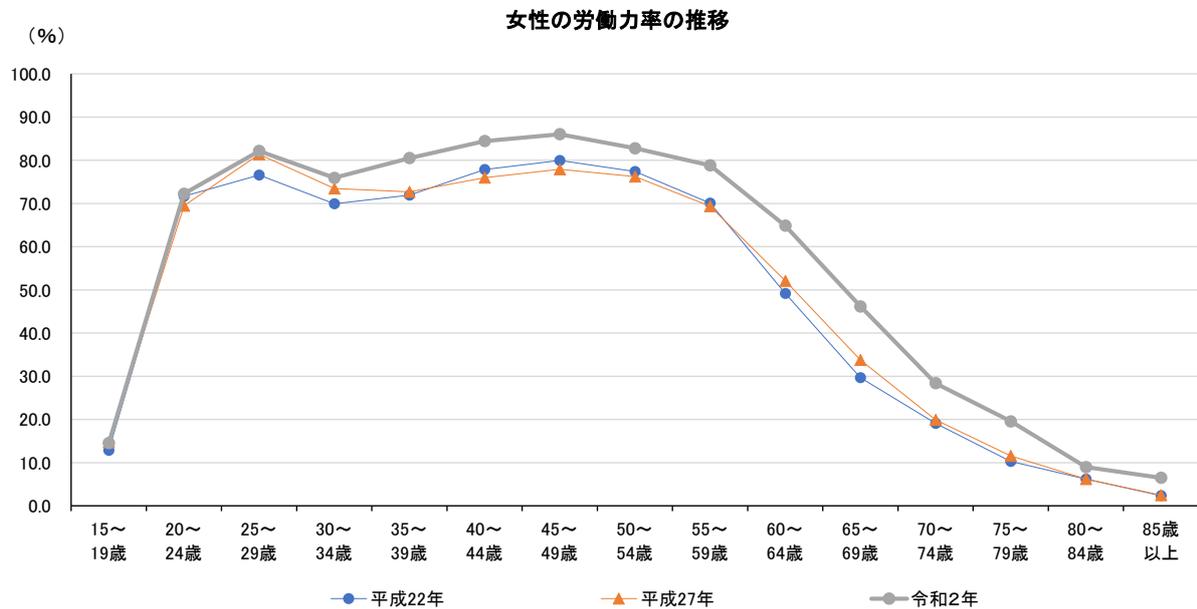
上田市の外国人の学齢児童生徒数は、令和元年までは増加していましたが、令和2年から減少傾向にあり、令和5年では232人となっています。



資料：住民基本台帳（各年5月1日現在）

### (13) 就業状況

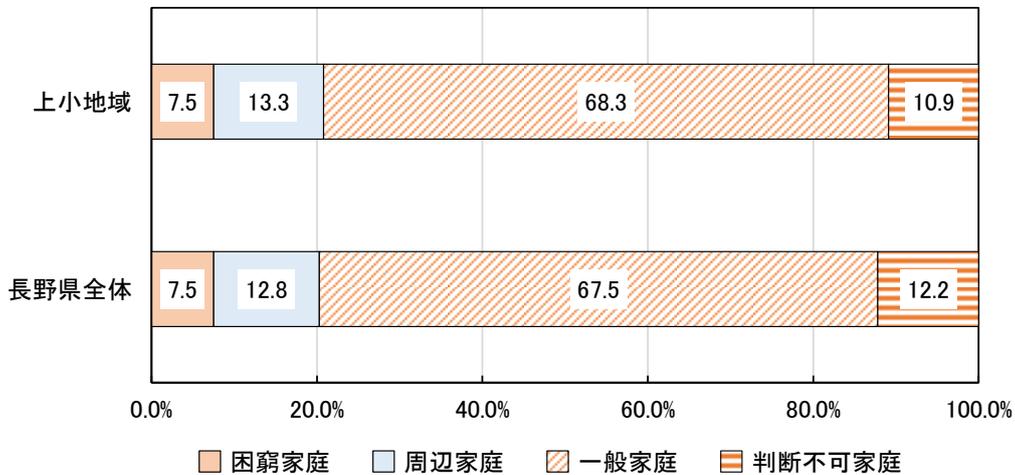
上田市の女性の年齢別労働力率は、30～34歳の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。全体的な就業率は、平成22年及び平成27年と比較すると令和2年は増加しています。



資料：国勢調査

## (14) こどもの貧困の状況

上小地域における生活困難度は、「困窮家庭」が 7.5%、「周辺家庭」が 13.3%となっています。

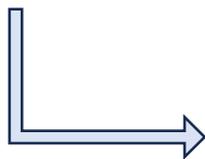


資料：長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果報告書（令和5年2月）

### ※ 長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果の「生活困難度」の取扱いについて

以下①②③の3つの要素の回答状況に基づいて分類

① 低所得	世帯の可処分所得、世帯人数を組み合わせた分類のうち、一定の所得未満の世帯 〔例 1人世帯 120万円未満、2人世帯 175万円未満〕 3人世帯 210万円未満、4人世帯 245万円未満〕
② 家計のひっ迫	7項目（電話・電気・ガス・水道の公共料金、家賃、食料・衣類の購入）について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある場合
③ 子どもの体験や所有物の欠如	「海水浴に行く」、「遊園地やテーマパークに行く」、「毎月お小遣いを渡す」など15項目のうち、経済的な理由でしていない、金銭的な理由でない、など欠如する項目が3つ以上ある場合



- ①②③ のうち2つ以上の要素に該当 = **困窮家庭**
- ①②③ のうち1つ以上の要素に該当 = **周辺家庭**
- ①②③ に該当しない = **一般家庭**

## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 保育所の利用状況

上田市の保育所の状況を見ると、定員数・箇所数は横ばいとなっていますが、在籍児童数は減少傾向にあります。令和6年4月1日現在、32園、定員3,185人、在籍児童数2,455人となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数（人）	2,861	2,819	2,741	2,715
定員数（人）	3,255	3,245	3,245	3,245
施設数（箇所）	34	33	33	33

資料：保育課資料（各年度3月31日現在）

### (2) 幼稚園の利用状況

上田市の幼稚園の状況を見ると、定員数・箇所数は横ばいとなっていますが、利用児童数は減少傾向にあります。令和6年5月1日現在、11園、定員1,680人、在籍児童数665人となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数（人）	1,015	942	876	837
定員数（人）	2,070	1,995	1,995	1,995
施設数（箇所）	13	12	12	12

資料：保育課資料（各年度5月1日現在）

### (3) 認定こども園<sup>(注)</sup>の利用状況

上田市の認定こども園<sup>(注)</sup>の状況を見ると、定員数・利用児童数・箇所数ともに横ばいから増加傾向にあります。令和6年4月1日現在、9園、定員1,003人、在籍児童数918人となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数（人）	912	967	948	933
定員数（人）	858	933	933	933
施設数（箇所）	7	8	8	8

資料：保育課資料（各年度3月31日現在）

#### (4) 小規模保育事業所 <sup>(注)</sup> 等の利用状況

上田市の小規模保育事業所 <sup>(注)</sup> 等の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加傾向にあります。令和6年4月1日時点で、4園、定員69人、在籍児童数60人となっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数(人)	34	79	85	88
定員数(人)	31	69	69	88
施設数(箇所)	2	4	4	5

資料：保育課資料（各年度3月31日現在）

#### (5) 認可外保育施設の利用状況（事業所内保育所 <sup>(注)</sup> 含む）

上田市の認可外保育施設の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに横ばいにあります。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数(人)	161	156	155	172
定員数(人)	230	230	320	320
施設数(箇所)	16	16	17	17

資料：保育課資料（各年度3月31日現在）

### 3 地域子ども・子育て支援の状況

#### (1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、平成 28 年度に「子育て世代包括支援センター<sup>(注)</sup>」を設置し、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、「上田市こども家庭センター<sup>(注)</sup>」など関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行っています。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数 (箇所)	1	1	1	1

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組です。引き続き子育て世帯の多様なニーズに対するきめ細かな支援を行っていきます。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
子育て支援センター	35,690	36,874	37,824	59,198
児童館・児童センター	9,369	8,536	8,888	11,469
丸子子育てサロン	3,147	2,492	3,006	3,763
計 (延べ利用回数)	48,206	47,902	49,718	74,430

#### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦健康診査に対する公費助成を行っており、一人当たり平均 1 1.4 回の利用回数となっています。

【助成内容】全妊婦 1 4 回 母子健康手帳交付時に、1 4 枚の基本健診票、4 種類 (5 枚) の追加検査受診票、4 枚の超音波受診票を交付する。

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数 (人)	923	983	921	871
利用回数 (回)	10,206	11,663	10,264	10,029

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対して、保健師または助産師が自宅を訪問し、乳児の発育状況の確認、保護者の健康・育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行っています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数(件)	942	956	919	868

#### (5) 養育支援訪問事業

若年や妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠等、支援が必要な妊産婦が増えており、妊娠期も含め、継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、健康推進課及び子育て・子育て支援課においてその必要性を把握した上で、保健師や助産師等が、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行っています。その中でさらに具体的な支援が必要な家庭にはヘルパーによる家事育児訪問支援をおこなっています。(一人当たり28時間以内)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実家庭数(人)	330	490	485	511
延べ家庭数(回)	2,084	2,580	2,284	2,621
家事育児訪問支援家庭数(人)	7	10	9	0

#### (6) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行い、こどもの養育だけでなく保護者(妊産婦を含む)自身が支援を必要とする家庭、ヤングケアラー<sup>(注)</sup>がいる家庭に対し、その居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児等の支援を行います。

区分	令和4年度	令和5年度
支援家庭数(人)	13	26
延べ家庭数(回)	186	411

※養育支援訪問事業の家事育児訪問支援は、令和4年9月から本事業に移行。

## (7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により一時的に子育てに支障をきたす場合等に、児童を施設において預かることにより保護者の育児の負担軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて、子育てを支援しています。市内の受入れ施設を2か所（うえだみなみ乳児院、原峠保養園）として、引き続き実施していきます。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～5歳以下家庭 (延べ利用日数)	14	49	69	98
就学児家庭 (延べ利用日数)	36	34	18	58

## (8) ファミリー・サポート・センター<sup>(注)</sup> 事業

子育て中の方が、仕事や急な用事などでこどもの世話ができない時に、地域の方が応援する会員同士の相互援助活動です。子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）に、子育ての応援をしたい人（提供会員）をセンター事務局が紹介し、依頼会員が提供会員へこどもの世話を依頼し、活動終了後に一定の料金を支払う仕組みです。

女性の就業率の向上に伴い、利用者は増加傾向にありますが、依頼会員に比べ提供会員の数が少なく、会員確保が課題となっています。また、送迎の要望も近年多くなっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動回数（回）	1,744	1,508	1,801	1,431
実利用者数（人）	47	62	75	67
依頼会員（人）	435	447	425	418
提供会員数（人）	285	286	283	289
両方会員数（人）	54	55	48	62

## (9) 一時預かり事業

### ア 幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園<sup>(注)</sup>（1号認定<sup>※</sup>）の在園児を対象とした一時預かり事業については、延べ利用人数は増加傾向にあります。（※P.103 参照）

### イ その他の一時預かり事業（幼稚園型以外）

その他の一時預かり事業（幼稚園型以外）は、保育所、幼稚園等の就学前施設を普段利用していない子どもを一時的に保育所・認定こども園<sup>(注)</sup>で預かる事業です。就労または学習等による継続的な理由や、冠婚葬祭等による緊急的な理由のほか、近年は、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減を必要とするニーズが高まっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園での一時預かり事業（延べ人数）	40,991	34,466	38,902	40,631
その他の一時預かり事業（延べ人数）	5,905	5,843	5,107	5,698

## (10) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間を越えて、さらに延長して保育を行う延長保育事業は、利用者が横ばいから増加傾向にあります。

また、日曜日や祝日にも保育を行う休日保育事業（公立1園で実施）は、年によって利用者が増減しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育（延べ人数）	25,475	24,041	22,782	28,523
休日保育（延べ人数）	602	576	336	392

## (11) 病児・病後児保育<sup>(注)</sup> 事業

児童が病気などのため、入院治療は必要ないが、ほかの児童との集団生活が困難な時期に保育所等にかわって、その児童を一時的に預かる事業です。

上田病院と丸子中央病院へ委託し、病気の急性期や急な容態変化にも迅速な対応が可能である医療機関併設型で実施しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(延べ人数)	441	686	1,055	1,086
実利用者数(人)	99	151	193	224
登録者数(人)	1,154	1,205	1,220	1,297

## (12) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠届出時から妊婦や0歳～2歳(低年齢期)の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信を行うことを通じて、必要な支援に繋ぐ伴走型相談支援の充実を図る事業です。(令和4年度開始)

また、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦に対する、経済的支援を一体的に実施しています。

区分	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数(人)	921	871
面談実施合計回数(回)	1,840	2,362

## (13) 産後ケア事業

出産したお母さんと赤ちゃんがスムーズに新生活をスタートできるよう医療機関又は助産所等で、助産師や看護師等から、心身のケアや授乳指導・育児相談等を受けられる事業です。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産婦数(人)	968	965	932	875
利用人数(延べ人数)	14	187	342	480

## (14) 放課後児童対策事業

児童館・児童センターは、18歳未満の児童に健全な遊びの場を提供し、児童の健康を増進するために設置しています。また、学童保育所、児童クラブは、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、学校の空き教室等において、放課後児童支援員により適切な遊び及び生活の場を提供しています。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、利用を一時制限した影響があり、利用児童数の大幅な増加はありませんでしたが、児童数が減少傾向にあるなかで、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の一般化等により放課後児童施設<sup>(注)</sup>の利用希望児童数は緩やかな増加傾向にあります。

利用人数（平日・人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館・児童センター	19	23	21	22
学童保育所	44	45	40	51
児童クラブ	35	41	39	42

## 4 ニーズ調査等の結果概要

### (1) ニーズ調査の概要

本計画の策定に向け、本市の子育てに関する状況を把握し、課題や意向等を計画及び施策に反映していくために、アンケート調査を実施しました。

対象者	無作為抽出による上田市在住の0歳から小学生6年生までの保護者の方(2,000人)及び、中・高校生世代(1,000人)			
調査方法	配布方法：郵送 回収方法：郵送またはWEBによる回答			
調査期間	令和6年1月19日(金)～令和6年2月2日(金)			
回収状況	調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
	就学前児童の保護者アンケート調査	1,000通	406通	40.6%
	小学生児童の保護者アンケート調査	1,000通	427通	42.7%
	中・高校生の生徒等アンケート調査	1,000通	278通	27.8%

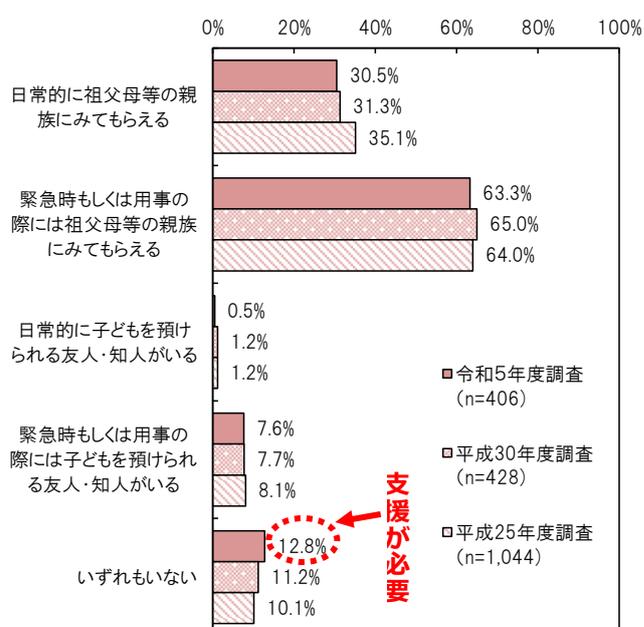
### (2) ニーズ調査の主な設問と回答結果

#### ア 日ごろから子どもを預かってもらえる親族等の状況

##### ① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が63.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が30.5%、「いずれもない」の割合が12.8%となっています。

過去の調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少し、「いずれもない」と回答した支援が必要となる人の割合が増加しています。



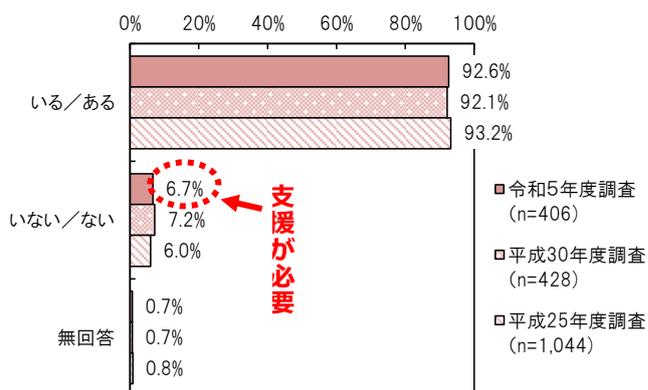
※グラフや表に付された「n=●」(●は数字)は、回答者数を表しています

## イ 配偶者以外に気軽に相談できる人の存在

### ① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 92.6%、「いない／ない」の割合が 6.7%となっています。

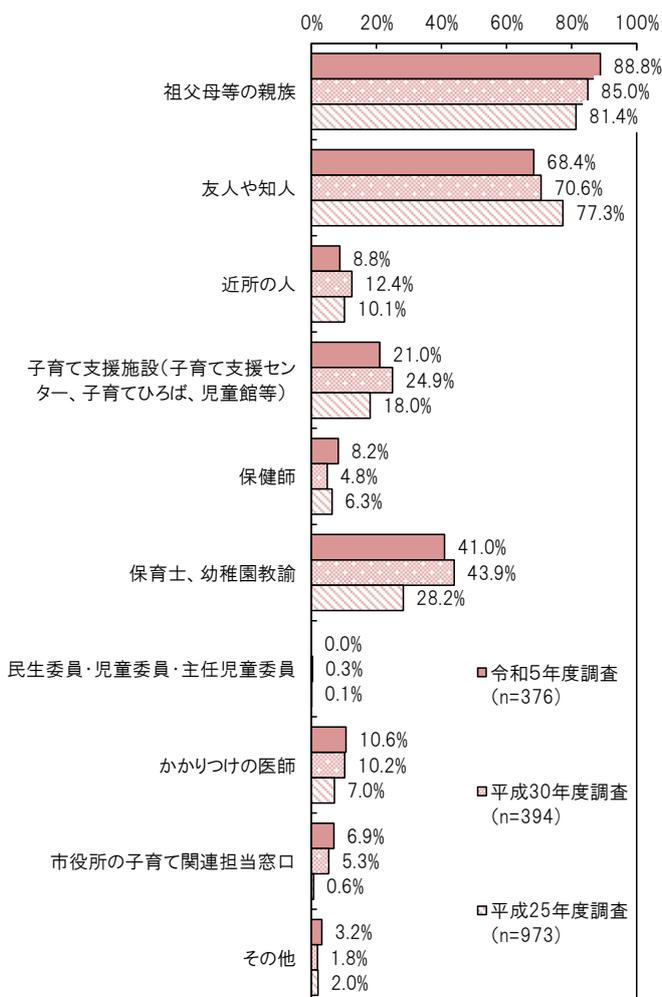
平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が 88.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 68.4%、「保育士、幼稚園教諭」の割合が 41.0%となっています。

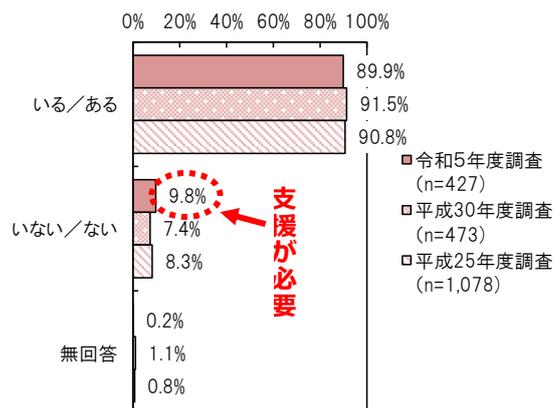
過去の調査と比較すると、「友人や知人」の割合が減少する一方、「祖父母等の親族」の割合が増加しています。



### ③ 小学生児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が 89.9%、「いない／ない」の割合が 9.8%となっています。

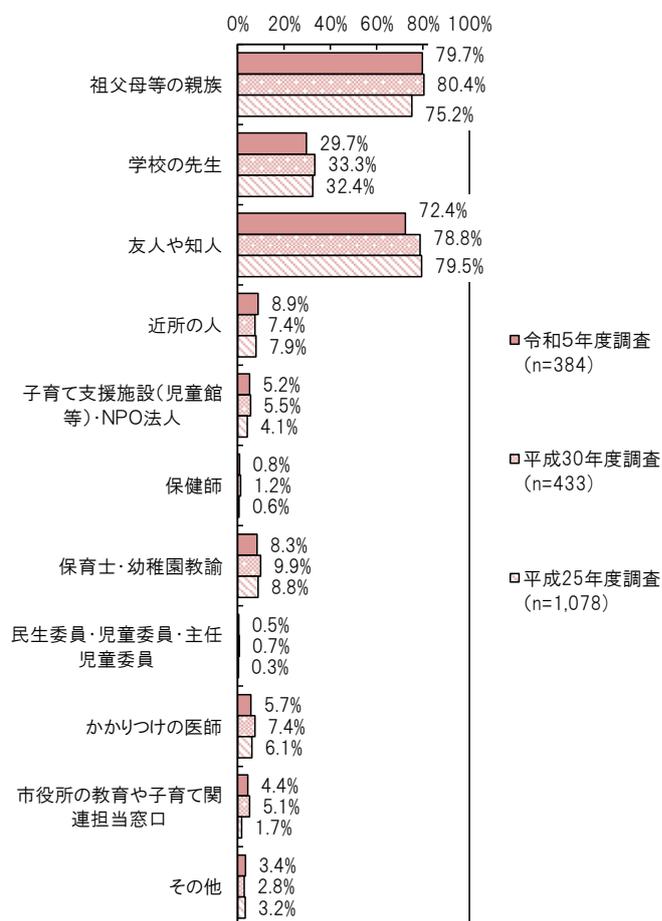
過去の調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ④ 小学生児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が 79.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が 72.4%となっています。

過去の調査と比べると、「友人や知人」の割合が減少しています。



## ウ 日ごろの悩みや気になること

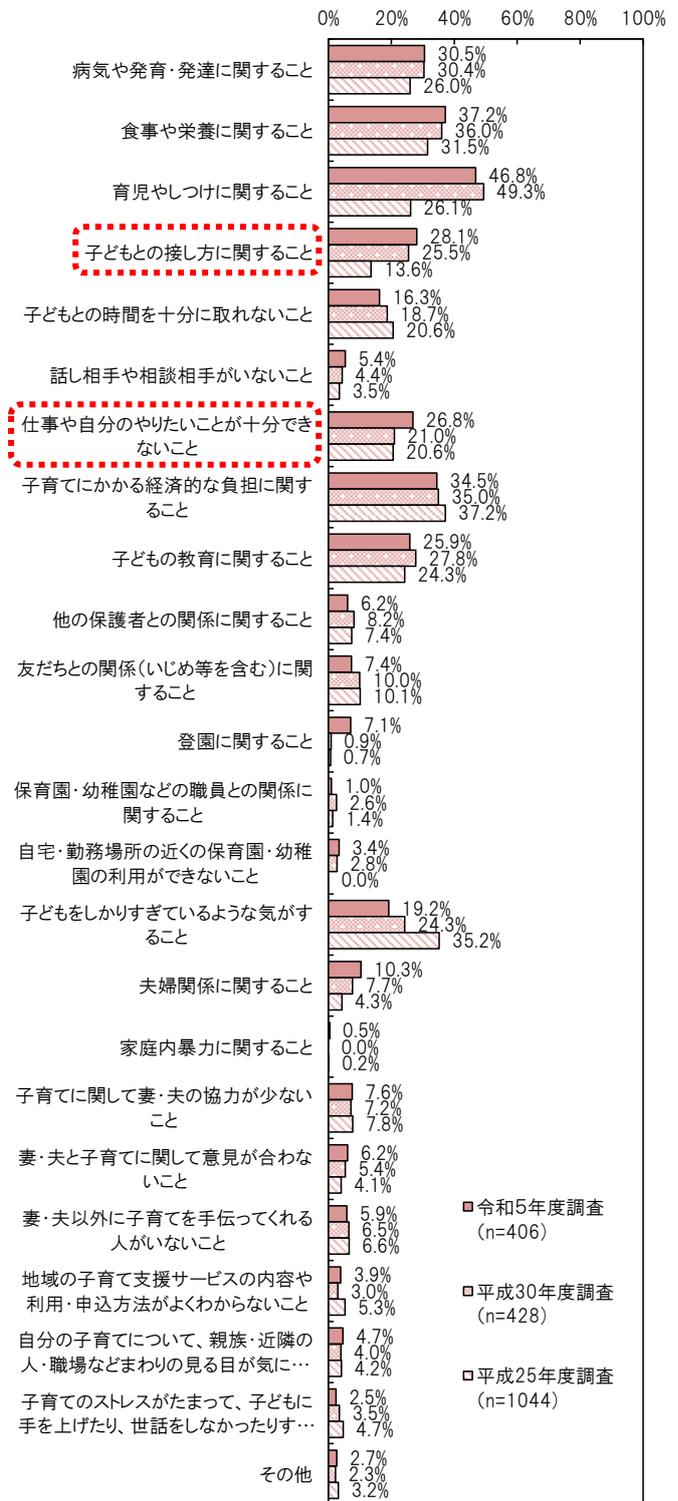
### ① 就学前児童の保護者の子育てに関して、日ごろ悩んでいることや気になること

「育児やしつけに関すること」の割合が46.8%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」の割合が37.2%、「子育てにかかる経済的な負担に関すること」の割合が34.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもとの接し方に関すること」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が増加しています。

一方、「子どもをしかりすぎているような気がする」との割合が減少しています。

※    前回調査より増加



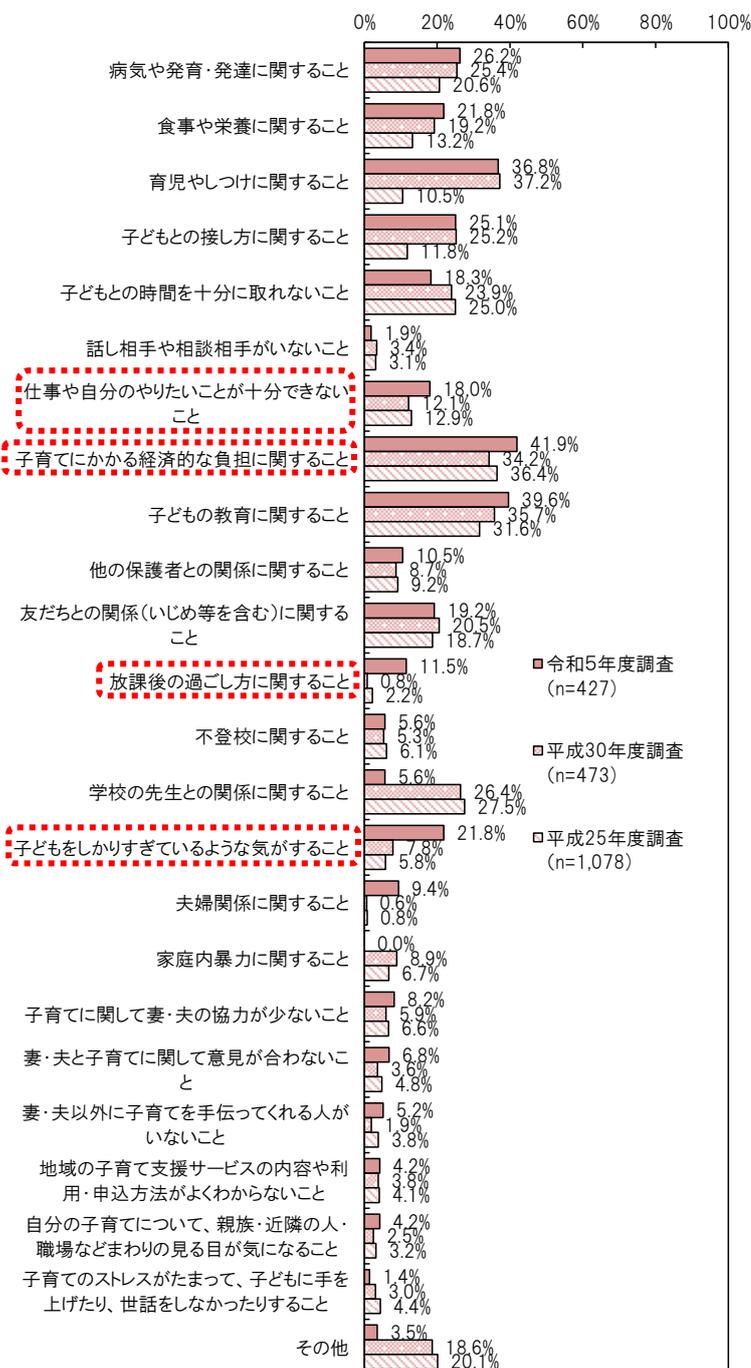
## ② 小学生児童の保護者の子育てに関して、日ごろ悩んでいることや気になること

「子育てにかかる経済的な負担に関すること」の割合が41.9%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が39.6%、「育児やしつけに関すること」が36.8%となっています。

平成30年度調査と比べると、「子どもを叱りすぎているような気がすること」「放課後の過ごし方に関すること」の回答割合が増加しています。

また、「学校の先生との関係に関すること」の回答割合が減少しています。

※    前回調査より増加

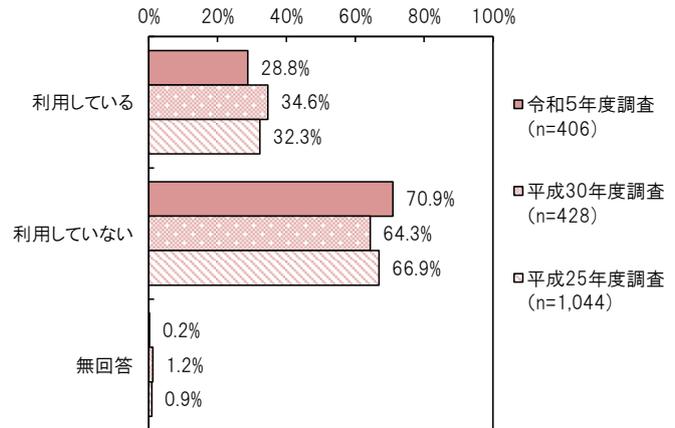


## 工 地域子育て支援拠点事業の利用状況

### ① 就学前児童の保護者の地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用している」の割合が 28.8%、「利用していない」の割合が 70.9%となっています。

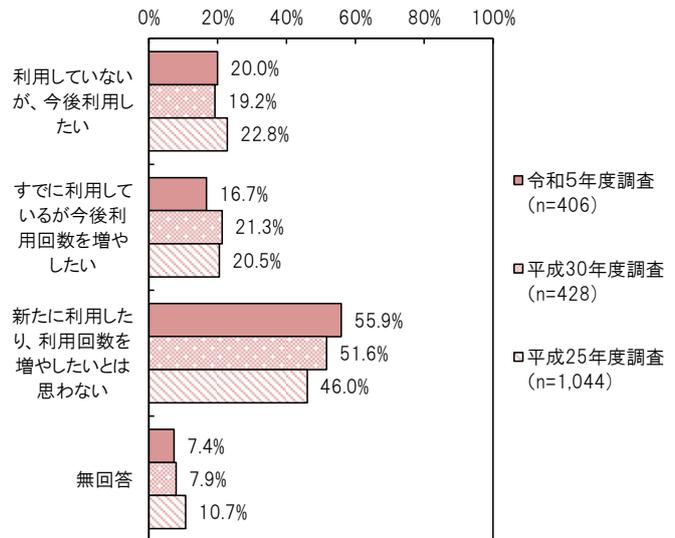
平成 30 年度調査と比較すると、「利用していない」が増加しています。



### ② 就学前児童の保護者の地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない」の割合が 55.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 20.0%、「すでに利用しているが今後利用回数を増やしたい」の割合が 16.7%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「すでに利用しているが今後利用回数を増やしたい」の割合が減少しています。

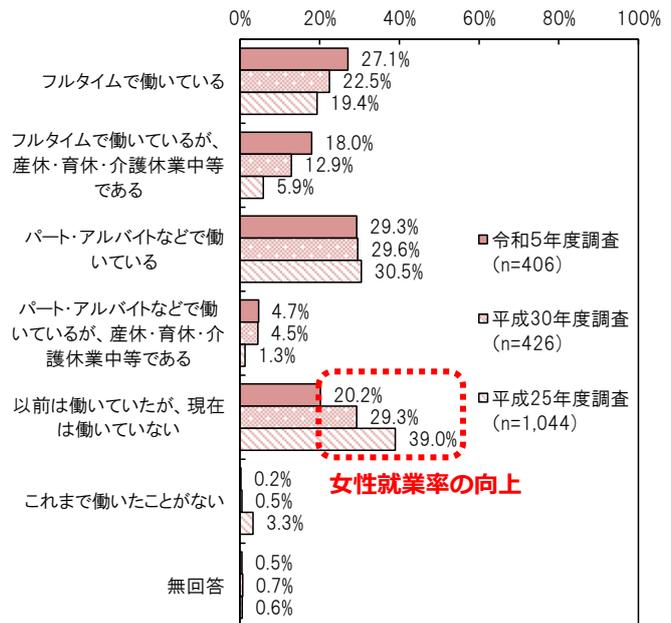


## オ 保護者の就労状況

### ① 就学前児童の母親の就労状況

「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が29.3%で最も高く、次いで「フルタイムで働いている」の割合が27.1%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が20.2%となっています。

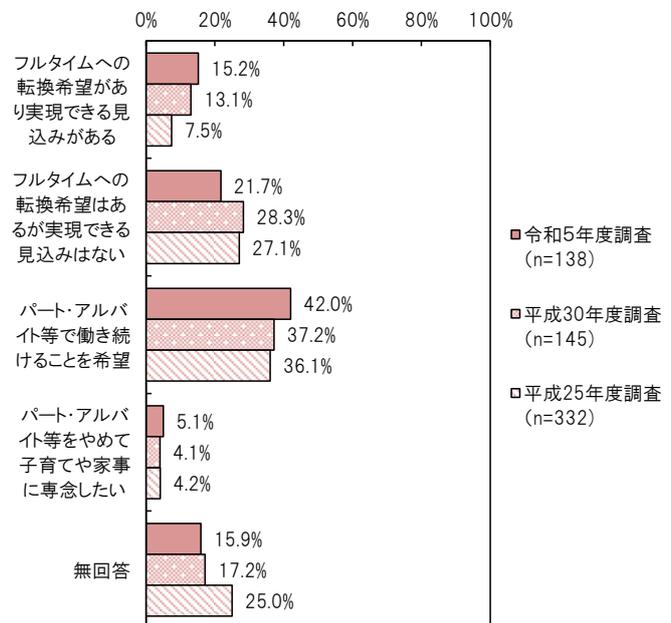
平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いている」「フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休業中等である」の割合が増加しています。一方、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が減少しています。



### ② 就学前児童の母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」の割合が42.0%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが実現できる見込みはない」の割合が21.7%、「フルタイムへの転換希望があり実現できる見込みがある」の割合が15.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」「フルタイムへの転換希望があり実現できる見込みがある」の割合が増加しています。



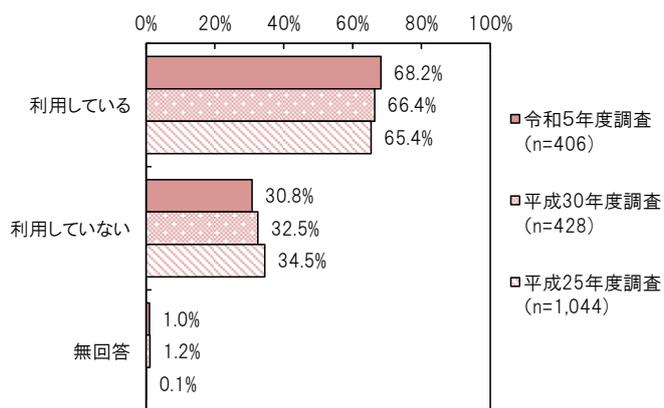


## カ 教育・保育施設等の利用状況

### ① 就学前児童の保護者の平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が68.2%、「利用していない」の割合が30.8%となっています。

過去の調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。

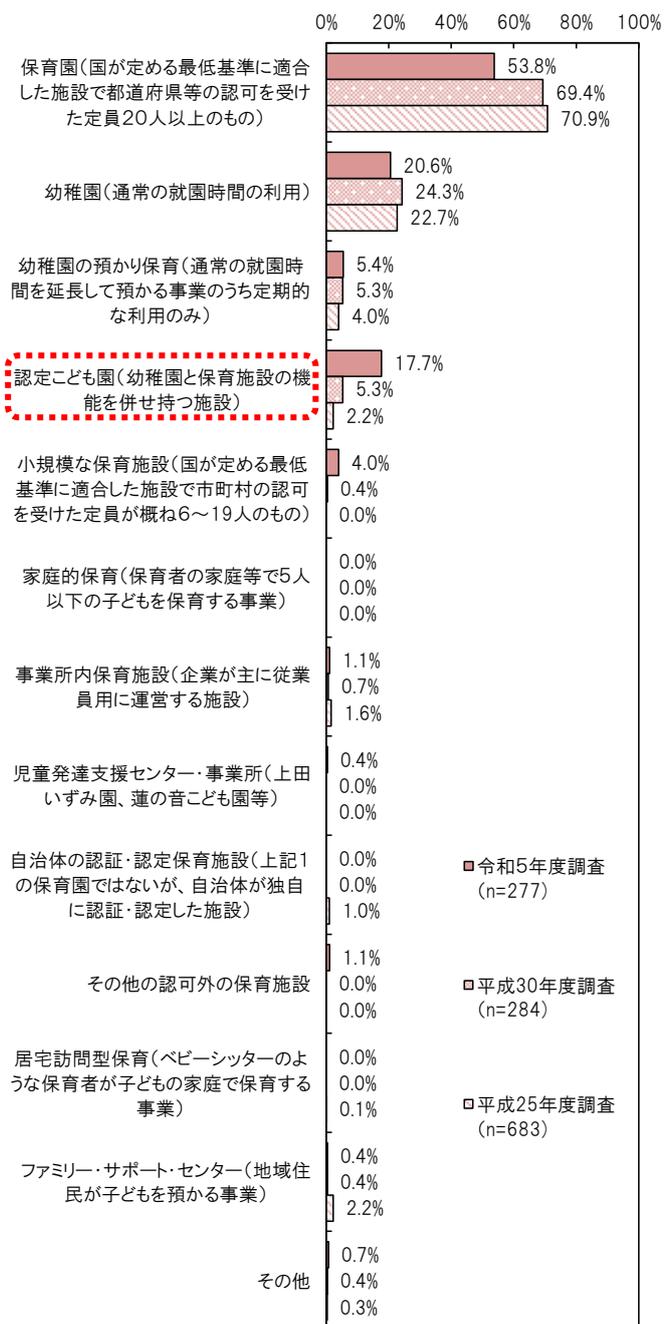


## ② 就学前児童の保護者の平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 53.8%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 20.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。

※      前回調査より増加

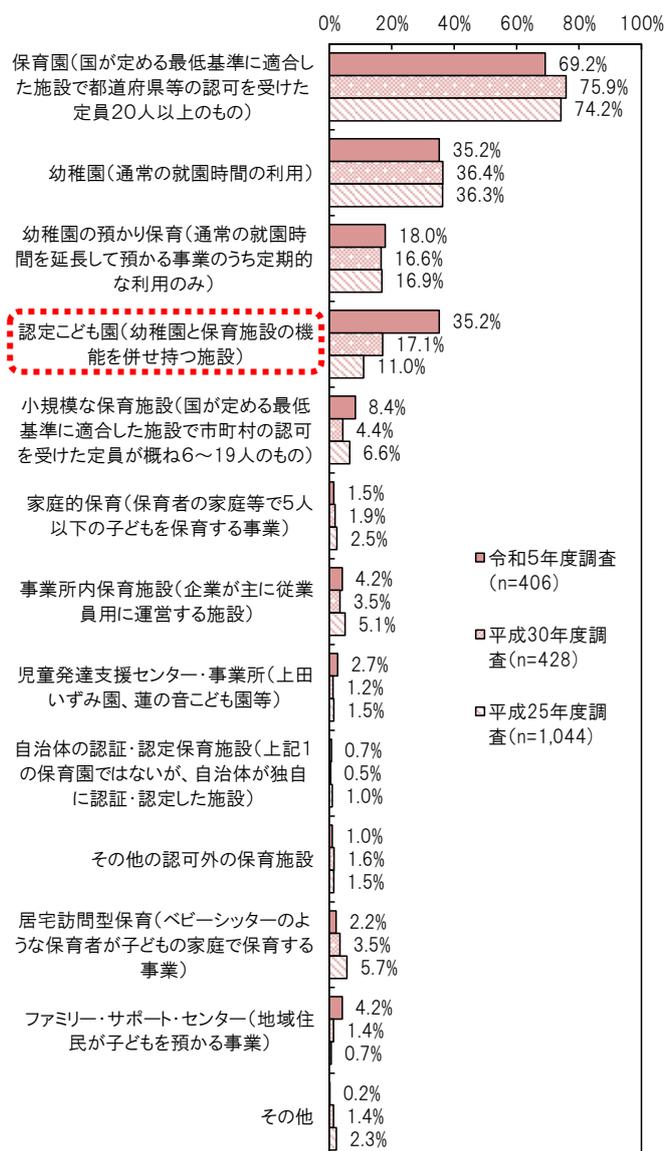


### ③ 就学前児童の保護者の平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が69.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が35.2%となっています。

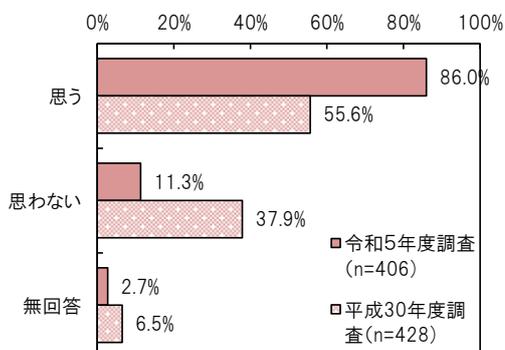
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。

※ 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設） 前回調査より増加



### ④ 就学前児童の保護者の理由に関係なく保育園を利用したいと思うか

「思う」の割合が86.0%、「思わない」の割合が11.3%となっています。

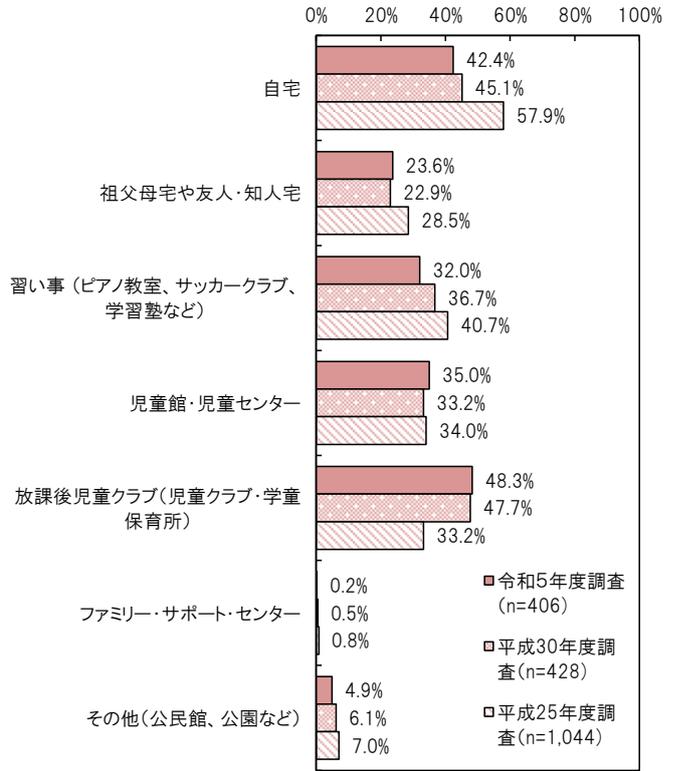


キ 小学校入学後の放課後の過ごし方

① 就学前児童の保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（児童クラブ・学童保育所）」の割合が48.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が42.4%、「児童館・児童センター」の割合が35.0%となっています。

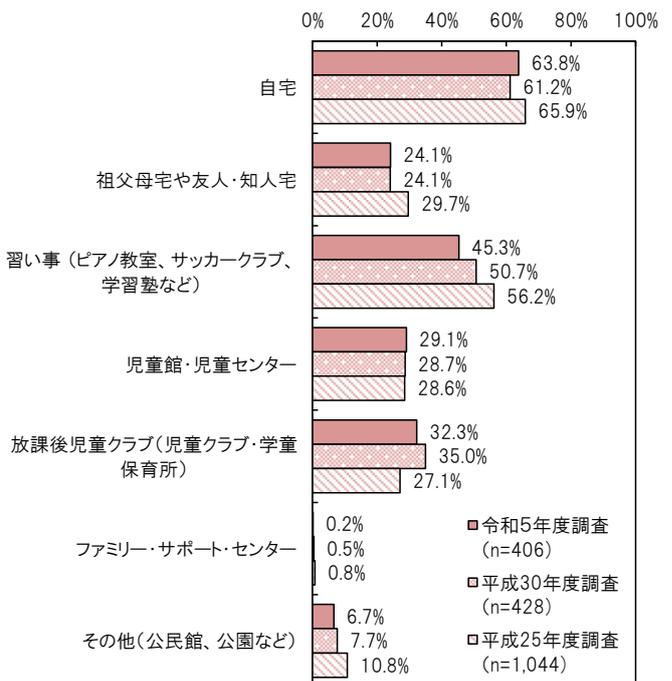
平成30年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



② 就学前児童の保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が63.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が45.3%、「放課後児童クラブ（児童クラブ・学童保育所）」の割合が32.3%となっています。

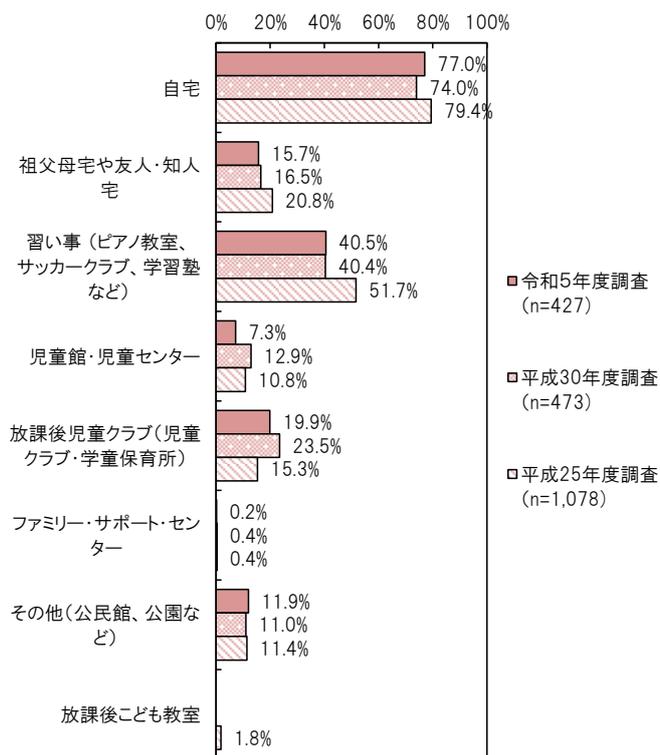
平成30年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



### ③ 小学生児童の保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が77.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が40.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加している一方、「児童館・児童センター」「放課後児童クラブ（児童クラブ・学童保育所）」の割合が減少しています。



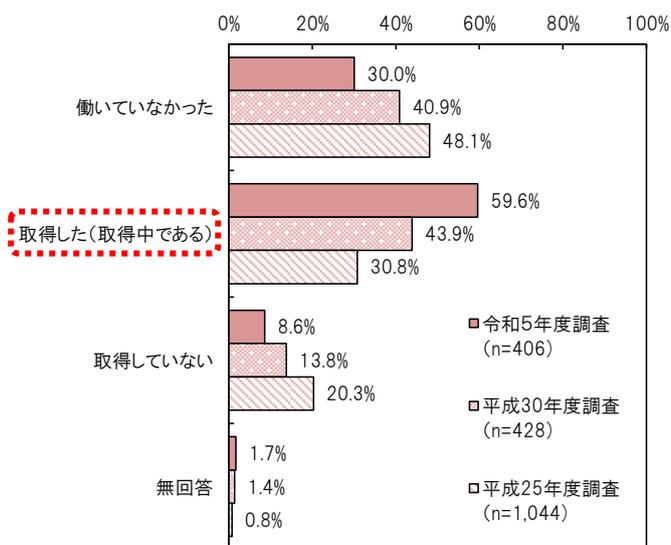
## ク 保護者の育児休業の取得状況

### ① 就学前児童の母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が59.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が30.0%、「取得していない」の割合が8.6%となっています。

過去の調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

一方、「働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。



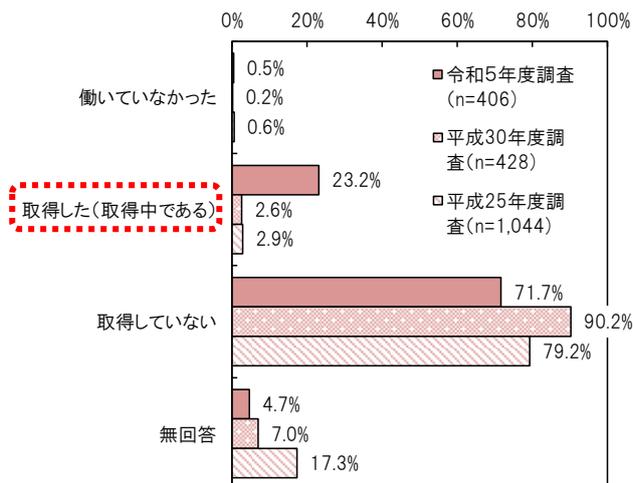
※ 取得した (取得中である) 前回調査より増加

## ② 就学前児童の父親の児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が23.2%、「取得していない」の割合が71.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

※ 取得した(取得中である) 前回調査より増加

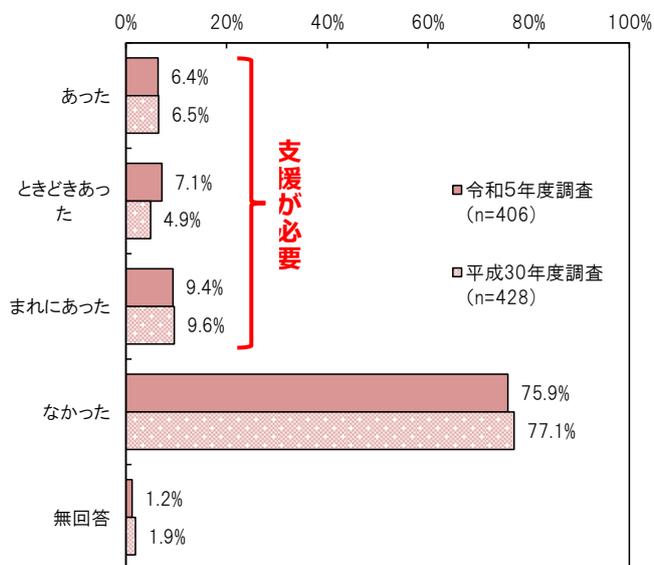


## ケ 経済的に困ったこと

### ① 就学前児童の保護者の過去1年間に経済的な理由により困ったこと

「なかった」の割合が75.9%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

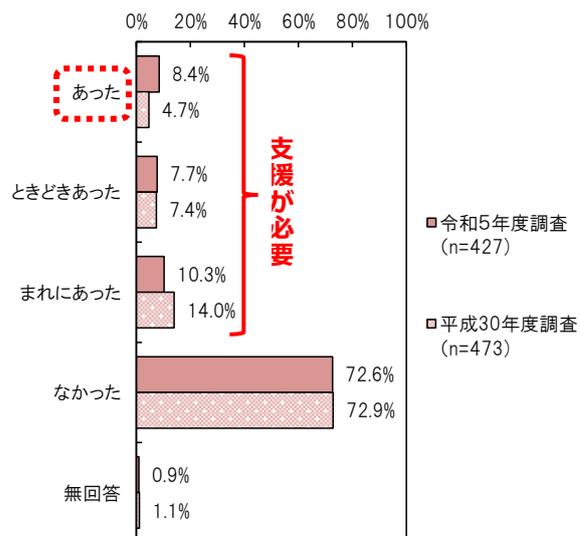


### ② 小学生児童の保護者の過去1年間に経済的な理由により困ったこと

「なかった」の割合が72.6%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「まれにあった」の割合が減少している一方、「あった」の割合が増加しています。

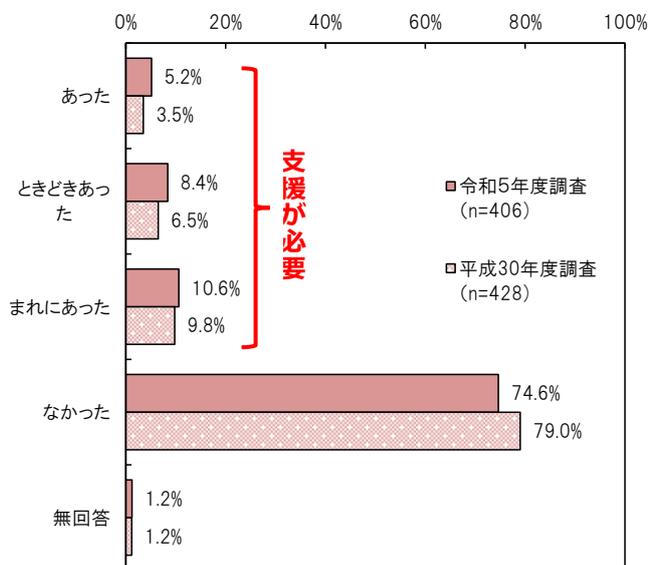
※ あった 前回調査より増加



### ③ 就学前児童の保護者の子どもの病気やけがの際に受診しなかった経験

「なかった」の割合が74.6%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「なかった」の割合が減少しています。

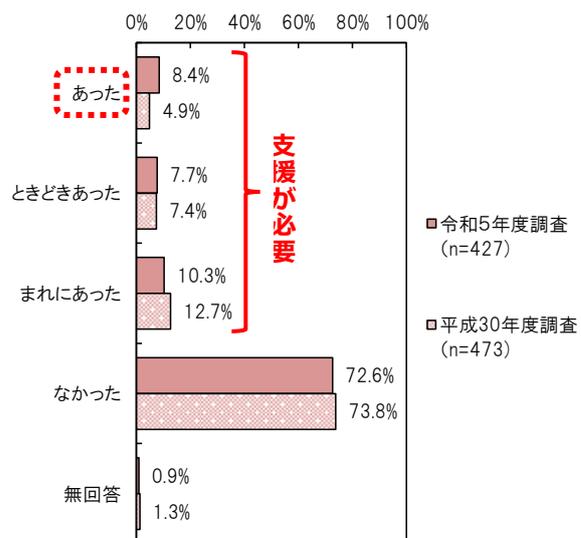


#### ④ 小学生児童の保護者の子どもの病気やけがの際に受診しなかった経験

「なかった」の割合が72.6%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。

※ あ 前回調査より増加

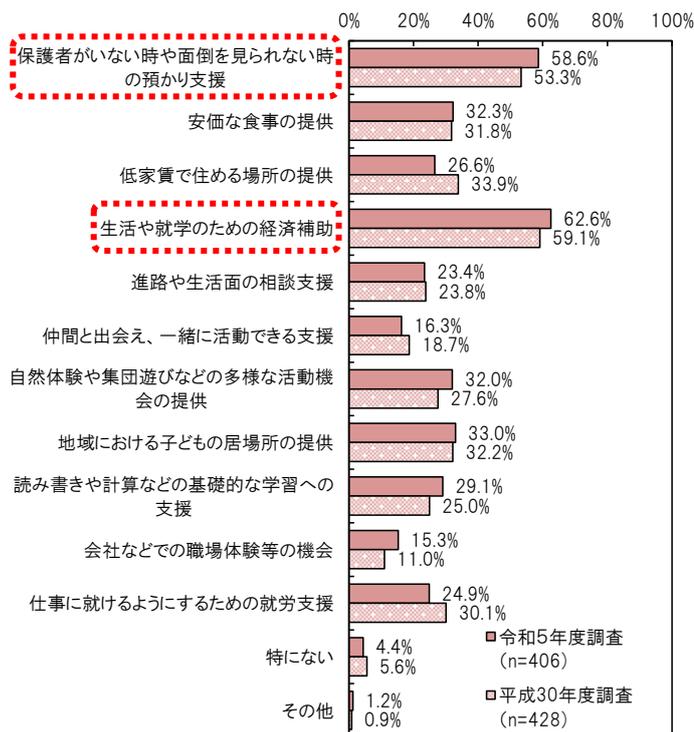


### ⑤ 就学前児童の保護者の生活に困った場合について受けたい支援

「生活や就学のための経済補助」の割合が 62.6%と最も高く、次いで「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」の割合が 58.6%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」、「生活や就学のための経済補助」の割合が、令和 5 年度調査でも 5 割を超えています。

※    前回調査より増加

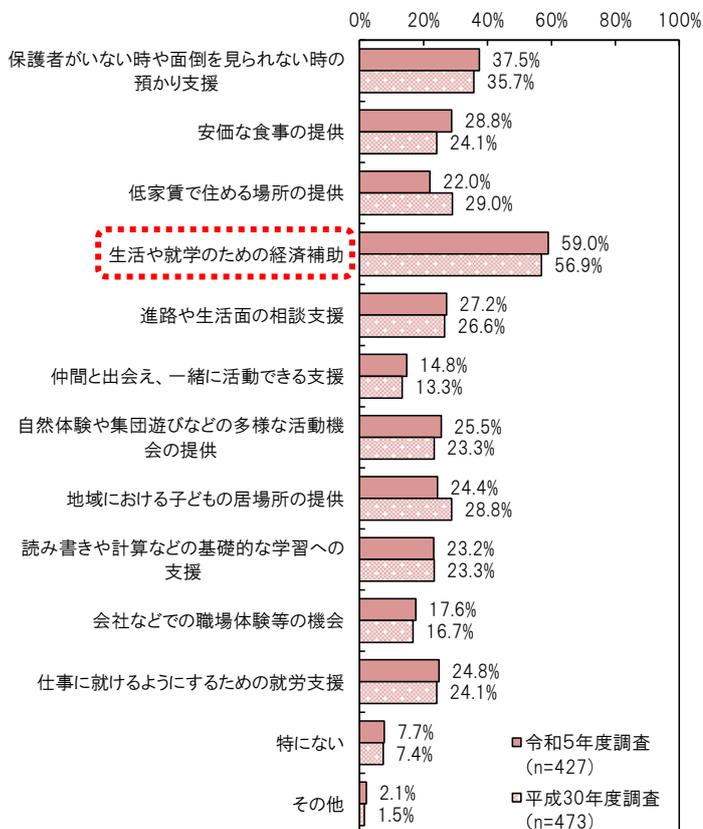


### ⑥ 小学生児童の保護者の生活に困った場合について受けたい支援

「生活や就学のための経済補助」の割合が 59.0%と最も高く、次いで「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」の割合が 37.5%、「安価な食事の提供」の割合が 28.8%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「生活や就学のための経済補助」の割合が、令和 5 年度調査でも 5 割を超えています。

※    前回調査より増加



## コ 保護者の職場復帰時における短時間勤務制度の取得状況

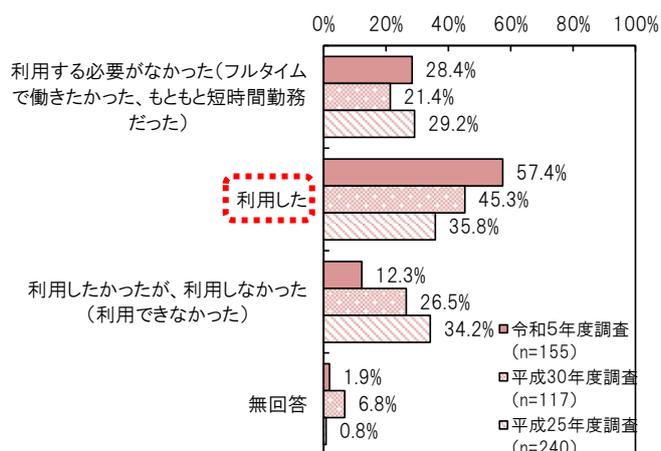
### ① 就学前児童の母親の短時間勤務制度の取得状況

「利用した」の割合が57.4%と最も高く、次いで「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」の割合が28.4%となっています。

過去の調査と比較すると、「利用した」の割合が増加しています。

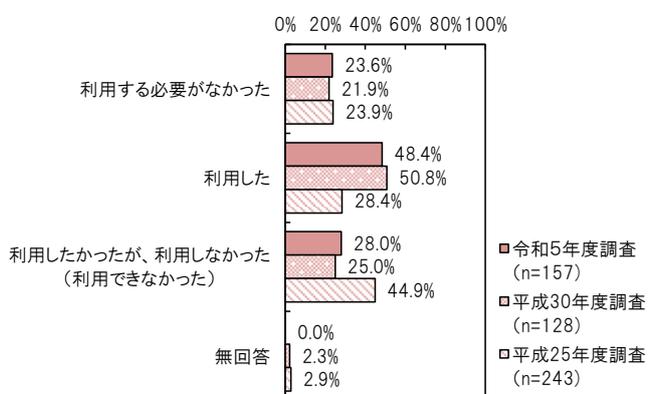
一方、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」の割合が減少しています。

※ 利用した 前回調査より増加



### ② 小学生児童の母親の短時間勤務制度の取得状況

「利用した」の割合が48.4%と最も高く、次いで「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」の割合が28.0%、「利用する必要がなかった」の割合が23.6%となっています。



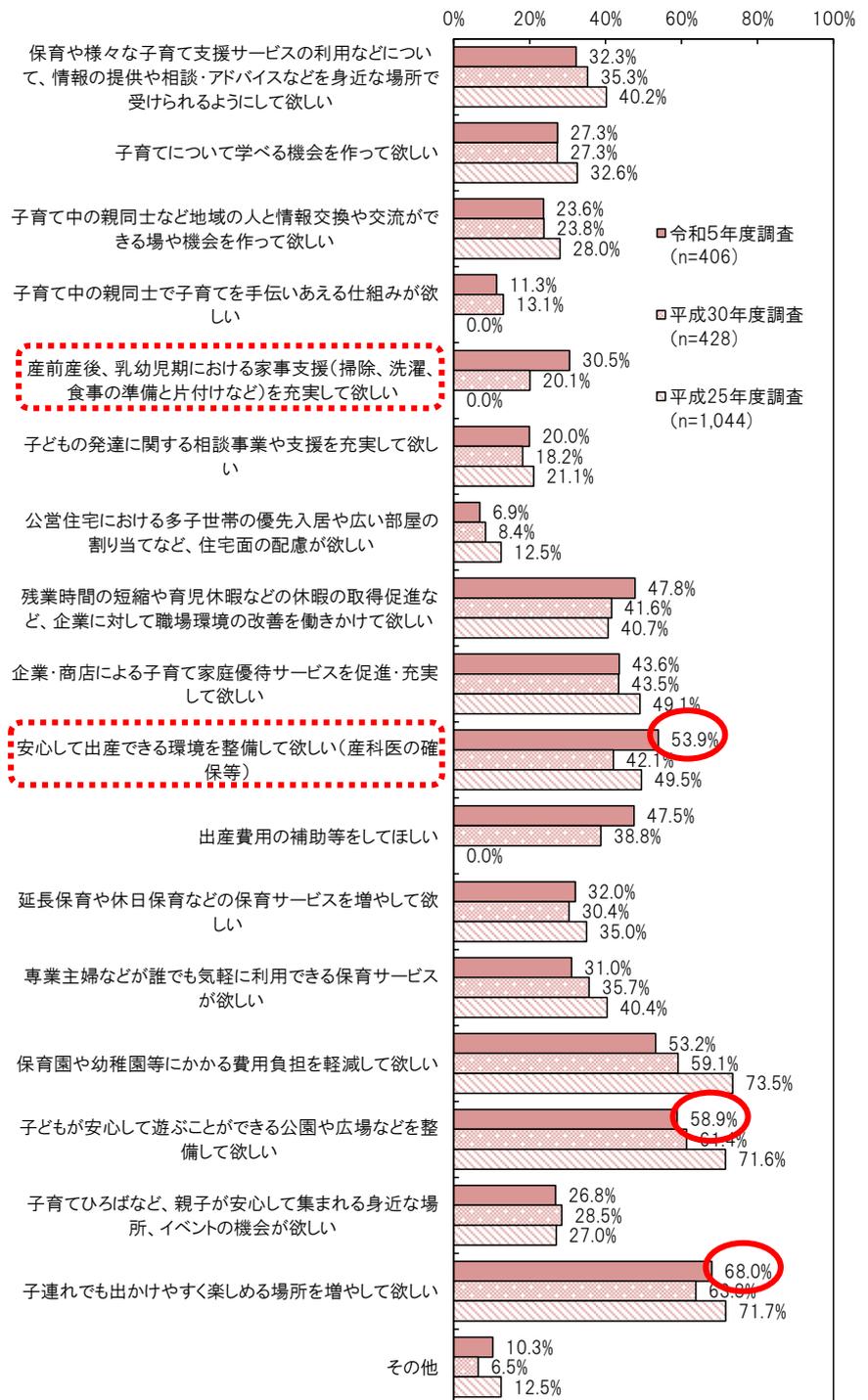
サ 子育ての環境整備の充実のために希望する支援策

① 就学前児童の保護者の子育ての環境整備の充実のために希望する支援策

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が68.0%と最も高く、次いで「子どもが安心して遊ぶことができる公園や広場などを整備して欲しい」の割合が58.9%、「安心して出産できる環境を整備して欲しい（産科医の確保等）」の割合が53.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「産前産後、乳幼児期における家事支援（掃除、洗濯、食事の準備と片付けなど）を充実して欲しい」「安心して出産できる環境を整備して欲しい（産科医の確保等）」の割合が増加しています。

※   前回調査より増加

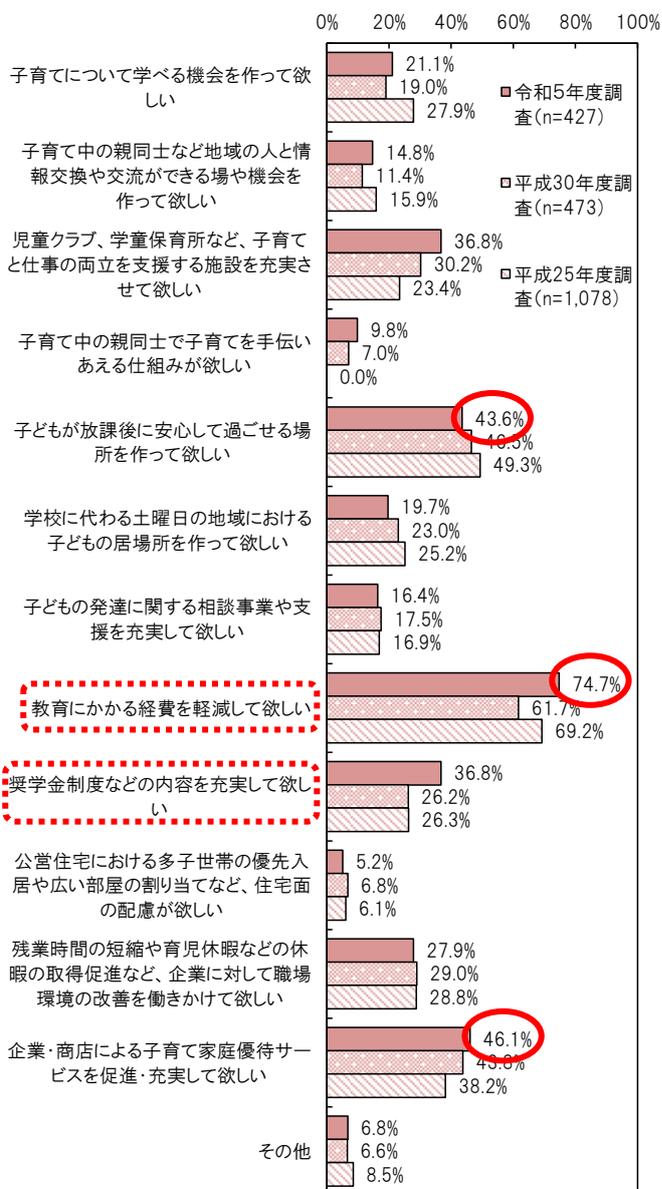


## ② 小学生児童の保護者の子育ての環境整備の充実のために希望する支援策

「教育にかかる経費を軽減して欲しい」の割合が 74.7%と最も高く、次いで「企業・商店による子育て家庭優待サービスを促進・充実して欲しい」の割合が 46.1%、「子どもが放課後に安心して過ごせる場所を作って欲しい」の割合が 43.6%となっています。

過去の調査と比較すると、「子どもが放課後に安心して過ごせる場所を作って欲しい」「学校に代わる土曜日の地域における子どもの居場所を作って欲しい」の割合が減少している一方、「児童クラブ、学童保育所など、子育てと仕事の両立を支援する施設を充実させて欲しい」「教育にかかる経費を軽減して欲しい」「奨学金制度などの内容を充実して欲しい」「企業・商店による子育て家庭優待サービスを促進・充実して欲しい」の割合が増加しています。

※      前回調査より増加



### (3) ワークショップ

ワークショップ名	参加者数	テーマ
就学前児童の保護者	9人	子育てしやすいまちづくりについて
小学生児童の保護者	10人	
中・高校生生徒の保護者	13人	
小・中学生の児童・生徒	15人	私たちの声を届けよう
高校生の生徒	16人	

会場：ひとまちげんき・健康プラザうえだ健診ホール等

#### 【ワークショップの様子】

##### ■ ワークシートでの意見整理の様子



##### ■ 付箋紙への意見書き出しの様子



##### ■ リレー報告（意見共有）の様子



ア 就学前児童の保護者におけるワークショップの概要

上田市の子育て環境の Good (助かるなあと感じていること)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>保育園・幼稚園の充足</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童が少ない</li> <li>・幼稚園で託児がある</li> </ul> </li> <li>○<b>公共施設の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通年でプールに入れる(アクアプラザ上田、ふれあい真田館)</li> <li>・公園にトイレがある</li> <li>・ツルヤ、健康プラザ、図書館、公園が歩いて行ける距離にある</li> </ul> </li> <li>○<b>子育て支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母乳・妊婦相談室で身長・体重測定が無料でできる</li> <li>・3人以上の子どもがいる家庭サービスや優待がある</li> <li>・保育料の無償化</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>医療費の低負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費が一律 500 円</li> </ul> </li> <li>○<b>相談・情報交換の場の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食相談ができる</li> <li>・育児サークル「パパカレッジ上田」がある</li> <li>・NP(ノーバディーズ・パーフェクト)プログラムでパパ友ができた</li> <li>・にじいろひろばで子育てパパ・ママと意見交換できる</li> </ul> </li> <li>○<b>自然環境・生活環境の良さ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然豊富な環境がよい</li> <li>・公園がたくさんある(市民の森公園、長池公園など)</li> <li>・野菜をくれる、もらえる、とらせてくれる体験</li> <li>・やまぼうし自然学校で自然体験ができる</li> </ul> </li> </ul>
上田市の子育て環境の Bad (大変だなあと感じていること)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>医療機関(診療科)の不足</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産できる病院が少ない</li> <li>・子どもを連れた受診(待ち時間など)</li> <li>・小児科が少ない(減っている)</li> <li>・信頼できる(大きな病気を治療できる)病院がない</li> <li>・緊急医療機関がない</li> </ul> </li> <li>○<b>交通の不便・送迎の負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関が不便</li> <li>・学校や幼稚園、習い事の送迎</li> <li>・急なお迎え</li> </ul> </li> <li>○<b>育児との両立のしにくさ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児に対する会社や社会の理解が低い</li> <li>・育児にあたり、提出する資料が多く混乱する</li> <li>・仕事と家事・育児の両立</li> <li>・少し子どもをみてほしいときにみってくれる人が居ない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>子育て支援サービスや体制の不足</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護制度体制が不十分</li> <li>・体調不良や申請など 17 時以降の相談ができない</li> <li>・さまざまな申請が複雑</li> </ul> </li> <li>○<b>外出場所の不足や外出のしにくさ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨の日や冬の時期の遊び場がない</li> <li>・家の近くにちょっとした公園がない</li> <li>・授乳室やおむつ替えの設備が不十分</li> <li>・子どもを連れて外食できる店が少ない</li> </ul> </li> <li>○<b>教育の選択肢の不足や費用負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の選択肢が少ない</li> <li>・習い事の費用負担</li> </ul> </li> <li>○<b>地域活動の負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の減少</li> <li>・地域の自治体の役割負担増</li> <li>・雪かき</li> </ul> </li> </ul>
上田市の子育て環境をより良くするための取組の提案・アイデア	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>医療体制の強化策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが受診できる病院や、親が受診する際に子どもを連れていける病院のリスト化</li> <li>・病院へ行くときの預け先をつくる</li> <li>・Web サイトの整備</li> <li>・佐久医療圏と上田医療圏の統合</li> <li>・ドライブスルー診療(コロナ禍での対応ような)</li> </ul> </li> <li>○<b>情報提供の仕方や仕組みの改善策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ替えマップや授乳室マップ(Google Map に登録リストがある)</li> <li>・母子手帳アプリの活用</li> <li>・Web サイトの整備、欲しい人に情報を届ける</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>遊び場やイベントの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川辺の活用、里山整備</li> <li>・市民参加での公園づくり</li> <li>・遊休施設の利活用</li> <li>・公共施設の利用申請の簡略化</li> <li>・雨の日は体育館を開放する</li> <li>・平日のイベントが多いので、土日のイベントをもっと</li> <li>・イベントのアナウンスを行う</li> </ul> </li> <li>○<b>送迎の支援(費用負担軽減)策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催団体への補助</li> <li>・オンデマンド交通の利用対象</li> </ul> </li> </ul>

イ 小学生児童の保護者におけるワークショップの概要

上田市の子育て環境の Good (助かるなぁと感じていること)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療対応やサービスの充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療費助成制度</li> <li>・病児保育の年齢の幅が広い</li> <li>・夜間の小児救急</li> </ul> </li> <li>○相談窓口や情報交換の場の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口がたくさんあり、冊子や HP にまとめられている</li> <li>・子育て支援センター</li> <li>・新生児全戸訪問</li> <li>・さくらんぼちゃんの会 (多胎児を持つ親の会)</li> </ul> </li> <li>○地域による協力体制や支援の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の雪かき・旗振り</li> <li>・クラブ活動で地域の方が指導していること</li> <li>・自治会の催し (子ども会、盆踊りなど)</li> <li>・子ども食堂など地域の皆さんが子育てを応援してくれること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○託児施設機能の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーサポートセンター</li> <li>・児童クラブ、学童保育所</li> <li>・児童館、児童センター</li> </ul> </li> <li>○学校対応の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・PC が一人ずつ貸与されている</li> <li>・学校給食が充実している</li> <li>・オクレンジャーで連絡がくる</li> <li>・スクールバスがある</li> </ul> </li> <li>○体験・学習の場の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然が豊かで色々な体験をさせられる</li> <li>・習い事がたくさんある</li> </ul> </li> <li>○公共施設・設備の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館ネットワークシステム</li> <li>・公園など子どもと一緒に遊べる場所が多い</li> </ul> </li> </ul>
上田市の子育て環境の Bad (大変だなぁと感じていること)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが病気の際の対応の不足・不安                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・急病で受診できる病院を探すとき</li> <li>・発熱外来の受け入れが少なく受診ができない</li> <li>・子どもが熱を出したとき見守ってくれる人がいない</li> </ul> </li> <li>○学校や習い事の場所への交通アクセスの悪さや送迎の負担                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの本数が少ない、電車とバスの接続がうまくできない</li> <li>・学校が遠い</li> <li>・習い事の送迎が大変で断念することがある</li> <li>・今後進学するにつれて通学方法に不安が生じる</li> </ul> </li> <li>○学校関係の親の負担                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学 1 年生は帰宅も早く親の負担が大きい</li> <li>・親がしなくてはいけないこと (図書館袋の作成など) が多い</li> <li>・学生服、ランドセル、運動着をそろえるのが大変</li> <li>・PTA 活動が負担</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの遊び場の不足                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生が遊べる場所が少ない</li> <li>・小学校高学年が遊べる公園 (アスレチックなど) がない</li> <li>・動物園や博物館など体験学習できる施設があるとよい</li> <li>・学童などの施設が古い</li> <li>・子どもも忙しくなり外で遊ぶことがない</li> </ul> </li> <li>○子育てにかかる費用負担                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てにお金がかかる</li> <li>・持ち物等が高価になっていく (友達も持っているからほしいと言う)</li> </ul> </li> <li>○子育て支援に関する情報発信の不足                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・どんなサービスがあるか知らない</li> </ul> </li> <li>○子どもの長期休み対応の不足                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休みのお昼 (お弁当)</li> <li>・長期休みは児童センターの預かりが 9 時からで仕事に間に合わない</li> </ul> </li> </ul>
上田市の子育て環境をより良くするための取組の提案・アイデア	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関の受診支援サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の発熱外来の空きが広域で、かつリアルタイムでわかる HP やアプリ、検査キットの無料配布</li> </ul> </li> <li>○地域の協力体制や人材活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人が入りやすい学校運営</li> <li>・地域の人や元先生によるクラブ活動や総合学習</li> <li>・地域の人材リストの作成 (指導役になってくれる人)</li> </ul> </li> <li>○公共交通の利便性向上施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライドシェアの導入、デマンドバスの全市化</li> <li>・学校や会社の勤務に合わせたバスの時刻表にする</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事と子育ての両立推進策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の是正 (定時に退社して家に帰れるようにする)</li> <li>・男性の意識改革や企業の理解の促進</li> </ul> </li> <li>○遊び場の提供や体験のサービス・事業化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のグラウンド開放</li> <li>・保護動物とふれあうような事業</li> <li>・創造館の活用や子どもの体験を前面に出す企画</li> <li>・体育施設の道具のレンタル事業</li> </ul> </li> <li>○経済的な支援策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本全体の賃金水準アップ、給食費の無料化</li> </ul> </li> </ul>

ウ 中・高校生生徒の保護者におけるワークショップの概要

上田市の子育て環境の Good (助かるなぁと感じていること)	
<p>○<b>相談窓口や体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターが複数箇所ある</li> <li>・子育ての相談ができる機関が1つに集約されている</li> <li>・発達に関する専門センターがある、専門家がたくさんいる</li> </ul> <p>○<b>医療サービス・対応の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・医療費の助成制度が18歳まで適応される</li> <li>・小児救急センターの休日応診</li> <li>・学校で血液検査をしてくれる</li> </ul> <p>○<b>学校関係の環境や対応の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制服・運動着のリサイクル</li> <li>・学校の給食が充実している</li> <li>・給食のアレルギー対応</li> <li>・中学の校則がゆるめ</li> <li>・市内に高校が多くある</li> </ul>	<p>○<b>経済的支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上田市からお祝い金がもらえる</li> <li>・子育て家庭優待パスポートが高校卒業までである</li> <li>・高校生の通学（交通費）助成</li> </ul> <p>○<b>公共施設・設備の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上田図書館（本の取り寄せやインターネットの予約、勉強ができる）</li> <li>・サントミュージゼ</li> <li>・公園の遊具がここ数年で新しくなっている</li> </ul> <p>○<b>生活環境やイベントの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉がいくつもある</li> <li>・アリオ（映画、遊び場）が近い</li> <li>・市内に公園がわりとある</li> <li>・千木桜まつりなどのお祭りやイベントが催される</li> </ul>
上田市の子育て環境の Bad (大変だなぁと感じていること)	
<p>○<b>中・高校生向けの支援の不足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育が終わると子どものサポート体制が減る</li> <li>・気軽に相談できる場所がない</li> <li>・高校生が相談するところ少ない</li> </ul> <p>○<b>医療機関（診療科）の不足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皮膚科が混んでいる</li> <li>・医療機関（かかりつけ医）が見付けにくい</li> </ul> <p>○<b>食事づくりの負担や介護との両立の大変さ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事づくり</li> <li>・高校生のお弁当づくり</li> <li>・自分の親の高齢化と子育ての両立</li> </ul> <p>○<b>送迎の負担や通学の安全面の不安</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や部活、習い事の送迎が大変</li> <li>・公共交通機関が使いにくく、費用も高い</li> <li>・夜道が暗い（安全に歩ける通学路の整備が必要）</li> </ul>	<p>○<b>学校関係の費用負担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学費が高い</li> <li>・学校の必需品（タブレット、制服、ジャージ）が高い</li> <li>・習い事の月謝</li> <li>・通学費補助（市外高校への）の判定が厳しい</li> </ul> <p>○<b>学校の体制・サポートの不足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校によってサポートルームあるところとないところがある</li> <li>・塾に頼らず校内で学習サポートしてほしい</li> <li>・特別支援級の教員不足</li> </ul> <p>○<b>中・高校生の居場所の少なさ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・高校生が無料で楽しく過ごせる場少ない</li> <li>・中・高校生が学習できるスペースがない</li> </ul> <p>○<b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマホ依存（情報や誘惑が多く不安）</li> </ul>
上田市の子育て環境をより良くするための取組の提案・アイデア	
<p>○<b>費用負担の軽減策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなが使うもの（教科書等）の無償化</li> <li>・給食費の無償化</li> <li>・私立高校学費の無償化</li> <li>・給付型奨学金拡大</li> <li>・高校で使うタブレットの貸出</li> <li>・部活にかかる費用の補助</li> </ul> <p>○<b>交通サービス（送迎負担軽減策）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合タクシーやデマンドバス、ライドシェアの導入</li> <li>・A I ・自動運転車の導入</li> <li>・バスの本数を増やす</li> <li>・スクールバスの導入</li> </ul>	<p>○<b>中・高校生向けの支援の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・高校生向けの情報を自動配信する</li> <li>・年齢別・男女別の悩み相談</li> </ul> <p>○<b>中・高校生の居場所づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使われていない施設や空き家の利活用</li> <li>・中・高校生が健全に集まれるスペース</li> <li>・子どもが家庭外で勉強できるスペース</li> <li>・校外で中・高校生が気兼ねせず体を動かせる場所</li> </ul> <p>○<b>学力や生活力の向上支援策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後寺子屋、勉強を教えてくれる</li> <li>・子ども自身が食事をつくれるように学校でも教える</li> </ul>

エ 小・中学生の児童・生徒におけるワークショップの概要

お母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃんが自分のためにしてくれている（と思う）こと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○家事をしてくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご飯を作ってくれる</li> <li>・お弁当を毎日作ってくれる</li> <li>・洗濯をしてしてくれること</li> <li>・家の掃除をしてくれる</li> <li>・金魚の水槽の掃除      ・食器洗い</li> <li>・髪を切ってくれる      ・犬の散歩</li> </ul> </li> <li>○働いてくれていること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・働いてくれている</li> </ul> </li> <li>○お金をくれる・払ってくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・お小遣い、お年玉をくれる</li> <li>・欲しいものを買ってくれる</li> <li>・月謝を払ってくれる</li> <li>・習い事に必要なものを買ってくれる</li> <li>・学校のお金を出してくれる</li> <li>・塾に行かせてくれる</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○送り迎えをしてくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びに行くときの送り迎え</li> <li>・学校への送り迎え</li> <li>・習い事の送り迎え</li> </ul> </li> <li>○一緒にしてくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作を手伝ってくれる</li> <li>・宿題、勉強をみってくれる</li> <li>・ボールで遊んでくれること</li> <li>・カブトムシ、クワガタを取りに行く</li> <li>・話したり一緒に遊んでくれる</li> <li>・カラオケで一緒に歌ってくれる</li> <li>・一緒にアニメを見てくれる</li> <li>・テスト前は一緒に勉強してくれる</li> </ul> </li> <li>○連れて行ってくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行に連れて行ってくれる</li> <li>・色々な場所に連れて行ってくれる</li> </ul> </li> </ul>
お母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃんがこんなことしてくれること（とき）がうれしい・楽しい	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○一緒にしてくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強を教えてくれる</li> <li>・一緒に話をして盛り上がる</li> <li>・ノリがよくツッコミが面白い</li> <li>・一緒にお菓子をつくっているとき</li> <li>・みんなでのんびりしているとき</li> </ul> </li> <li>○連れて行ってくれる・買ってくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・色々な場所に連れて行ってくれる</li> <li>・動物園に連れていってくれる</li> <li>・外食に行くとき</li> <li>・おもちゃを買ってくれるとき</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見守ってくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・励ましてくれる      ・褒めてくれる</li> <li>・慰めてくれる      ・一緒に喜んでくれる</li> <li>・話を何時間でも聞いてくれる</li> </ul> </li> <li>○好きなことをやらせてくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒いでもあまり怒らない</li> <li>・好きなことをやらせてくれる</li> <li>・ゲームをする時間をつくってくれる</li> </ul> </li> <li>○ご飯をつくってくれること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・好きなご飯をつくってくれたとき</li> <li>・おいしいものをつくってくれる</li> </ul> </li> </ul>
お母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃんにもっとこうしてほしいと思っていること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○お小遣いや欲しいもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・お小遣いをもっとほしい</li> <li>・お小遣い制度がほしい</li> <li>・スマホを買ってほしい</li> <li>・もっとゲームを買ってほしい</li> <li>・服をたくさん買ってほしい</li> <li>・よいスパイクを買ってほしい</li> <li>・新しいそろばんを買ってほしい</li> <li>・犬や猫を好きになってほしい</li> </ul> </li> <li>○しないでほしいこと                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・あまり強く怒らないでほしい</li> <li>・勉強のことを言うてくるのが嫌だ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○好きにやらせてほしいこと                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・もっとカラオケに行きたい</li> <li>・ゲームする時間を増やしてほしい</li> <li>・友だちと遊ばせてほしい</li> </ul> </li> <li>○直してほしいこと                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかり方法を伝えてほしい</li> <li>・5分遅れ行動に気を付けてほしい</li> <li>・駅までの渋滞を考えて行動してほしい</li> <li>・姉とよく名前を間違えないでほしい</li> </ul> </li> <li>○一緒にしてほしいこと                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強を教えてほしい      ・片づけを手伝ってほしい</li> <li>・休みの日には家にいてほしい</li> <li>・自分にも関わることは1回聞いてほしい</li> </ul> </li> </ul>

オ 高校生の生徒におけるワークショップの概要

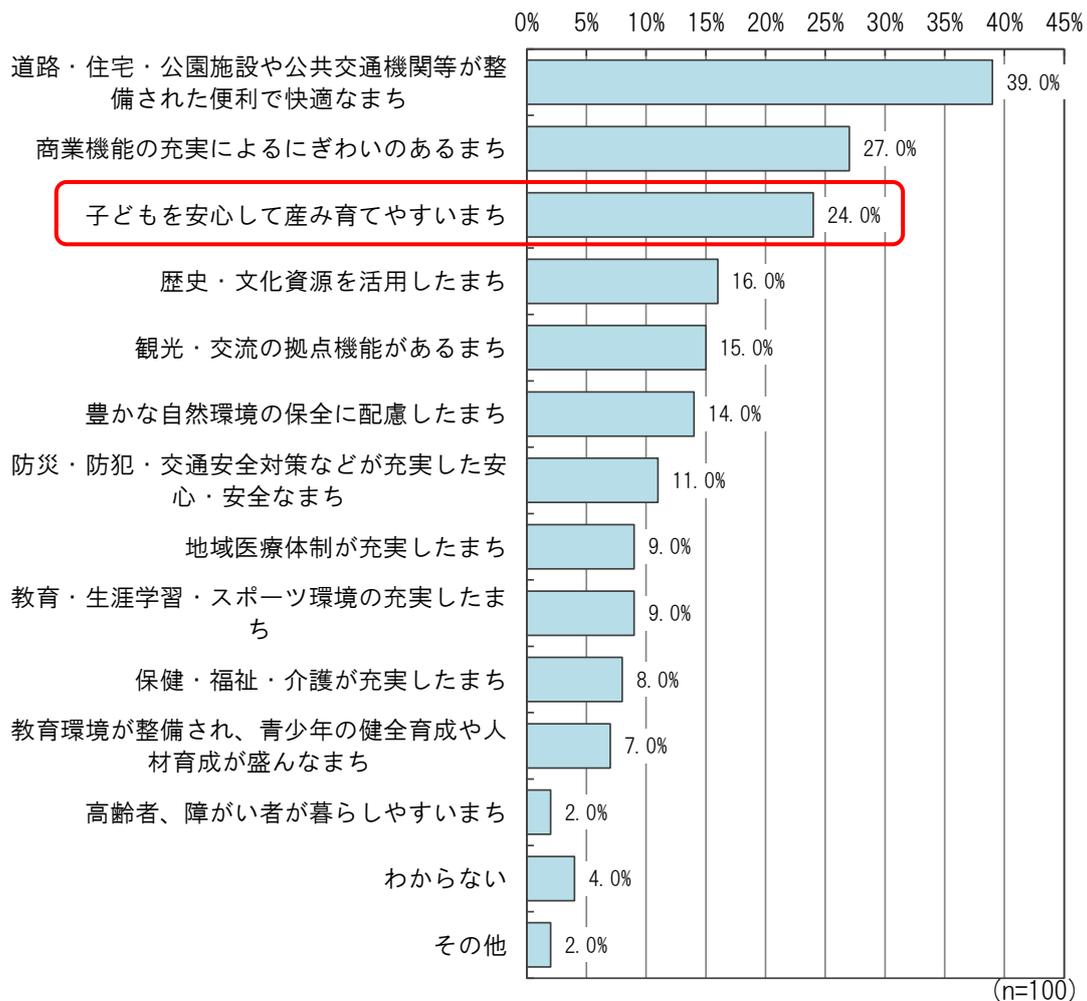
日頃、お母さんやお父さんの姿をみて「大変そうだな」、「大丈夫かな」と思う（思った）こと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>仕事が忙しい</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残業や長時間労働</li> <li>・仕事の休みが少ない</li> <li>・子どもが風邪をひいたときに仕事をなかなか休めない</li> <li>・小さいときにもっと色々なところに連れて行ってほしかった</li> </ul> </li> <li>○<b>学校の役割の負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTAの仕事、学校行事への出席、朝の旗当番</li> </ul> </li> <li>○<b>送迎の負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の送り迎え ・練習試合や大会などへの送迎</li> <li>・習い事や部活の送迎 ・雪や雨のときの送迎</li> <li>・送迎の時間が被っていたとき</li> <li>・電車の本数が限られてしまうため、送迎に手間をとらせてしまう</li> </ul> </li> <li>○<b>経済的負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価が高い ・兄弟が多い家庭の経済が苦しい</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>教育や部活動の費用負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書、制服が高い</li> <li>・私立高校の高い学費</li> <li>・大学入試にお金がかかる</li> <li>・部活の道具や大会費が高い</li> <li>・習い事に関するお金がかかる</li> </ul> </li> <li>○<b>家事や買い物、家族支援の負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝・昼・晩のごはんづくり</li> <li>・仕事終わりなのに休む暇もなくご飯の支度を始めていること</li> <li>・毎日のお弁当づくり</li> <li>・スーパーが遠い</li> <li>・祖父母の通院の手伝い</li> </ul> </li> <li>○<b>地域との関わりの困難</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との付き合い</li> <li>・地域の同年代の子が少なく集まりが悪い</li> </ul> </li> </ul>
日頃、お母さんやお父さんの姿をみてもっとこうしてほしいな・こうあってほしいなと感じている（いた）こと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>子育て・介護支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館のような居場所を増やしてほしい</li> <li>・一時的に子どもを預けられる場所</li> <li>・悩みや不安を気軽に相談できる場所</li> <li>・保育園などを増やしてほしい</li> <li>・子育てにかかる費用を減らしてほしい</li> <li>・介護のしやすい環境</li> <li>・通院を手伝ってくれるような代行サービス</li> </ul> </li> <li>○<b>交通の便の向上</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎バスなどがあると便利</li> <li>・電車の本数が増えたら便利</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>安全性の向上</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に歩けるような道 ・安全性の高い公園</li> </ul> </li> <li>○<b>地域との関わり方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での活動を増やしてほしい</li> <li>・同じ地域の親たちで集まれる場所</li> <li>・高校生が地域と関わる機会を増やす</li> </ul> </li> <li>○<b>教育費用の負担軽減</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校指定のものを安くしてほしい</li> </ul> </li> <li>○<b>直してほしいこと</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のやりたいことを否定してやらせてくれないこと</li> <li>・「兄・姉だから」で厳しくなること、態度を変えること</li> </ul> </li> </ul>
課題解決に有効だと思う政策案やアイデア	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>働き方の改善策や改革</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事の量を減らしみんなで分担</li> <li>・仕事の期限を延ばしてもらう</li> <li>・絶対に休む日を会社や行政が決める</li> <li>・リモートワークを増やす、残業を減らす（会社側のメリットを示す、市によるキャンペーン）</li> <li>・家族の状況に応じた仕事量にする（休日対応も含めて）</li> <li>・人員を増やしたり、ロボットなどを導入する</li> <li>・仕事の役割をはっきりさせる</li> </ul> </li> <li>○<b>家事的負担軽減策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事代行サービス</li> <li>・学校に購買や食堂を設置する</li> <li>・子どもが自分でできるように家事的ToDo リストを学校や行政で発行</li> <li>・子どもの居場所（こども食堂など）の提供</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>教育費用の負担軽減策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの数などで学費を安くする</li> <li>・中学の制服をなくす</li> <li>・制服やランドセルのリサイクルの情報提供支援</li> <li>・先輩の教科書のおさがりをもらう</li> </ul> </li> <li>○<b>交通の便の改善策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車やバスの本数を増やす</li> <li>・部活の大会は学校がバスを出す</li> </ul> </li> <li>○<b>学校の役割の負担軽減策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中高で行事をずらす</li> <li>・PTA会長など大きい役割は兄弟が少ない家庭順にやる</li> <li>・旗当番は地域の人などを市が雇用</li> </ul> </li> <li>○<b>経済的な負担軽減策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭が買い物するとき割引</li> <li>・消費税を下げる、賃金を上げる</li> </ul> </li> </ul>

## (4) その他のアンケート結果の概要

### ア 上田市総合計画策定にともなう大学生・専門学校生等アンケート（令和6年度）

#### ① 上田市の目指す姿について

「道路・住宅・公園施設や公共交通機関等が整備された便利で快適なまち」(39.0%)が最も高くなっています。次いで「商業機能の充実によるにぎわいのあるまち」(27.0%)、「子どもを安心して産み育てやすいまち」(24.0%)となっています。

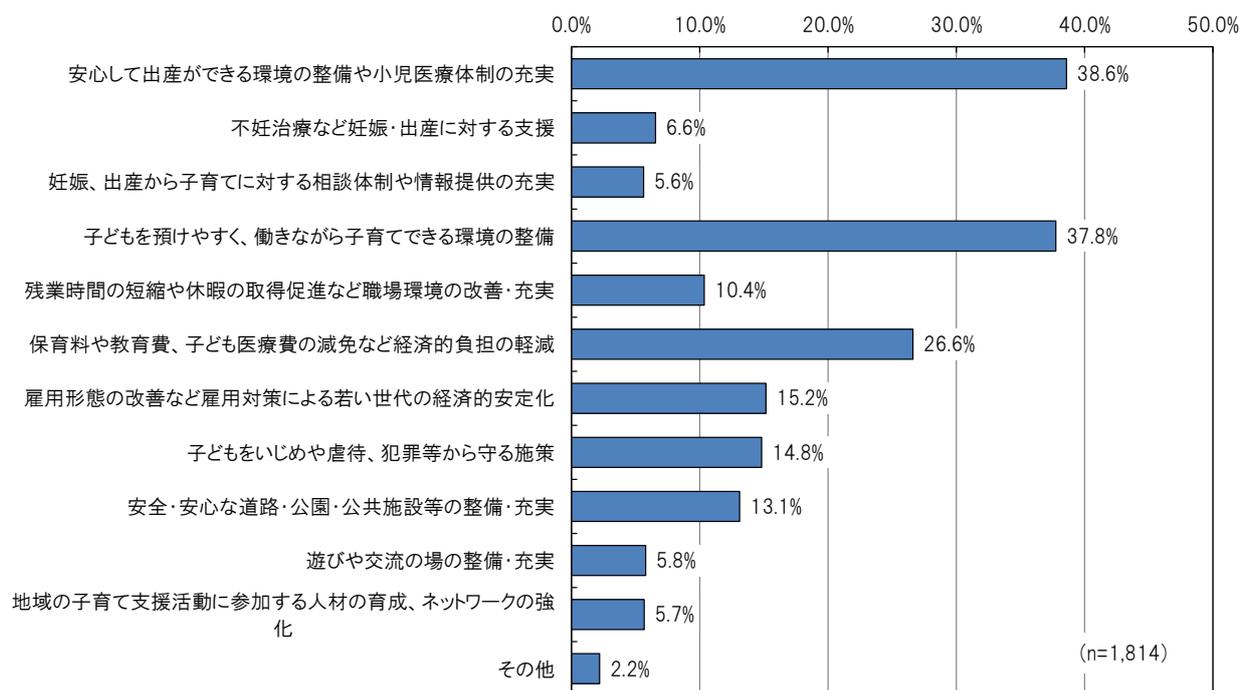


## イ 上田市総合計画策定にともなう上田市住民アンケート

### ① 今後、力を入れて取り組む必要がある子育て支援策について

力を入れて取り組む必要がある子育て支援策については、「安心して出産ができる環境の整備や小児医療体制の充実」(38.6%)、「子どもを預けやすく、働きながら子育てできる環境の整備」(37.8%)が高く、次いで「保育料や教育費、子ども医療費の減免など経済的負担の軽減」(26.6%)が続く結果となっています。

年代別では、20歳代以下及び、30歳代は「保育料や教育費、子ども医療費の減免など経済的負担の軽減」の回答割合が他の年代に比べ高くなっています。

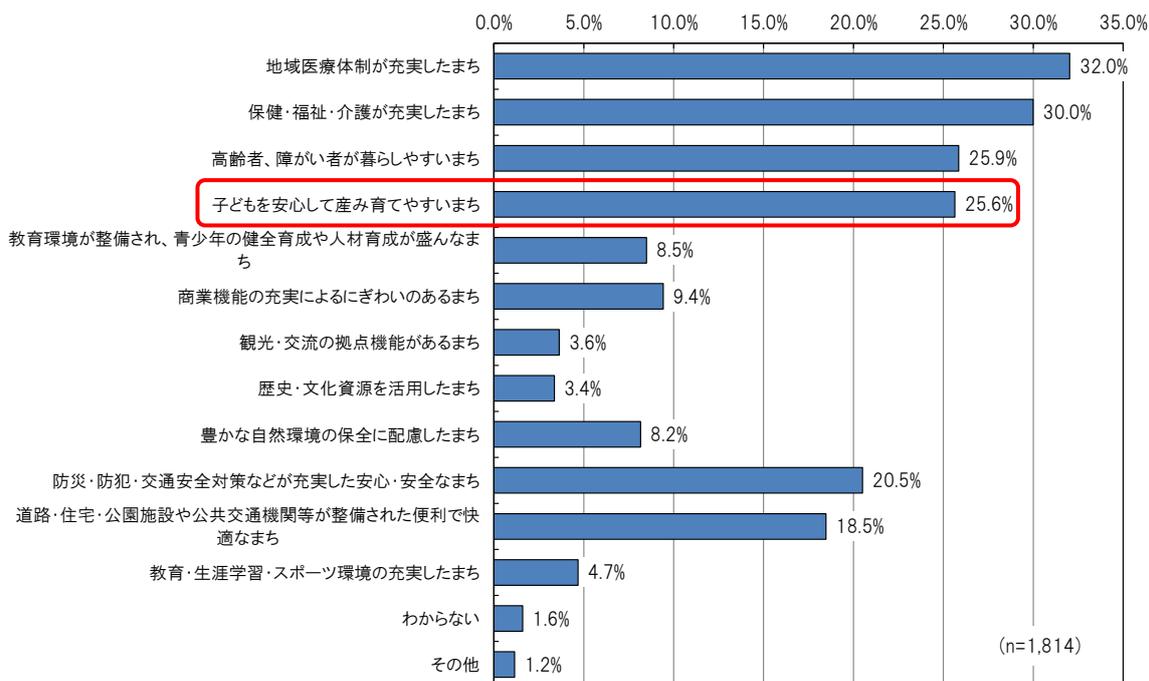


	20歳代以下 (n=125)	30歳代 (n=152)	40歳代 (n=216)	50歳代 (n=275)	60歳代 (n=342)	70歳代以上 (n=694)	無回答(n=10)	全体 (n=1814)
安心して出産ができる環境の整備や小児医療体制の充実	23.2%	34.2%	34.3%	38.9%	46.2%	39.6%	50.0%	38.6%
不妊治療など妊娠・出産に対する支援	14.4%	9.2%	11.1%	7.6%	3.8%	4.0%	10.0%	6.6%
妊娠、出産から子育てに対する相談体制や情報提供の充実	8.0%	5.9%	6.9%	5.5%	4.1%	5.6%	0.0%	5.6%
子どもを預けやすく、働きながら子育てできる環境の整備	39.2%	32.2%	31.9%	34.5%	43.9%	38.6%	50.0%	37.8%
残業時間の短縮や休暇の取得促進など職場環境の改善・充実	16.0%	15.8%	13.4%	12.0%	7.9%	7.9%	0.0%	10.4%
保育料や教育費、子ども医療費の減免など経済的負担の軽減	40.0%	43.4%	31.9%	24.0%	24.9%	20.9%	20.0%	26.6%
雇用形態の改善など雇用対策による若い世代の経済的安定化	22.4%	13.8%	14.4%	13.5%	16.4%	14.4%	20.0%	15.2%
子どもをいじめや虐待、犯罪等から守る施策	8.8%	11.8%	10.2%	18.9%	16.4%	15.7%	10.0%	14.8%
安全・安心な道路・公園・公共施設等の整備・充実	8.8%	11.8%	17.1%	14.5%	14.0%	12.0%	10.0%	13.1%
遊びや交流の場の整備・充実	7.2%	3.9%	9.7%	8.0%	2.6%	5.5%	0.0%	5.8%
地域の子育て支援活動に参加する人材の育成、ネットワークの強化	2.4%	4.6%	3.7%	4.4%	6.7%	7.2%	0.0%	5.7%
その他	0.8%	3.9%	4.6%	2.5%	0.6%	2.0%	0.0%	2.2%

## ② 現在住んでいる地域が将来どんな地域になったら良いと思うか

「地域医療体制が充実したまち」が 32.0%で最も高く、次いで「保健・福祉・介護が充実したまち」(30.0%)、「高齢者、障がい者が暮らしやすいまち」(25.9%)、「子どもを安心して産み育てやすいまち」(25.6%) が高い結果となっています。

「子どもを安心して産み育てやすいまち」は、20 歳代以下及び、30 歳代で特に高く、市全体では 25.6%であるのに対し、それぞれ 41.6% (16.0 ポイント差)、49.3% (23.7 ポイント差) となっています。

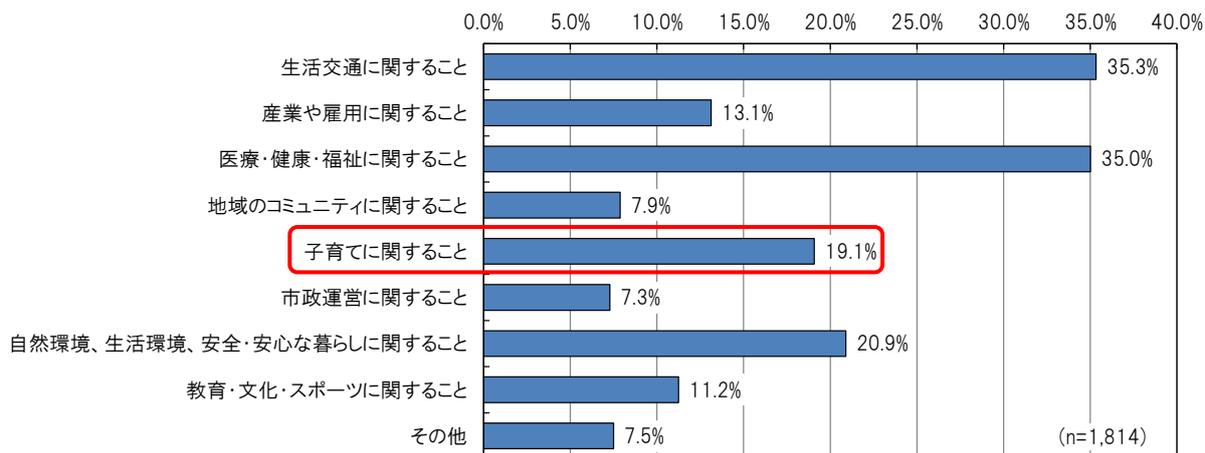


	20歳代以下 (n=125)	30歳代 (n=152)	40歳代 (n=216)	50歳代 (n=275)	60歳代 (n=342)	70歳代以上 (n=694)	無回答(n=10)	全体 (n=1814)
地域医療体制が充実したまち	20.8%	32.2%	27.8%	33.1%	36.8%	32.4%	40.0%	32.0%
保健・福祉・介護が充実したまち	23.2%	17.1%	23.6%	30.2%	31.9%	35.2%	20.0%	30.0%
高齢者、障がい者が暮らしやすいまち	8.0%	12.5%	19.4%	26.2%	31.3%	31.0%	40.0%	25.9%
子どもを安心して産み育てやすいまち	41.6%	49.3%	28.2%	20.0%	23.1%	20.3%	20.0%	25.6%
教育環境が整備され、青少年の健全育成や人材育成が盛んなまち	13.6%	10.5%	9.7%	9.1%	5.3%	8.2%	0.0%	8.5%
商業機能の充実によるにぎわいのあるまち	18.4%	13.8%	16.7%	9.5%	8.2%	5.3%	0.0%	9.4%
観光・交流の拠点機能があるまち	5.6%	6.6%	5.1%	5.1%	2.9%	2.0%	0.0%	3.6%
歴史・文化資源を活用したまち	2.4%	4.6%	3.2%	3.3%	4.4%	2.9%	0.0%	3.4%
豊かな自然環境の保全に配慮したまち	9.6%	5.3%	8.8%	8.7%	11.1%	6.8%	0.0%	8.2%
防災・防犯・交通安全対策などが充実した安心・安全なまち	14.4%	13.2%	15.3%	18.5%	21.6%	25.1%	20.0%	20.5%
道路・住宅・公園施設や公共交通機関等が整備された便利で快適なまち	22.4%	16.4%	26.9%	21.8%	16.1%	15.7%	0.0%	18.5%
教育・生涯学習・スポーツ環境の充実したまち	7.2%	9.9%	8.3%	3.6%	3.2%	3.2%	0.0%	4.7%
わからない	1.6%	0.7%	0.5%	1.8%	1.5%	2.2%	0.0%	1.6%
その他	0.0%	2.6%	2.3%	1.1%	0.6%	1.0%	0.0%	1.2%

### ③ 今後のまちづくりや市政について

今後のまちづくりや市政についてのご意見・ご要望、ご提案については、「生活交通に関する事」(35.3%)、「医療・健康・福祉に関する事」(35.0%)が突出して多く、次いで「自然環境、生活環境、安全・安心な暮らしに関する事」(20.9%)、「子育てに関する事」(19.1%)となっています。

年代別にみると、30歳代は「子育てに関する事」の回答割合が突出して高く、42.1%（市全体と比べて23.0ポイント差）となっています。



	20歳代以下 (n=125)	30歳代 (n=152)	40歳代 (n=216)	50歳代 (n=275)	60歳代 (n=342)	70歳代以上 (n=694)	無回答(n=10)	全体 (n=1814)
生活交通に関する事	32.8%	27.0%	29.6%	37.5%	38.0%	37.6%	10.0%	35.3%
産業や雇用に関する事	11.2%	12.5%	11.6%	13.1%	12.6%	14.3%	20.0%	13.1%
医療・健康・福祉に関する事	17.6%	30.9%	25.9%	31.3%	43.3%	38.9%	60.0%	35.0%
地域のコミュニティに関する事	6.4%	5.3%	5.1%	6.9%	9.4%	9.4%	0.0%	7.9%
子育てに関する事	20.8%	42.1%	22.2%	16.0%	18.7%	14.1%	20.0%	19.1%
市政運営に関する事	6.4%	7.2%	8.8%	4.7%	5.0%	8.9%	20.0%	7.3%
自然環境、生活環境、安全・安心な暮らしに関する事	13.6%	12.5%	12.5%	20.4%	20.5%	26.9%	30.0%	20.9%
教育・文化・スポーツに関する事	12.8%	9.9%	15.7%	10.9%	10.5%	10.4%	10.0%	11.2%
その他	8.8%	8.6%	8.8%	8.0%	8.2%	6.2%	0.0%	7.5%



## 第3章 計画の基本理念、基本目標

### 1 計画の基本理念

**すべての子ども・若者が  
笑顔でしあわせに暮らせる  
「こどもまんなか」のまち**

第2次計画では、「すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち」を基本理念に各種施策を展開してきました。

本計画では、第2次計画の理念を引き続き重視しつつ、新たな課題やニーズに対応するため、「すべての子ども・若者が笑顔でしあわせに暮らせる「こどもまんなか」のまち」を基本理念とし、地域の協力を得て、子ども・若者の健やかな成長を一層支援します。

また、上田市の未来を担う子ども・若者が、夢と希望を持って生きることができるまちづくりを、地域全体で進めていきます。

## 2 計画の大切な視点

### (1) こども・若者の成長を支える視点（子の育ち）

すべてのこども・若者が笑顔で成長し、幸福を享受できる社会を実現するため、計画の推進にあたっては、こども・若者の利益・権利を最優先に考え、それぞれの個性を尊重しながら「生きる力」を育成します。

また、こども・若者は社会の希望であること、家族の愛情に支えられて成長する存在であり、幼児期等の人格形成が重要であることとし、良質で適切な教育・保育を提供することで、こども・若者の健やかな成長と発達を保障する取組みを進めます。

### (2) 親の子育てを支える視点（子育て）

こども・若者が地域社会と関わりながら、子育てや生活に対する認識を深め、人と人との関わりを大切にし、協力して家庭を築くことの意義を教育・啓発します。

また、保護者の気持ちに寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、母親の就労機会の増加や社会環境の変化に対応し、質の高い子育て支援を提供するために、人材の質的向上や情報提供を進めます。

さらに、すべての家庭とこども・若者を対象に、地域のニーズに応じた総合的な子育て支援を充実させ、妊娠期からの途切れのない支援を提供し、保護者への学びと相談支援を強化します。

### (3) 地域社会全体で子育てを支える視点（地域）

すべてのこども・若者と家庭への支援を実現するために、社会全体が子ども・子育て支援の重要性を理解し、協働して取組むことが求められます。地域の特性を踏まえ、こども・若者の成長に適した環境を整えるため、行政だけでなく地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを進めます。

また、家庭が果たす重要な役割を支えるため、地域社会全体が子育てを共有の課題として取組み、既存の地域活動と連携し、より一層の支援体制の強化を図ります。

### 3 計画の基本目標

#### (1) 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます

こども・若者の結婚・妊娠の希望を叶え、安心して出産や子育てができるよう、結婚・妊娠・出産・子育ての支援に取り組むとともに、こども・若者の自主性・社会性の育成、家庭の子育てや教育力の強化など、こども・若者の健やかな成長と発達を総合的に支援します。

また、こども・若者が権利を持つ主体であるといった認識のもと、こども・若者の育ちを第一に考え、今後もこども・若者が健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

さらに、多様な保育メニューや放課後児童対策、就学前教育、学校教育の充実を図ります。

#### (2) きめ細やかな支援でこどもや家庭を支えます

障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応により、こどもの人権の尊重と保護を促進するとともに、社会的養護が必要なこどもに対しては地域社会全体で支えていきます。

さらに、「こどもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

#### (3) 安心して子育てができる体制を整えます

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することなく、また妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられ、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され健やかに生活できるよう、家庭環境等の変化により多様化する課題に応えた相談・情報提供の充実に向けた取り組みを進めます。

また、いじめ防止・不登校対策を含めたこどもの人権を守る取組や、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行います。

#### (4) 地域全体で子育てを支えます

身近な地域の大人たちがこどもを見守る取組を推進するため、こどもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を生かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

また、様々な子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりやこどもの遊び場等の整備など、地域ぐるみの防犯体制の整備にも努めます。また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点も踏まえ、安心して子育てできる環境づくりに取組みます。

#### (5) 仕事と家庭が両立できる環境を整えます

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、固定的性別役割分担<sup>(注)</sup>によらない子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

# 第3次 上田市子ども子育て支援事業計画（上田市こども計画）計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

[施策の内容]

すべてのこども・若者が笑顔でしあわせに暮らせる「こどもまんなか」のまち

1 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます	(1) 結婚・出産の支援の推進	① 結婚支援 ③ 不妊治療への支援	② プレコンセプションケアの推進
	(2) 母子の健康増進及び医療の充実	① 妊娠・出産期の支援 ③ 食育の推進	② こどもの健康 ④ 医療の充実
	(3) 就学前教育・保育の質の向上	① 職員配置の充実 ③ 施設整備等良質な環境の確保 ⑤ 認定こども園への移行に関する情報提供及び支援の充実 ⑥ 幼児教育・保育の提供体制の確保 ⑦ 外国につながる幼児への支援	② 保育士・幼稚園教諭の質の向上 ④ 保育士等の処遇改善と確保
	(4) 多様な保育メニューの提供	① 延長保育・休日保育・一時預かり ③ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	② 病児保育
	(5) 放課後等の児童の健全育成	① 児童館・児童センター ③ 施設整備等良質な環境の確保 ⑤ 職員（児童厚生員、放課後児童支援員等）の質の向上 ⑥ 地域等の協力	② 放課後児童クラブ ④ 職員配置の充実 ⑦ 放課後児童対策の強化
	(6) こどもの生きる力の育成	① 幼保小中の連携強化 ③ 思春期対策 ⑤ 児童・青少年の健全育成の推進	② 学習教育の環境や学習内容の充実 ④ 若者の職業的自立のための支援
2 きめ細やかな支援でこどもや家庭を支えます	(1) 支援が必要なこども・家庭への支援の充実	① 発達に遅れや偏りがあるこどもへの支援の充実 ② 障がいのあるこどもへの支援の充実 ③ ひとり親家庭への支援 ④ 外国につながるこどもへの支援・配慮 ⑤ <b>こども・若者の自殺対策の推進</b> ⑥ 性的マイリティ(少数者)への支援	
	(2) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	① 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応 ② ヤングケアラーに対する支援の充実 ③ 関係機関との連携強化及び相談・啓発活動の充実 ④ 社会的養護の充実	
	(3) こどもの貧困対策の推進	① 早期発見のための取組 ③ 生活の支援 ⑤ 経済的支援	② 教育の支援 ④ 保護者に対する就労の支援 ⑥ 地域活動への支援
3 安心して子育てができる体制を整えます	(1) 子育て家庭への相談・情報提供の充実	① 子育て相談体制の充実 ③ 地域子育て支援拠点事業の充実	② 子育てに関する情報発信の充実
	(2) 経済的負担の軽減	① 経済的負担の軽減	② 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
	(3) <b>いじめ防止の推進</b>	① <b>いじめ防止への取組</b> ③ 不登校児童・生徒への支援	② <b>相談事業の推進</b>
	(4) <b>不登校対策の推進</b>	① <b>不登校児童・生徒への支援</b>	② <b>相談事業の推進</b>
4 地域全体で子育てを支えます	(1) 地域コミュニティの中でこどもを育む	① 子育て家庭を応援する環境整備 ② 地域の子育て関連団体等のネットワークの強化	
	(2) 子育てしやすい環境の整備	① 身近な公園・ひろば等の整備 ③ 安心して外出できる環境の整備	② 良質な住宅の整備
	(3) こどもを事故や犯罪から守る環境づくり	① こどもの交通安全の確保 ③ こどもを事故から守る活動 ④ 青少年を有害環境・有害情報から守るための取組の推進	② こどもを犯罪等から守る活動
5 仕事と家庭が両立できる環境を整えます	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 ※	① 働き方の見直し ② 多様な保育メニューの提供（再掲） ③ 仕事と子育ての両立のための基盤整備（企業の取組等） ④ 出産・育児後の職場復帰支援等 ⑤ 男女がともに家事や育児を担う意識の啓発	



## 【基本目標】

### 1 命の誕生と子ども・若者の健やかな成長を支えます

## 【基本施策】

### (1) 結婚・出産の支援の推進

#### 【現状と課題】

- 上田市の25歳～39歳の男女の未婚率は県下市町村平均を上回ってはいますが、全国的な動きと同様に未婚化・晩婚化は進行しています。また、長野県内の未婚者の約7割が結婚を希望しているという調査結果も出ており、結婚を希望する方への結婚支援が必要です。
- 上田市民の理想の子ども数の平均は、国や県よりも多く、子どもを望む人や1人当たりの希望する子ども数は多いことが分かっています。しかし、実際の合計特殊出生率<sup>(注)</sup>は国よりは多いものの、県よりは低い状況です。妊娠・出産・子育てをしやすい環境を整えるとともに、子どもを望む人が望んだ時に妊娠ができるように、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を持ち、将来、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を迎えるためには、プレコンセプションケア<sup>(注)</sup>（妊娠前からの健康管理）やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>(注)</sup>（性と生殖に関する健康と権利）の啓発も重要です。
- 子どもを望む方のための不妊治療・不育治療が、一部の治療を除き保険適用となりましたが、結婚や妊娠年齢の高齢化により保険適用外の治療のニーズは高まっており、経済的支援が必要です。

#### 【施策の内容】

##### ① 結婚支援

- 未婚化・晩婚化を解消するため、若者の結婚の希望を叶える支援を行います。

#### 【主な事業】

- 上田市結婚支援事業「縁結びプロジェクト」
- 結婚新生活支援事業

#### 【施策の内容】

##### ② プレコンセプションケア<sup>(注)</sup>の推進

- 学齢期・思春期へは、自らの心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得るために、教育機関等との協働による健康教育の推進を図ります。
- 市民全体へのプレコンセプションケア<sup>(注)</sup>自体の周知や啓発を図ります。

#### 【主な事業】

- 命の学級
- プレコンセプションケア<sup>(注)</sup>講座
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>(注)</sup>講座

**【施策の内容】**

**③ 不妊治療への支援**

- 子どもを望む夫婦が抱える、不妊症及び不育症に対し、費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

**【主な事業】**

- 不妊症治療費助成事業
- 不育症治療費助成事業

## 【基本目標】

### 1 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます

## 【基本施策】

### (2) 母子の健康増進及び医療の充実

#### 【現状と課題】

- 近年、妊娠届出者数は減少し、妊婦の年齢は高くなっています。また、核家族化や共働き家庭の増加や地域の間人関係の希薄化が顕著となり、支援・見守りの必要な妊婦・家庭が増加しています。
- 妊娠・出産は、短期間で心身に変化が生じる時期であり、この時期の健康状態が出産や胎児のほか、妊婦自身の健康に大きな影響を与えることから、安全な妊娠と出産のために正しい知識を得、健康管理を自ら行うという認識と行動が必要です。また、産後は育児中心の生活への変化から、心身ともに疲労がたまり精神的に不安定な状況になりやすいため、妊娠・出産・子育てを通じて、切れ目のない伴走型相談支援の更なる充実が必要です。
- 母親の育児ストレスの解消やママ友などのコミュニティの構築に寄与する事業を実施している中、こうした講座に参加できない方に対する支援も必要です。
- 安心して子育てをするためには、地域内で完結できる周産期医療体制の整備と夜間・休日における救急医療体制の充実が必要です。令和5年度に実施した子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（以下、ニーズ調査）において子育ての環境整備の充実のために希望する支援策として、「産前産後、乳幼児期における家事支援を充実して欲しい」も3割以上となっています。
- こどもの健康な体づくりのためには、成長に合わせた適切な食事を摂ることや、規則正しい生活習慣を身に付ける必要があります。
- 情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォンなどの電子メディア機器は生活に欠かせないものとなっています。しかしながら、乳幼児期での過度な使用は、こころの成長に悪影響を与えることになることが危惧されています。
- こどもへの接し方や発達に関する相談が増えています。乳幼児期からの適切なかわりが、こどものこころと体の育ちに必要であることを啓発し、保健・医療などの関係機関が連携して支援をしていくことが重要です。

#### 【施策の内容】

##### ① 妊娠・出産期の支援

- 母子ともに健康で安心な出産ができるよう、妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談や両親学級等での健康教育を行い、妊婦健康診査の受診勧奨を実施します。
- 出産後は、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）を全戸に行い、産婦の心身の状況の把握とともに関係機関と連携して支援を行います。また、出産直後の母子に対して心身のケアやサポートを行う産後ケア事業等を活用し、産婦の休養と育児不安の軽減等を図ります。
- 母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが機能的に運用する「子育て世代包括支援センター<sup>(注)</sup>」を充実させるとともに「こども家庭センター<sup>(注)</sup>」と連携し、妊娠期から出産、子育てへ切れ目のない支援体制の強化を図ります。

### 【主な事業】

- 母子健康手帳交付
- 妊婦一般健康診査・産婦健康診査公費負担
- 両親学級
- 妊婦・母乳相談
- 新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- 産後ケア事業
- 妊産婦等包括相談支援事業
- 子育て支援施設「ゆりかご」の運営
- 子育て世代包括支援センター<sup>(注)</sup>及びこども家庭センター<sup>(注)</sup>の運用

### 【施策の内容】

#### ② こどもの健康

- すべてのこどもに対し、健康に成長できるようこどもの月齢ごとに乳幼児健診を実施し、こどもの発育・発達を把握するとともに、病気や障がいの早期発見・治療、早期対応に努めます。
- 感染症からこどもを守るために、予防接種ができる環境を整えるとともに、未接種者への受診勧奨を行います。
- こどもの健やかなこころを育むため、すべての親に対して、乳幼児健診等のあらゆる機会を利用し、こどものこころの成長を育むかわり方について伝えます。また、親子での望ましい電子メディア機器の使い方の啓発をするるとともに、幼児期の親子遊びの大切さも伝えます。
- 生涯を健康に過ごすため、幼少期から親子で望ましい生活習慣を形成できるよう、基本的な生活習慣に関する保健指導に取り組みます。

### 【主な事業】

- 乳幼児健診
- 乳幼児教室
- 予防接種
- 各種相談事業（健康相談、歯科相談等）

### 【施策の内容】

#### ③ 食育の推進

- 令和6年度に策定した「第3次上田市食育推進計画」において、“うえだの食で育む健康なからだと豊かなこころ”を基本理念として、生涯にわたり、健全な体と心を培うための食育の推進を基本目標の一つとして掲げています。
- この計画に基づき、発育や発達段階に応じた栄養指導や情報提供を、乳幼児健診・教室・相談等を通じて行うほか、高校生を含めた若い世代へは、朝食や野菜摂取など望ましい食習慣を習得し、食生活を自己管理できるよう食育を推進します。
- 「上田市食育推進プロジェクト」により市内食育関係各部署が連携し、より市民に見える形でライフステージを通じた食育を推進します。

#### 保育所について

- 毎日の給食そのものを食育ととらえるとともに、栄養士、給食担当者、保育士による「食」に関する指導の実施、給食サンプルの配信、「たべものだよ」や試食会などを通して食の大切さを保護者に啓発します。
- 給食等の食材に、安全・安心でおいしい地元農産物を取り入れることにより、食と地域農業への関心を高めます。
- 肥満ややせのこどもについては、個々の生活状況や健康状態に応じた個別指導を実施します。

## 学校について

- 児童生徒の食生活や健康状態の課題を踏まえ、各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づいて、食育の指導・授業等を計画的に実施し、対策を講じます。
- 保護者への試食会や講座などを実施し、給食を通じて家庭における食育を支援します。
- 農業体験や給食への地元農産物利用を推進し、食に関する感謝の気持ちや興味を育てます。

### 【主な事業】

- 乳幼児健診・教室の栄養指導
- 妊娠期の食育講座
- 若い世代への野菜摂取を促すための食育
- 地元農畜産物の活用
- 保護者対象の試食会・講座の実施
- 各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づく食育の実施
- 「1日3回野菜を食べよう」運動（食育推進プロジェクト重点取組）
- 離乳食・幼児食相談
- 高校生の出前講座（思春期の食生活）
- 食に関する情報提供
- 園児・児童による作物の栽培、クッキング
- 農業体験学習

### 【施策の内容】

#### ④ 医療の充実

- 夜間における突発的な発熱等の比較的軽症の症状に対応する上田市内科・小児科初期救急センター<sup>(注)</sup>の運営と受診方法の周知を図ります。また、休日の在宅当番医や深夜の初期救急医療体制を確保します。
- 市立産婦人科病院の閉院に伴い、信州上田医療センター医療従事者の増員や設備改修等を行うことにより、将来にわたる安全・安心な周産期医療提供体制を構築します。

### 【主な事業】

- 上田市内科・小児科初期救急センター<sup>(注)</sup>の運営
- 医師確保修学資金等貸与制度
- 看護師確保修学資金貸与制度
- 在宅当番医制事業
- 助産師確保修学資金等貸与制度

## 【基本目標】

### 1 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます

## 【基本施策】

### (3) 就学前教育・保育の質の向上

#### 【現状と課題】

- 上田市における保育士の配置基準は、国の基準に上乗せをしています。今後、保育内容のさらなる充実の視点から基準について検討する必要がある一方で、国基準を上回る手厚い職員配置を維持していくためには、保育士確保が大きな課題となっています。
- 3歳未満児の保育需要の高まりを受けて、年度途中からの入所が難しい状況となってきています。そのため、4月の保育所等の入園に合わせたタイミングで育児休業から職場に復帰した人が3割程度いる状況となっており、年度途中であっても希望者が円滑に利用できる受入態勢を確保していく必要があります。
- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達には連続性を有するものであることから、こどもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があります。また、保育所等に求められる支援機能は多様化・複雑化しており、保育士等に対する研修の充実等による専門性の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等を通じて、質の向上を担保していく必要があります。
- 公立保育所においては、入所児童が少ない園があります。児童の集団的保育の実施や財政負担、施設経営の面から、ある程度の規模は必要であり、今後、施設整備と合わせて保育所の適正配置を実施するにあたっては、地域性を考慮しながらクラスや保育所の適正な規模を考える必要があります。
- 3歳未満児の保育需要の高まりはあるものの、少子化の進行に伴い、就学前児童全体の減少が続く中で、公立保育所の配置については、可能な限り統廃合を実施し、進捗状況に応じ、民営化など民間活力の導入も視野に入れながら計画的に見直す必要があります。
- 私立保育所等については、その先駆的な活動や独自性を尊重し、保育や教育の実践を継続するため、上田市の保育（幼児教育）を担う保育所等の適正配置を図っていく必要があります。

#### 【施策の内容】

##### ① 職員配置の充実

- 上田市では、1歳児の保育士配置基準について独自に上乗せを行い、児童3人（国基準6人）に対して保育士1人を配置していますが、少子化の傾向を勘案しつつ、こどもの年齢に応じて、きめ細やかな教育・保育が可能な職員配置を検討していきます。
- 障がい児等の特別な支援の必要なこどもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、手厚い職員配置の確保に努めます。

### 【施策の内容】

#### ② 保育士・幼稚園教諭の質の向上

- 「専門的な知識・技術」を修得するために、関係機関、団体等が実施する外部研修へ積極的に参加するとともに、質の高い教育や保育等、多様なニーズに対応するために、研修計画に基づいた研修の充実を図ります。
- きめ細やかですべてのこどもの利益を最優先に考えた教育や保育が提供できるよう、職員研修の実施を促進することで、保育士・幼稚園教諭の資質向上を図ります。

### 【主な事業】

- 保育士・幼稚園教諭の資質向上
- 教育・保育体制の充実

### 【施策の内容】

#### ③ 施設整備等良質な環境の確保

- 統廃合を含めた施設整備を検討します。
- 地域の実情等により、延命化・長寿命化が必要となる施設については計画的に改修工事を進めます。
- 市内全保育園において、施設の機能強化を図るため、ICT<sup>(注)</sup>設備やLED照明、防災・防犯設備、空調設備、遊具等の導入や充実を検討し、安全・安心で快適な保育環境の整備に努めます。

### 【主な事業】

- 保育施設等の整備

### 【施策の内容】

#### ④ 保育士等の処遇改善と確保

- 職員の定着・確保を図るため、国が定める公定価格に基づき、保育士等の処遇改善を進めます。
- ハローワークや保育士等養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行うなど、保育士の人材確保対策を推進します。

### 【主な事業】

- 保育士等の処遇改善
- 保育現場就労に向けた職場体験

#### 【施策の内容】

#### ⑤ 認定こども園<sup>(注)</sup>への移行に関する情報提供及び支援の充実

- 認定こども園<sup>(注)</sup>は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず、教育・保育を一体的に受けられ、また、就労状況が変わった場合も、柔軟にこどもを受け入れられるという特徴があります。近年、利用者のニーズも高まり、また、3歳未満児の受入態勢の確保にもつながることから、幼稚園または保育所の設置者に対し、認定こども園<sup>(注)</sup>への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、施設整備の補助など支援の充実を図ります。
- 研修会等について公私立の認定こども園<sup>(注)</sup>、幼稚園、保育所すべてに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流・連携を推進します。

#### 【主な事業】

- 施設整備の補助

#### 【施策の内容】

#### ⑥ 幼児教育・保育の提供体制の確保

- 幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。

#### 【施策の内容】

#### ⑦ 外国につながる幼児への支援

- 外国の文化・習慣・指導上で必要になる配慮等について、保育所等職員の理解を深め、外国につながる幼児等が園生活に慣れるようことができるよう努めます。
- 就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続き等の情報提供に努めるとともに、関係課と連携し、各種通知等の翻訳や通訳同行による援助体制を整備します。

#### 【施策の内容】

#### ⑧ 幼児教育アドバイザーの配置

- 幼児教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する保育士を保育課内に配置し、園訪問による保育指導を行うとともに、園内研修等の支援を行います。

## 【基本目標】

### 1 命の誕生と子ども・若者の健やかな成長を支えます

## 【基本施策】

### (4) 多様な保育メニューの提供

#### 【現状と課題】

- 保護者の就労形態の多様化と核家族の増加により、保育に関するニーズが多様化しています。保育所における長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズがあることから、延長保育、休日保育などの保育体制を継続、充実する必要があります。
- 「一時預かり」の利用希望が継続的にあります。仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由による利用に加え、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュを促進するために、令和8年度から全国的に開始される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）<sup>(注)</sup>」の実施とあわせて、一時預かりの充実を図る必要があります。
- 0歳児のこどもの保育所への年度途中の入所が難しい状況もあることから、4月の保育所等の入園に合わせたタイミングで育児休業から職場に復帰した人が3割程度いる状況となっています。育休満了時が年度途中であっても希望者が円滑に入所できるよう教育・保育の提供体制を確保していく必要があります。
- こどもが病気療養中または病気の回復期にあるため集団保育に不安がある場合、保護者は自分で看病したいと思っても、仕事を休むことができない、核家族化などでこどもを預ける親族がいない場合があります。このような家庭への保育支援が求められることから、上田市病児保育センターを市内に2カ所、設置して必要な保育支援を実施しています。この病児・病後児保育事業については引き続き周知を図る必要があります。

#### 【施策の内容】

##### ① 延長保育・休日保育・一時預かり

- 保護者の就労形態の多様化や長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズに対応して、延長保育、休日保育など保育体制の充実を図ります。
- 仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由、また、育児に伴う精神的・肉体的負担を解消するための理由による保育ニーズに対応して、一時預かりに加えて、令和8年度から全国的に開始される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）<sup>(注)</sup>」の円滑な導入、事業の継続に努めます。

#### 【主な事業】

- 延長保育事業
- 休日保育事業
- 一時預かり事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）<sup>(注)</sup>

#### 【施策の内容】

##### ② 病児保育

- 病気療養中または病気回復期にあるこどもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に上田市病児保育センターの利用を促進するため、地域子育て支援拠点等においてさらなる周知を図ります。

#### 【主な事業】

- 病児・病後児保育事業

**【施策の内容】**

**③ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保**

- 保護者の産休後及び育休後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入所申請について、4月当初の入所申請と同時に申込みをすることが可能であり、働く母親の育児や仕事復帰への不安の解消につながります。
- また、休業開始前にすでに保育所等を利用していたことについては、児童福祉の観点から必要と認められる場合には、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用が可能となるよう保育体制の充実や施設等環境の整備を行います。

**【主な事業】**

●産休及び育休明けの保育希望に対する入所相談

●育休時の継続入所

## 【基本目標】

### 1 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます

## 【基本施策】

### (5) 放課後等の児童の健全育成

#### 【現状と課題】

- 安心して働き、仕事と子育てを両立できる環境を望む保護者が増加しています。
- 放課後等（放課後や学校休業日）の児童の安全な居場所として、また、保護者の仕事と子育ての両立支援に向け、放課後児童施設<sup>(注)</sup>（児童館・児童センター、放課後児童クラブ（学童保育所・児童クラブ））を設置しています。
- 小学生の数は減少していますが、放課後児童クラブを利用する児童の数は年々増加しています。
- 放課後児童クラブは、全小学校区に設置していますが、施設の老朽化や、手狭になっているところもあることから、それらの整備が課題となっています。
- さまざまなこどもの放課後の居場所の確保に向け、放課後児童施設<sup>(注)</sup>をはじめとした施設、職員配置の充実が求められています。
- 家庭で行われることが少なくなった伝統行事や季節行事、地域ボランティアの協力を得た読み聞かせ等を実施していますが、施設によりその実施状況に差があります。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室<sup>(注)</sup>の計画的な整備等について、利用児童の実情に応じて検討する必要があります。

#### 【施策の内容】

##### ① 児童館・児童センター

- 18歳未満の児童であれば誰でも利用できる児童館・児童センターは健全な遊びを提供する施設として、今後も事業を継続します。
- 一度帰宅してからの利用が原則ですが、留守家庭対策として午後6時までには限り、学校から直接利用する児童の受け入れを行います。（旧上田地区の児童館・児童センター8館）
- 中学生及び高校生の利用促進に向けた施策を検討します。

#### 【施策の内容】

##### ② 放課後児童クラブ

- 必要性がさらに増す放課後児童クラブは、今後の利用児童数を的確に見込み、できる限り待機児童が出ないように努めます。
- アンケート調査等を行い、多様化する保護者ニーズを把握します。

### 【施策の内容】

#### ③ 施設整備等良質な環境の確保

● 施設のより良い環境づくりのため、施設の改修や遊具等の整備を行うとともに、エアコン等空調設備の設置・増設による機能強化、トイレの洋式化やバリアフリー化等による利便性の向上、環境負荷の低減のため照明のLED化の推進、防犯・防災対策設備やICT<sup>(注)</sup>設備の導入等の推進を行い、利用児童にとって安心して安全な施設環境の確保に努めます。

● 老朽化等により施設整備を必要とする施設については、修繕等により長寿命化することや、分室のある施設を集約することで、より利便性を高める整備をするなど、地域特性を踏まえながら、更なる機能強化を図っていきます。

### 【主な事業】

- 施設の建設及び長寿命化事業
- 環境改善事業

- 耐震化事業
- ユニバーサルデザイン<sup>(注)</sup>化事業

- 機能強化事業
- 分室の集約化事業

### 【施策の内容】

#### ④ 職員配置の充実

- それぞれの放課後児童施設<sup>(注)</sup>の利用児童数に応じた適正な職員配置に努めます。
- 障がい、疾病、家庭環境等のため特別な支援が必要な児童が利用する場合は、国、県の補助金等を活用し、適切な職員数を配置できるよう努めます。

### 【施策の内容】

#### ⑤ 職員（児童厚生員、放課後児童支援員等）の質の向上

- 職員のスキルアップに向けた研修等の情報提供を行います。
- 定期的な情報交換会を開催し、情報の共有、課題の解決を目指します。

### 【施策の内容】

#### ⑥ 地域等の協力

- 児童の健全育成には、高齢者や育児経験豊かな地域住民等の協力が必要なことから、これらの方がより一層参加しやすい環境づくりに努めます。
- 小学校・中学校と密接に連携し、協力して児童の健全育成に取り組みます。

### 【主な事業】

- 地域ボランティアによる読み聞かせ等の開催

- 地区懇談会の開催

### 【施策の内容】

#### ⑦ 放課後児童対策の強化

- すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動ができるよう、校内交流型放課後児童クラブ<sup>(注)</sup>及び放課後子ども教室<sup>(注)</sup>の実施について検討します。

## 【基本目標】

### 1 命の誕生とこども・若者の健やかな成長を支えます

## 【基本施策】

### (6) こどもの生きる力の育成

#### 【現状と課題】

- こどもたちがよりよく成長し、自立して生き抜く力を育み、一人ひとりの資質・能力を伸ばせるように、学校、地域、家庭が連携、協働して、こどもの教育に多くの人が携わり、地域ぐるみの教育を行っていくなど、教育活動に多様な価値観を取り入れることが求められています。
- 学力の向上を図るため、児童・生徒の学習意欲に働きかける魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育むことが重要となっています。
- 学校給食を生きた学習の場と捉えて、こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校・家庭・地域が連携して、こどもたちの食環境を整える必要があります。
- 市内の各保育所等と小学校との交流活動は、以前から行われ、こどもが安心して就学できる環境を整えてきています。こうした強みを生かして、こどもたちの交流や職員連携を一層充実させ、カリキュラムの接続を通して、こどもの育ちと学びをつないでいく必要があります。
- 思春期のこどもの健康を害する要因は、こどもたち自身のその後の生涯にわたる健康の保持・増進にも影響を及ぼしかねません。また、10代の妊娠・出産は、社会的環境が整わない場合が多く、学業の中断につながり、結果として就業を困難にする場合もあります。また、命の大切さ、自他を大切にす気持ちなどのこどものこころを育む「こころの健康」についての教育が必要とされています。
- ハローワーク上田管内の有効求人倍率が、引き続き高い水準で推移する中、地域企業の人手不足は依然として深刻な状況にあります。一方、職に就きたいがなかなか見つからない、就職したが職場に定着できないなどの悩みを抱える若者が増加しており、地域の将来を担う貴重な人財である若者を、安定した雇用に結びつける支援の取組が重要となっています。
- 青少年健全育成の対策から防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることもなく、平穏な状態を保ち犯罪件数も減少傾向にあります。
- こどもの数の減少は、遊びを通じた仲間の形成、社会性の発達に大きな影響があると言われています。また、自然体験や生活体験、お手伝いといった体験が豊富なこどもや、小学生・中学生の時期に小さなこどもと触れ合う機会が多いこども、生活習慣が身に付いているこどもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があると言われており、地域が主体となって自然体験、生活体験やさまざまな交流活動を充実させていくことが求められています。

#### 【施策の内容】

##### ① 幼保小中の連携<sup>(注)</sup>強化

- 幼児期から義務教育期までのこどもの視点に立った一貫した教育を行うため、幼保小中の連携<sup>(注)</sup>を推進するとともに、家庭や地域、教育関係者が共通した認識でこどもたちの成長を支えます。
- 小学校入学前後の数か月は、こどもの育ちと学びのスムーズな移行のために大事な時期であることから、保育所・幼稚園等では「アプローチカリキュラム<sup>(注)</sup>」、小学校では「スタートカリキュラム<sup>(注)</sup>」の継続による連携を推進します。

- 幼保小中の連携<sup>(注)</sup>を軸に、幼保から小、小から中への円滑な移行を支援するため、子育て子育て支援課、学校教育課、保育課との連携を図りながら事業を推進します。

#### 【主な事業】

- 中学校区別ブロック会議の支援
- 幼保小主任者懇談会の開催
- 幼保小中園長・校長合同会議の開催
- 幼稚園・保育所等における「アプローチカリキュラム<sup>(注)</sup>」の推進
- 小学校における「スタートカリキュラム<sup>(注)</sup>」の推進
- 園児の小学校体験入学
- 保育士・幼稚園教諭の定期的な小学校への派遣
- 幼年教育研究会の開催

#### 【施策の内容】

##### ② 学習教育の環境や学習内容の充実

- 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学1年生から中学3年生を対象に、高校に入学できる基礎学力を身につけるために、月4回（1回2時間以内）の家庭訪問による学習支援を行います。
- 各学校の創意工夫と地域の自然、伝統、文化、人材を活用して魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育む教育を実践します。
- 児童生徒の食生活や健康状態の課題を踏まえ、各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づいて、食育の指導・授業等を計画的に実施し、対策を講じます。
- 保護者への試食会や講座などを実施し、給食を通じて家庭における食育を支援します。
- 農業体験や給食への地元農産物利用を推進し、食に関する感謝の気持ちや興味を育てます。
- 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針に基づき、安心安全な食物アレルギー対応への施設整備や運営に努めます。

#### 【主な事業】

- 教員相互による授業研究
- ICT<sup>(注)</sup>を活用した効果的な授業の推進
- 子どもの学習・生活支援事業
- 農業体験学習
- 保護者対象の試食会・講座の実施
- 各学校の「食に関する指導の全体計画」に基づく食育の実施
- 「1日3回野菜を食べよう」運動（食育推進プロジェクト重点取組）
- 安心安全な食物アレルギー対応への施設整備と運営

#### 【施策の内容】

##### ③ 思春期対策

- 思春期の心と体の健康づくりに関する正しい知識の普及を図るため、学校等関係者と連携し、情報提供や健康教育等を実施します。また、命を育むことの大切さや望ましい時期についても啓発します。
- 思春期保健の充実に向け、学校・保健福祉事務所・医療機関などの関係機関と連携を図ります。

#### 【主な事業】

- 命の学級
- 思春期保健連携会議

### 【施策の内容】

#### ④ 若者の職業的自立のための支援

- 将来、地域での就業を促進するため、小中学生のころから地域の産業や仕事の魅力に触れ、地域に愛着を感じてもらうとともに職業意識を高めるキャリア教育（職業体験、職場見学会など）の推進を図ります。
- ハローワーク、上田職業安定協会などの関係機関と連携し、高校生や大学生等を対象とした事業所説明会、就活フェアや就職相談会を開催し、地域企業との雇用マッチングに向けた取組を推進します。
- 地域企業におけるインターンシップの効果的な導入の支援や、地元で働く若手社員と若者が交流できる機会を設けるなど、上田で学び育った若者や地元を離れた若者の地域企業への就職促進に一層取り組みます。
- ジョブカフェ信州<sup>(※)</sup>や若者サポートステーション・シナノ<sup>(※)</sup>と連携し、若者に対する就職支援事業の充実を図ります。

### 【主な事業】

- 小中学生の職業体験、職場見学会の開催
- インターンシップ事業の推進
- 事業所説明会、就活フェア、就職相談会等の開催
- 高校の進路指導教諭と求人企業の人事担当者の情報交換会の開催
- 企業ガイドブックの作成やウェブサイトによる地域企業情報の提供
- ジョブカフェ信州<sup>(※)</sup>、若者サポートステーション・シナノ<sup>(※)</sup>と連携した就職個別相談や就職支援セミナーの開催

### 【施策の内容】

#### ⑤ 児童・青少年の健全育成の推進

- 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、こどもにかかわる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。
- 「地域のこどもは地域で育てる」ことを目標に、自治会・青少年団体・学校・公民館が連携をとりながら青少年健全育成運動を推進します。青少年の健全育成のための各種講座を開催します。
- こどもの自然体験、生活体験の充実を図ります。
- 高齢者、異年齢児、外国につながる住民、障がい者等の地域のさまざまな人と交流する等の社会的な経験の充実を図ります。
- 家族の団らん、家庭におけるお手伝いや生活習慣の確立など、家庭教育の意識啓発を図ります。
- 児童・青少年の健全育成と非行防止のため、関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図ります。
- 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、協働しながらこどもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めます

### 【主な事業】

- 防犯ボランティア等によるパトロール活動
- 公民館、青少年団体等による体験活動
- 「家庭の日<sup>(※)</sup>」普及活動と作文等の募集
- 街頭補導活動
- 「心の教育推進プラン」の推進
- 地域学校協働活動の推進

## 【基本目標】

### 2 きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます

## 【基本施策】

### (1) 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実

#### 【現状と課題】

発達に遅れや偏りがある子どもについて

- ニーズ調査では、「病気や発育・発達」「子どもとの接し方」について悩んでいる保護者が前回のアンケート調査と比較すると増加しています。このような状況の中、子どもの発達に関する相談窓口として設置されている発達相談センターでは、心理士、作業療法士等の専門職により乳幼児期から子どもの発達や特性に応じた支援や相談、また育てにくさを感じている親支援の事業の充実を図ってきました。発達支援については、保育所や学校等で子どもの特性に合った適切な支援や、関係機関との連携が必要とされています。
- 発達相談センターが、子どもの発達が気になったときに相談ができる窓口としての周知が必要となっています。
- 発達障がいを診察できる医師が限られており、慢性的な受診待ちの状況となっていることから、専門医師の確保が必要とされています。
- 幼児の健診の結果では、発達の経過観察が必要な子どもが増加傾向にあります。子どもの健やかな成長と発達を促すためには、保護者の適切なかわり方を支援するとともに、子どもの年齢や発達段階に合わせて関係機関と連携し早期に支援することが必要です。

障がいのある子どもについて

- 多様化する障がいのある子どもへの支援のニーズにきめ細かく対応するため支援の拡充が図られ、福祉サービスの利用が増加しています。早期発見、早期支援、その子どもと家族のニーズに応じたきめ細やかな家族に寄り添った継続的な支援を行う必要があります。
- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器、経管栄養、たん吸引といった医療的ケアが必要な子どもが増加傾向にあります。地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのさらなる体制整備を図ります。
- 療育のための通所施設として、児童発達支援センター、放課後等デイサービス<sup>(※)</sup>事業所があります。利用を希望する、支援が必要な方は定員に対して多く、利用ニーズの拡大に応じた社会資源の一層の整備、充実が求められます。関係機関と連携して対応していく必要があります。
- 保育所、幼稚園における障がいのある子どもの入園が増加していることから、研修等を通じて、障がいに対する理解を深め、専門的な対応が可能な体制の強化を図るとともに、医療的ケアの必要な子どもについても、集団生活の中で健やかな成長を育むことができるよう、受入態勢を整備する必要があります。

ひとり親家庭について

- 近年、社会情勢の変化とともに、結婚観や家族観の違いなどのさまざまな理由により、未入籍による出産や離婚など、ひとり親家庭は一定の世帯数で推移しています。令和5年度の上田市におけるひとり親家庭数は2,059世帯で、このうち母子家庭が1,757世帯、父子家庭が302世帯です。ひとり親家庭は、子育てや家事、生計の維持をひとりで担わなければならないため、日常生活面においてさまざまな困難に直面していることから総合的な家庭支援が必要とされています。

### 外国につながる子どもについて

- 上田市には、おおよそ60ヶ国を超える、4,000人程の外国籍の人が、さまざまな言語で生活しています。外国籍市民は増加及び定住化傾向であり、子育て、教育、健康、住居、就労等生活者としてさまざまな課題が生じていて、高齢化問題も徐々に出てきています。また『出入国管理及び難民認定法』の改正<sup>(注)</sup>により、今後さらに多くの外国籍市民が増えることが予想されます。
- 外国につながる市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまるようになる外国につながる子どもたちは、ともに将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取組が必要です。

### 子ども・若者の自殺対策について

- 全国の令和5年の児童生徒の自殺者数は513人と高い水準となっており、市の現状は、令和元年から令和5年までの直近では、その前の5年間と比べると10代の自殺者数は増加しています。
- 令和4年度健康づくり計画策定のための中学生・高校生対象のアンケート調査では、「困ったときや悩んだときに、誰に相談しますか」の問いに対し、16.2%の生徒が「相談しない」と回答しています。困難に直面したときには、自ら信頼できる人に相談できるようになるための取組や相談しやすい環境を作ることが必要です。

### 性的マイノリティ（少数者）<sup>(注)</sup>について

- 性的指向や、性自認（性同一性・ジェンダーアイデンティティ）<sup>(注)</sup>に悩む人は子ども・若者にもいます。市が実施した中高生アンケートでは「性的マイノリティ<sup>(注)</sup>への理解」を希望する声もあり、性別に関わらず誰もが生きやすい社会実現のために、多様性を受容し合うダイバーシティの感覚を広め、多様な性を認め合っていくことが重要です。

### 【施策の内容】

#### ① 発達に遅れや偏りがある子どもへの支援の充実

- 乳幼児健診や教室において、各月齢の発達の確認を保護者とともに行い、必要に応じて、発達の相談や親子教室等の支援を行います。また、医療機関や関係機関と連携し早期に支援できる体制整備に努めます。
- 子どもの発達が気になったとき、子どもにかかわる保育所、幼稚園、学校及び行政それぞれの関係機関が連携して相談、支援ができる体制の充実を図ります。
- 市独自の支援ノート「つなぐ」を活用して、成長段階に応じた継続支援を行います。
- 発達障がいに関する正しい理解と対応のための講演会や、保護者支援のための教室の開催等の充実を図ります。

### 【主な事業】

- 発達相談センターで行う各種教室、相談
  - ・ 専門職（専門医）による発達相談
  - ・ 親子教室たんぽぽ
  - ・ たんぽぽ広場
  - ・ 感覚を育てる運動教室
  - ・ ペアレント・トレーニング（保護者・支援者向け）
  - ・ 保育園・幼稚園・認定子ども園<sup>(注)</sup>巡回相談
- 市民向け発達講演会の開催
- 支援ノート「つなぐ」の発行と利用促進
- 乳幼児自閉症チェックリスト（M-CHAT）による発達確認
- 発達を促す相談（PT相談・OT相談<sup>(注)</sup>）
- 発達心理相談（育児相談）
- すまいる広場（親子教室）
- ことばの相談
- 発達支援教室

## 【施策の内容】

### ② 障がいのある子どもへの支援の充実

- 身近な地域で安心して生活ができるために、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、関係機関と連携して福祉サービスの充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関が連携して支援できる体制の構築を図るとともに、地域の実情を鑑みながら、保育所等における受入態勢の整備を図ります。また、安全・安心に学校生活を送れるよう、看護師を配置するとともに、医療機関との連携を図ります。
- 医療的ケアが必要な子どもとその家族には、医療的ケア児等コーディネーター等と連携し、保護者に寄り添い、病院から在宅への生活が円滑に移行できるよう関係者との調整を図ります。
- 障がいを早期に発見し、適切な保育や教育に向けた支援を行うために、保育士・幼稚園教諭の資質向上に向けた研修や専門職による巡回指導、保護者に対する支援などの充実を図ります。
- 重度の障がいのある子ども（障がい児）を持つ家庭の経済的支援を図るため、障がい児の医療費を助成するとともに、発達障がい等、支援を必要とする児童生徒に対して、学習生活上のサポートや学校教育活動上の日常生活の介助を行うため、小中学校へ特別支援教育支援員を配置します。
- 「発達相談センター」と「教育事務所」を一体化し、就学前の支援を就学後に切れ目なくつなげ、就学後の学習面や生活面で困難が見られる児童生徒へ、速やかで適切な特別支援教育につなげていく体制の構築を図ります。

## 【主な事業】

- 発達支援連携会議
- 障がい児福祉サービスの提供
  - ・ 児童発達支援
  - ・ 放課後等デイサービス<sup>(注)</sup>
  - ・ 保育所等訪問支援
  - ・ 居宅訪問型児童発達支援
  - ・ 障害児相談支援
  - ・ 地域生活支援事業（日中一時、移動支援）など
- 障害者手帳の受付、相談
- 自立支援医療給付
- 福祉医療費給付金事業
- 専門職による巡回指導事業
- 発達支援担当保育士研修事業
- 特別支援教育支援員の配置
- 特別支援教育就学奨励費の支給
- 上田市インクルーシブセンター（仮称）構築事業

## 【施策の内容】

### ③ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための経済的支援、ひとり親及びその子の医療費の助成を行います。また、経済的な理由で小中学校に就学することが困難な子どもの保護者へ、学校教育活動に必要な費用について支援を行います。
- 就業の際に有利であり、生活の安定につながる資格取得に対する支援を行います。
- 母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。

### 【主な事業】

- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭生活・学習支援事業
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 福祉医療費給付金事業(母子・父子)
- 自立支援教育訓練給付金の支給
- 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給
- ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の設置
- 要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給

### 【施策の内容】

#### ④ 外国につながるこどもへの支援・配慮

- 就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続き等の情報提供に努め、関係課との連携により、各種通知等の翻訳や通訳同行を行うとともに、外国につながるこどもたちの進路選択の幅を広げるため、教育を受ける環境の提供と進学・就労に関する援助を行います。
- 外国の文化・習慣・指導上の配慮等について、保育所等職員の理解を深め、外国につながるこどもなどが園生活に慣れるよう配慮します。
- 市内小中学校に在籍する外国につながるこどもに、日本の生活習慣の指導を行い学校生活への早期適応を図るとともに、日本語の教育・指導をし、授業における学習の補助を行います。

### 【主な事業】

- 入学前の就学案内（教育ガイダンス、進学ガイダンス）
- 学校への学習支援ボランティアの派遣
- 学校における国際理解教育
- 集中日本語教室「虹のかけはし」
- 外国人児童生徒生活支援員の配置

### 【施策の内容】

#### ⑤ こども・若者の自殺対策の推進

- 命の大切さを実感できる教育や様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付ける教育、こころの健康の保持に係る教育を実施します。
- 自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、困ったときには周囲に助けを求めることが適切であるということを知り・啓発します。
- 児童生徒が、つらい気持ちをひとりで抱え込まず、先生や家族など身近な大人に相談することができるようになるための具体的かつ実践的な方法を習得する教育を推進します。
- 子どもからの相談を受け止める大人に対し、子どもたちの変化に気づく目を養い、また、相談を丁寧に受け止めること、適切な支援に繋ぐための研修等を実施し、相談体制の強化や相談しやすい環境作りを推進します。
- 自殺対策は、様々な分野の施策・組織・人々が密接に連携する必要があるため、地域や教育関係機関等とのネットワークの構築及び連携強化を図ります。

#### 【主な事業】

- 関係機関や団体、学校、庁内関係課の連携推進
- チャイルドライン<sup>(注)</sup>事業への支援
- ゲートキーパー養成研修会
- スクールカウンセラーの派遣
- 心の教室相談員の配置
- 重層的支援体制の整備
- 命の学級
- SOSの出し方に関する教育の実施
- 就労サポートセンターでの就労支援・労働相談
- 若者サポートステーション・シナノ<sup>(注)</sup>での保護者相談
- 若者サポートステーション・シナノ<sup>(注)</sup>での臨床心理士カウンセリング

#### 【施策の内容】

##### ⑥ 性的マイノリティ（少数者）<sup>(注)</sup>への支援

- 講演会・セミナーの開催、広報誌やホームページ等を活用した啓発活動により、家庭や職場、地域において、性の多様性が理解される取組を推進します。
- 相談対応等支援、公文書における性別記載のあり方の検討、長野県パートナーシップ制度<sup>(注)</sup>の運用などにより、性的マイノリティ（少数者）<sup>(注)</sup>に寄り添った支援体制づくりに努めます。
- 当事者である児童生徒が相談しやすい環境を整備し、児童生徒の思いに寄り添った適切な配慮、支援を行います。

#### 【主な事業】

- 学校や地域（職場等）における理解促進
- スクールカウンセラーの派遣
- 心の教室相談員の配置

## 【基本目標】

### 2 きめ細やかな支援でこどもや家庭を支えます

## 【基本施策】

### (2) 児童虐待等防止対策と社会的養護体制の充実

#### 【現状と課題】

- 平成28年度に『児童福祉法』が改正され、すべての児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等といった権利を有することが明確化されました。しかしながら、こどもへの身体的・精神的な暴力、養育拒否などの児童虐待は年々増加傾向にあり、令和5年度の上田市における児童虐待相談件数は247件ありました。全国的には、こどもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たない状況の中で、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、早期発見、早期対応につなげるために、関係機関の連携による対応が必要となっています。
- 児童虐待は、どの家庭にでも起こり得るものであり、子育て支援策を通して発生の予防に努めるとともに、早期発見、迅速・的確な対応のためには、専門的な資格を有する人材等を育成し、妊娠期から社会的自立に至るまで切れ目なく包括的・継続的な支援が行われるよう、体制の充実が必要です。
- こどもや子育て中の親が孤立することがないように、地域社会全体で子育てを支えていくための支援の充実や意識の醸成が肝要です。
- 令和6年施行の「子ども・子育て支援法<sup>(注)</sup>等の一部を改正する法律」において「子ども・若者育成支援推進法<sup>(注)</sup>」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー<sup>(注)</sup>が明記されました。ヤングケアラー<sup>(注)</sup>は、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている者として、大きな社会問題になっています。しかし、ヤングケアラー<sup>(注)</sup>とお手伝いの境界が曖昧であったり、家族やケアラー自身に自覚がなく、又、家庭内の問題であるため表面化しにくく深刻化しやすい傾向があります。この状態が継続した場合には、そのこどもの生活・健康・その後の人生においてマイナスな影響が生じる可能性があることから、周囲の大人等が理解を深め、家庭においてこどもが担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることが重要です。

#### 【施策の内容】

##### ① 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応

- こどもの人権の尊重、保護の促進について定める『子どもの権利に関する条約』及び『児童福祉法』に基づき、こどもの視点に立った支援を推進します。
- こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点<sup>(注)</sup>」を設置し、あわせてすべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「子ども家庭センター<sup>(注)</sup>」とともにし、虐待等発生の未然防止、発生時の早期発見、早期対応のための機能強化を図ります。
- 虐待通報や個別のケース対応にあたる市職員が講習会等に参加し、対応能力の向上を図ります。
- 妊娠期から支援を必要とする家庭と早期にかかわりを持つとともに、乳幼児健康診査等の母子保健事業や乳児家庭全戸訪問で家庭状況を把握し、関係機関と連携を取ることにより、虐待発生の未然防止に努めます。
- 学校にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童虐待の早期発見への対応や発見時において児童に対する心のケア等を行います。

#### 【主な事業】

- こども家庭センター<sup>(注)</sup>の設置、運営
- 妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談
- 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【施策の内容】

##### ② ヤングケアラー<sup>(注)</sup>に対する支援の充実

- ヤングケアラー<sup>(注)</sup>はこどもが自ら困難を訴えにくく把握しづらい問題です。問題を抱えるこどもたちが孤立せず、適切な支援を受けられるよう、早期把握・早期支援に努めます。
- 国・県等による広報啓発の実施に加え、ヤングケアラー<sup>(注)</sup>に対する理解や気づきにつながる効果的・積極的な広報啓発を実施します。
- ヤングケアラー<sup>(注)</sup>の個別具体的な支援につなげるため、ヤングケアラー<sup>(注)</sup>の実態把握が必要で、学校等の関係機関を通じるなどの効果的な調査について検討します。

#### 【主な事業】

- 子育て世帯訪問支援事業

#### 【施策の内容】

##### ③ 関係機関との連携強化及び相談・啓発活動の充実

- 虐待を受けた児童に対する支援体制の強化及び医療、警察、保健、福祉、教育などの関係機関が連携して児童虐待への対応を行うために設置した「要保護児童対策地域協議会<sup>(注)</sup>」により、関係機関との情報の共有、連携強化を図ります。
- 家庭における適切な児童養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員を配置するとともに、相談に応じ必要な助言や支援を行います。
- 講演会や啓発活動を通じて、児童虐待の防止やヤングケアラー<sup>(注)</sup>の理解等に努めるとともに、虐待通告への協力を広く呼びかけ、地域の理解を深めます。

#### 【主な事業】

- 要保護児童対策地域協議会<sup>(注)</sup>の開催
- 家庭児童相談の実施、相談員の設置
- 児童虐待防止、ヤングケアラー<sup>(注)</sup>等講演会の開催
- 児童虐待防止、ヤングケアラー<sup>(注)</sup>等啓発活動の実施
- チャイルドライン<sup>(注)</sup>事業への支援

## 【施策の内容】

### ④ 社会的養護の充実

- 保護、適切な養育が必要な児童の最善の利益となるよう、児童相談所等の関係機関とさらなる連携強化を図ります。また、児童の家庭・社会復帰などの支援について関係機関との連携を図ります。
- こどもの養育について支援の必要性が特に高いと判断する家庭に対して、保健師・助産師・看護師等が訪問して助言・指導を行うことにより、適切な養育が行われるための支援を行います。
- 家事・育児に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行い、こどもの養育だけでなく保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭、ヤングケアラー<sup>(注)</sup>がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児等の支援を行います。
- 配偶者からのDVや保護者の疾病、仕事等により家庭でこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、こどもが安心して生活できる環境が必要であることから、施設において一時的に保護・養育を行うショートステイ事業の実施や、母子生活支援施設の運営等を実施します。
- 子育て中の親が孤立しないよう、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で子育てに関する情報発信や相談を行い、子育ての悩みや不安感の緩和を図ります。
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実に努めます。
- 各地域で民間団体の有志が行っているこどもの居場所づくり事業<sup>(注)</sup>の周知等をサポートします。

### 【主な事業】

- 子育て世帯訪問支援事業
- 見守りし合わせ支援事業
- 専門的相談事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 夜間支援事業（トワイライトステイ事業）
- 母子生活支援施設の運営
- 地域子育て支援拠点事業
- 利用者支援事業
- こどもの居場所づくり事業<sup>(注)</sup>への支援

## 【基本目標】

### 2 きめ細やかな支援でこどもや家庭を支えます

## 【基本施策】

### (3) こどもの貧困対策の推進

#### 【現状と課題】

- 未来を担うこどもたちが、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることは、こども自身にとっても社会にとっても必要です。しかしながら現実には、こどもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。いわゆる「貧困の連鎖」によってこどもたちの将来が閉ざされることがないようこどもたちの成育環境を整備するとともに、すべてのこどもに平等な教育機会を与え、保護者への生活の支援、就労支援などと合わせて、こどもの貧困対策を総合的に推進することが何より重要です。
- 令和4年度に長野県が実施した「長野県子ども子育て家庭の生活実態調査」によると、上小地域では生活困窮家庭※の割合が7.5%、周辺家庭※の割合が13.3%でした。（※P.14参照）
- ニーズ調査では、「過去1年間に経済的な理由により困ったことがあった・ときどきあった・まれにあった」と回答した家庭は、2割程度ありました。また、生活に困った場合について受けたい支援では、「生活や就学のための経済補助」「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」「安価な食事の提供」「地域における子どもの居場所の提供」などの割合が高く、保護者の就労や経済的な支援だけでなく、こどもへの学習支援や家庭全体への生活の支援、地域で支える仕組みが必要です。
- こどもの貧困対策に取り組むにあたっては、こどもの貧困の実態を適切に把握した上で施策を推進していく必要があります。また、対象となるこどもに対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意しなければいけません。
- こどもの貧困対策は、こどもの成長段階に即して切れ目なく必要な支援を行い、生活保護世帯のこども、ひとり親家庭のこどもなど、支援を要する緊急度の高いこどもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。
- 生活困窮家庭は、自ら困難を訴えることが少ないことから、早期発見、早期支援に努め、社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図り、こども及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む必要があります。

#### 【施策の内容】

##### ① 早期発見のための取組

- 保健、福祉、教育などの関係機関が連携して、切れ目のない支援を行う中で、家庭状況の把握に努めます。
- こどもの貧困の実態は、見えにくく、捉えづらいことから、貧困家庭の孤立化の防止や、要支援家庭の課題を早期に発見するため、関係機関等と連携・協力して実態を適切に把握するとともに、積極的な訪問の実施や相談事業等を行うことにより早期発見、支援につなげる体制を強化します。また、生活相談で可能な限り世帯状況を把握して、関係課に支援対策の協力を求めます。
- 妊娠届出時の際、経済的な課題を抱えている妊婦に対し、相談窓口を案内し早期対応を実施します。
- 保育所等は、こども達の心身の健全な発達にふさわしい生活の場を提供するという役割に加え、こどもや保護者の心身の状況にいち早く気づき、日々のかかわりの中で家庭の状況や問題を把握し、適切な支援に結び付けます。

### 【主な事業】

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- 妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 要保護児童対策地域協議会<sup>(注)</sup>の開催
- 子ども家庭総合支援拠点<sup>(注)</sup>、及び、子ども家庭センター<sup>(注)</sup>の運営
- 家庭児童相談の実施、相談員の設置
- チャイルドライン<sup>(注)</sup>事業への支援
- 養育支援訪問事業
- 見守りし合わせ支援事業

### 【施策の内容】

#### ② 教育の支援

- 『生活保護法』の適用により、義務教育に要する費用を支給するとともに、高等学校等への進学を支援します。
- ひとり親家庭のこどもが経済的理由で学びたいことが学べないといった進路の選択肢が限られることがないように、こどもたちの学びの機会を応援します。
- こどもが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由で困窮する保護者へ、学校教育活動に必要な費用について支援を行います。

### 【主な事業】

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度（子どもの学習・生活支援事業）
- ひとり親家庭等生活・学習支援事業
- 要保護及び準保護児童生徒援助費の支給

### 【施策の内容】

#### ③ 生活の支援

- 貧困の連鎖を予防する観点から、『生活保護法』の適用により、最低限度の生活を保障するとともに、ひとり親家庭のこどもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行い、自立の助長、生活の向上を図ります。
- 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭の親のさまざまな課題に対応した相談・支援を行い、生活の安定を図ります。

### 【主な事業】

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- ひとり親家庭等生活・学習支援事業
- ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の配置
- 自立支援教育訓練給付金の支給
- 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給

### 【施策の内容】

#### ④ 保護者に対する就労の支援

- 離職者に対する生活困窮者自立支援制度の就労支援事業の活用を条件とした家賃補助を行います。
- 就労支援事業や就労準備支援事業を提案し、自立に向けた支援を行います。
- ハローワーク等と連携し、就業相談への対応や就業情報の提供、職業紹介等を行います。
- 母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。
- ひとり親家庭に対して就業に有利であり、生活の安定・向上につながる資格取得や学び直しを支援します。

#### 【主な事業】

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- 自立支援教育訓練給付金の支給
- ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の配置
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給

### 【施策の内容】

#### ⑤ 経済的支援

- 『生活保護法』の適用により、最低限度の生活を保障し、経済的な安定を図ります。
- 経済的な理由により必要な医療が受けられないことがないよう、18歳に到達した年度末までの児童及びひとり親家庭に対し、医療費を助成します。
- 家計の収支を把握し、家計再生支援を行います。また、家賃負担の軽減が必要な場合には、家計改善のため、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助します。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金等による経済的支援を行います。

#### 【主な事業】

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- 福祉医療費給付金事業
- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付

### 【施策の内容】

#### ⑥ 地域活動への支援

- 家庭の孤立化を防ぐため、学校や保育所、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図ります。
- こどもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っているこどもの居場所づくり事業<sup>(注)</sup>やフードバンク事業<sup>(注)</sup>等をサポートします。
- 地域住民がこどもの貧困の状況・背景を理解し、学習支援、居場所づくり等を支えていく取組につなげていきます。

#### 【主な事業】

- 要保護児童対策地域協議会<sup>(注)</sup>の開催
- こどもの居場所づくり事業<sup>(注)</sup>への支援
- フードバンク事業<sup>(注)</sup>への支援
- チャイルドライン<sup>(注)</sup>事業への支援
- こどもの貧困の状況・背景を住民向けに啓発する活動

## 【基本目標】

### 3 安心して子育てができる体制を整えます

## 【基本施策】

### (1) 子育て家庭への相談・情報提供の充実

#### 【現状と課題】

- 家族の構成や兄弟姉妹の数が減っていることなどから、こどもが生まれるまで、子育てを経験したことがない人が増えてきており、「こどもの育て方が分からない」など育児に不安を感じている人は少なくありません。
- インターネットの情報に振り回される親たちもおり、混乱・誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のために、子育てのつまづきのリスクも高くなっています。
- 身近に困りごとや不安を気軽に相談できる相手がいない、また、悩みを相談できないなど孤独な環境で子育てする人も増えてきています。
- ニーズ調査によると、日ごろから日常的にこどもをみてもらえる親族・知人が「いる」割合は、31.0%、「いずれもない」の割合は12.8%でした。また、こどもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる/ある」の割合が92.6%で、「いずれもない」の割合は6.7%でした。こうした傾向は、依然として比較的に上田市で居住する年数が短い方にあり、上田市に移住・定住する上で、相談体制の充実とわかりやすい情報の提供が必要となっています。
- 子育ての環境整備の充実のために希望する支援策について、「子どもの発達に関する相談事業や支援を充実して欲しい」の割合が就学前児童の保護者で18.2%、就学児童の保護者で17.5%でした。
- 子育てに関する不安感・負担感を持ち、子育て家庭の戸惑いや、生活の変化、日常生活を支えるための相談事業に対するニーズは高いものがあります。
- 子育て支援センターや子育てひろばでは、子育てに関する相談業務、講座の開催、情報発信を行っていますが、ニーズ調査では、子育て中の親同士など地域の人と情報交換や交流できる場や機会を設けてほしいという要望も引き続き多くあります。
- 子育てには、母親、父親だけでなく、祖父母や地域の方のサポートが必要であり、家庭以外の多くの人のかかわりがこどもの人間形成においても不可欠となっています。
- 都心から最短で80分というアクセスの良さ、降水量が少なく日照時間が長いという気象条件の良さ、また災害の少ない穏やかな気候風土の良さから、出生数は減少傾向である一方で、転入者数は転出者数を上回っています。こうした状況から、人口の減少化にあっては、移住定住者支援は、重要な施策となっています。このため、上田市の魅力を発信し、近い将来の上田市民となっただけできるよう、体験ツアーの開催や情報の提供などの充実が必要となっています。

#### 【施策の内容】

##### ① 子育て相談体制の充実

- 子育て家庭の身近な場所において、不安や孤立感を抱えやすい低出生体重児や双子児などの養育をしている個々のケースに適切に対応できるよう各種相談や情報提供の充実を図ります。関係機関と連絡調整を図るとともに相談機関の周知や利用しやすい体制整備に努めます。
- 上田市への移住を検討する子育て世代に対し、移住セミナー時に「子育て応援ハンドブック<sup>(※)</sup>」等により子育て支援情報の提供を行います。
- 移住体験ツアーでの子育て支援施設等の見学会を実施します。

- 保育所・幼稚園等では、未就園の乳幼児を持つ家庭を対象とした園開放や育児講座を行うことで、就園前の不安感の緩和を図ります。
- 子育てに関する総合的な窓口として、「こども家庭センター<sup>(注)</sup>」の機能強化を行います。
- 子育て支援に関する、多様なニーズに対応するため、研修などを通して支援者の質の向上を図ります。
- 孫育て応援ハンドブックを作成し、祖父母が孫育てにかかわれるよう応援します。
- AIやIoT<sup>(注)</sup>などの新たな情報通信技術を活用した子育て支援情報の発信や相談機能の充実を検討します。

#### 【主な事業】

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 保育所・幼稚園等における園開放情報の提供
- 子育て支援情報のメール配信
- 子育て支援センター通信発行
- 子育て応援ハンドブック<sup>(注)</sup>の配布
- 孫育て応援ハンドブックの作成、配布
- 母子健康手帳アプリ
- 育児 110 番
- 園開放
- 育児講座
- 移住セミナー
- 移住体験ツアー

#### 【施策の内容】

##### ② 子育てに関する情報発信の充実

- 上田市への移住を検討する子育て世代に対し、移住セミナー時に「子育て応援ハンドブック<sup>(注)</sup>」等により子育て支援情報の提供を行います。
- 移住体験ツアーでの子育て支援施設等の見学を実施します。
- こどもまたはその保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行います。
- 市の広報・ホームページ・メール等を活用して、積極的に子育てに関する情報をよりわかりやすく市内外へ提供します。
- 孫育て応援ハンドブックを作成し、祖父母が孫育てにかかわれるよう応援します。
- 市公式 LINE や母子健康手帳アプリなどの新たな情報ツールを活用した子育て支援情報の発信や相談機能の充実に取組みます。

#### 【主な事業】

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 保育所・幼稚園等における園開放情報の提供
- 子育て支援情報のメール・LINE 配信
- 母子健康手帳アプリによる情報の提供
- 民間との連携による情報の提供
- 子育て支援センター通信発行
- 子育て応援ハンドブック<sup>(注)</sup>の配布
- 孫育て応援ハンドブックの作成、配布
- 移住セミナー
- 移住体験ツアー

## 【施策の内容】

### ③ 地域子育て支援拠点事業の充実

● 乳幼児とその保護者の相互の交流の場の提供とともに、子育て講座、相談、情報提供を行い地域の子育て支援機能の充実と地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、こどもの健やかな育ちを促進するとともに、多様化する子育てニーズに対応し、子育ての不安感を緩和できる仕組みづくり、体制づくりを検討していきます。

● ニーズにあわせた出張相談会、サークル活動等の場の提供を引き続き行います。

● 施設のより良い環境づくりのため、施設整備（バリアフリー化、エアコン等空調設備、トイレ、照明設備、防犯・防災対策設備、ICT<sup>(注)</sup>化設備等）や遊具等整備を推進し、利用者にとって安心・安全な施設環境の確保に努めます。

## 【主な事業】

●地域子育て支援拠点事業

●子育て支援センター通信発行

●保育所・幼稚園等における園開放情報の提供

●施設等の整備

## 【基本目標】

### 3 安心して子育てができる体制を整えます

## 【基本施策】

### (2) 経済的負担の軽減

#### 【現状と課題】

- 20歳代や30歳代の若い世代が理想のこども数を持たない理由の一つとして「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由があります。子育てや教育にかかる費用の負担の軽減を求める声は、ニーズ調査においても過去の調査と同様に多くなっています。
- 幼児教育の重要性や少子化を背景に、3歳以上児については、幼児教育・保育の無償化が実施され、無償化の対象が限定された3歳未満児についても、低所得世帯や多子世帯を対象に費用負担の軽減に取り組んできましたが、引き続き経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

#### 【施策の内容】

##### ① 経済的負担の軽減

- 子育て世帯の経済的支援を図るため、18歳まで(※)の児童を養育している方に児童手当を支給します。あわせて、出生から18歳まで(※)のこどもの医療費を助成します。また、出産祝金を支給します。

(※) 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

- 低所得世帯や多子世帯の保育料等の軽減措置の継続に取り組みます。
- 保育所等における副食費の負担軽減に取り組みます。
- 実費徴収に係る補足給付事業（新制度未移行の幼稚園における副食材料費の負担減免）に取り組みます。

#### 【主な事業】

- 児童手当の支給
- 福祉医療費給付金事業
- 出産祝金
- 保育料の軽減措置
- 実費徴収に係る補足給付事業

#### 【施策の内容】

##### ② 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

- 幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、幼稚園等を利用する保護者の手続きの簡略化や施設の事務負担の軽減のため、原則、施設の法定代理受領による給付とし、法定代理受領による給付が難しい場合は、申請保護者への償還払いとします。

#### 【主な事業】

- 子育てのための施設等利用給付

## 【基本目標】

### 3 安心して子育てができる体制を整えます

## 【基本施策】

### (3) いじめ防止の推進

#### 【現状と課題】

- 認知したいじめの件数が全国的に増加する中、学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整備し、すべての児童生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、いじめ・不登校への防止対策を推進していく必要があります。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利の侵害や、心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなることがあります
- 子どもたちがスマートフォンを利用する機会は、近年急激に増加しています。子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えており、SNS を通じたいじめ問題が深刻化してきています。大人の目に触れにくく、誰により書き込まれたかを特定することが困難な匿名による場合が多く、安易に書き込みが行われる結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまっていることがあります。

#### 【施策の内容】

##### ① いじめ防止への取組

- 上田市いじめ防止基本方針を定め、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関との情報共有を図ります。
- 学校の教育活動全体を通じた人権意識の涵養、読書活動・幅広い体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育みます。これらの活動を通じ、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- いじめに関する校内研修を実施し、いじめ問題について全ての教職員で共通理解を図ります。また、児童生徒の表情、態度を日常的に観察するなど、教職員一人ひとりが対人関係のスキルや指導方法を高めます。
- 児童生徒に情報社会における正しい判断力や望ましい態度を育て、危険回避の方法を理解させるなど、教科学習のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせた情報モラル教育に取り込みます。
- いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や地域に周知し、共通認識に立ったうえで、いじめの防止のために、保護者との日常的な連携を深めます。

#### 【施策の内容】

##### ② 相談事業の推進

- 悩みを抱える児童生徒を支援するため、教育相談所による相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣など相談体制の充実を図ります。
- いじめを受けている児童生徒等が相談しやすい環境を学校内に整備するため、きめ細かな相談に応じる相談員を全小中学校に配置します。また、児童生徒が不安や悩みを抱えたとき、どのように助けを求めればよいかを学ぶための授業を実施します。

**【主な事業】**

- 教育相談所による相談
- 心の教室相談員の配置
- 情報モラル教育の実施
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣
- SOSの出し方に関する教育の実施

**【施策の内容】**

**③ 不登校児童・生徒への支援**

- 「幼稚園・保育園と小学校」「小学校と中学校」間における移行支援会議により、適切な支援を行い、不登校の未然防止を図ります。
- 教育相談所、ふれあい教室、家庭、学校が連携し、児童生徒の状況に応じた、きめ細かな支援を行います。
- 心の教室相談員の配置、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣を通じ、組織的な支援を行います。
- 関係機関との合同会議を開催し情報の共有を図るとともに、各学校で組織されている「不登校対策指導委員会」を中心に、不登校傾向の児童生徒に対して組織的な対応を行います。

**【主な事業】**

- 移行支援会議
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣
- スクリーニング会議
- 校内サポートルームの設置
- 民間施設等との連携・支援

## 【基本目標】

### 3 安心して子育てができる体制を整えます

## 【基本施策】

### (4) 不登校対策の推進

## 【現状と課題】

- 不登校児童生徒は増加傾向にあり、その要因は一人ひとり異なり多様化・複合化しています。また、「学校にいたることが苦しい」「家から出ることが不安」など置かれる状況も様々であり、きめ細かな支援が必要です。
- 不登校の期間が長期化すると、学習の遅れへの不安や過度に人目を気にする意識が高まるなど、他者との関わりを拒絶する傾向が見られ、将来的にひきこもりになってしまうことがあります。
- 全ての不登校の児童生徒に学びの場を保障し、学びたいと思った時に学べる環境を整えるとともに、社会的な自立を促すための取組を推進していく必要があります。

## 【施策の内容】

### ① 不登校児童・生徒への支援

- 「小1 プロブレム」「中1 ギャップ」など、子どもの進級時や進学時の躓きを防止するため、「幼稚園・保育園と小学校」「小学校と中学校」間の円滑な移行のための連携の強化と適切な支援を行い、不登校の未然防止を図ります。
- 各学校で組織されている「不登校対策指導委員会」を中心に、不登校傾向の児童生徒に対して組織的な対応を行います。

### ② 相談事業の推進

- 教育相談所、ふれあい教室、家庭、学校、民間施設等が連携し、児童生徒の状況に応じた、個別最適化されたきめ細かな支援を行います。
- 心の教室相談員の配置、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣を通じ、組織的な支援を行います。また、各学校におけるスクリーニング会議を通じて、児童生徒の現状把握や支援方針等の確認を行い、適切な支援を早期に実施します。

## 【主な事業】

- 教育相談所による相談      ●移行支援会議      ●スクリーニング会議      ●ふれあい教室の設置
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣      ●校内サポートルームの設置
- 民間施設等との連携・支援

## 【基本目標】

### 4 地域全体で子育てを支えます

## 【基本施策】

### (1) 地域コミュニティの中で子どもを育む

#### 【現状と課題】

- 核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況にあります。
- ニーズ調査では、上田市での居住年数が1年、5年未満などの短い家庭において、気軽に相談できたり、緊急時等に子どもをみてもらえたりする方の存在がいない割合が高くなっています。また、小学生保護者に対するニーズ調査において子育ての環境整備の充実として「子育て中の親同士で子育てを手伝いあえる仕組みが欲しい」の割合が、調査ごとに増加しています。
- こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは社会全体で取り組むべき最重要課題であり、児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動を推進、実施しています。
- 子育てを支援する団体と子育てサークルが、ネットワークをつくって情報交換、連絡会議を行っています。子育て家庭の横のつながりを広げ、子育て仲間を増やせるよう子育てサークル等への継続した支援の充実が必要です。

#### 【施策の内容】

##### ① 子育て家庭を応援する環境整備

- 仕事と育児の両立のための環境を整備するため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）による、子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センターの幅広い周知により、更なる活性化を図ります。
- 地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育てサポーター養成講座を開催し、子育て支援センター、児童館などで開催する子育てひろばやサークルの活動の場などで、利用者の話し相手や子どもたちの見守りの活動を行う子育てサポーターの充実を図ります。
- 地域全体で子育て家庭を応援する「ながの子育て家庭優待パスポート<sup>(注)</sup>」の利用促進を図ります。
- 子育てを行う人たちがともに学び合い、仲間づくりを行うことを支援するため、公民館などが子育て支援に関する講座や交流事業を開催します。

#### 【主な事業】

- ファミリー・サポート・センター事業
- ながの子育て家庭優待パスポート<sup>(注)</sup>事業
- 子育てサポーター養成講座
- 公民館による子育て支援講座や交流事業の開催

### 【施策の内容】

#### ② 地域の子育て関連団体等のネットワークの強化

- 子育て世帯が、地域、社会のあらゆる構成員の多様な知識や経験を有するさまざまな世代から助言・支援を受けることができる環境づくりを推進します。
- 身近な地域での人とのかかわりや地域活動への参加など地域全体で子育て家族を支援できるように子育て中の保護者、子育てボランティア、子育てサポーター、民生委員・児童委員及び主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園<sup>(注)</sup>、NPO など関係機関のネットワークの強化を図ります。
- 地域において、互いに支えあう子育て支援を推進するため、子育て支援の担い手となる人材を確保します。
- 子育てを支援する団体やサークル等の活動を継続して支援します。
- 家庭の孤立化を防ぐため、学校や保育所、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図ります。
- こどもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っているこどもの居場所づくり事業<sup>(注)</sup>やフードバンク事業<sup>(注)</sup>の周知等をサポートします。

#### 【主な事業】

- |                                   |                               |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| ●子育て家族応援事業                        | ●子育て関連団体等との連携                 |
| ●こどもの居場所づくり事業 <sup>(注)</sup> への支援 | ●フードバンク事業 <sup>(注)</sup> への支援 |

## 【基本目標】

### 4 地域全体で子育てを支えます

## 【基本施策】

### (2) 子育てしやすい環境の整備

#### 【現状と課題】

- 子育て家庭が安心して暮らすため、また、安心して子どもを産み育てるためには、子育てに配慮した住環境、子育てしやすい生活環境が必要とされています。
- ニーズ調査では、子育て環境や支援の満足度として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という意見が多く、就学前の児童を持つ家庭で68%と最も多く、次いで「子どもが安心して遊ぶことができる公園や広場などを整備してほしい」は58.9%となっています。
- こどもや子育て家庭がより安全・快適に暮らし過ごすため、身近な公園の整備や公共施設等のバリアフリー化など環境の整備を充実させていく必要があります。
- 上田市における56箇所の都市公園については、開園から30年以上経過する公園が65%以上、その他の児童遊園地についても大半が、整備後、数十年経過しており、遊具などの公園施設等の老朽化が進んでいます。このため、公園施設長寿命化計画を基に公園の遊具等の更新、改築、改修による公園整備を進める必要があります。
- 平成30年3月に策定した「上田市市営住宅等長寿命化計画」において、“安全・安心・快適に暮らせる、笑顔あふれる住まいづくりをめざして”を基本理念として、“誰もが安定した居住を確保できる住まいづくり”を基本目標の一つとして掲げています。
- 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン<sup>(注)</sup>のまちづくりが求められています。
- 歩行者、自転車、車が混在する道幅の狭い道路では、通行区分があいまいなため、誰もが安心・安全で利用しやすい道路環境の整備が必要です。
- 乳幼児を連れた外出時には、オムツ替え・授乳ができる場所が必要です。乳幼児を連れた外出時の負担を軽減するために、こども連れの家族に配慮した「赤ちゃんステーション<sup>(注)</sup>」の啓発、情報提供を行っています。

#### 【施策の内容】

##### ① 身近な公園・ひろば等の整備

- こどもが安心して遊べる公園の整備を進めるとともに、既存の都市公園を生かした公園施設のリニューアルについて検討します。また、公園施設長寿命化対策支援事業等による遊具などの公園施設の更新、改築を行い、公園利用者の安全・安心を確保します。
- こどもがのびのびと遊べるように、また、子育て中の親子や地域の住民等が交流し、憩うことができるように、コミュニティ助成事業等を活用しながら市民協働による身近な公園・広場等の整備を図ります。
- 天候に左右されない、誰でも気軽に楽しめる施設の整備にあたっては、既存の施設を含めた利用方法や施設整備の事業を検討します。

#### 【主な事業】

- 公園施設長寿命化対策支援事業

**【施策の内容】**

**② 良質な住宅の整備**

- 市営住宅を良好かつ適切な状態で供給するため、日常の維持管理に努めるとともに、子育て世帯への良質な住宅の供給に努めます。
- 一定所得以下の「ひとり親世帯」及び「子育て世帯」、「若者夫婦世帯」等が市営住宅への入居を希望する場合は、一般の申込者より抽選回数または抽選倍率を優遇している優先枠での申し込みを可能とします。

**【主な事業】**

- 市営住宅「優先入居枠制度」

**【施策の内容】**

**③ 安心して外出できる環境の整備**

- バリアフリー化や点字、音声等による案内、誘導など、ユニバーサルデザイン<sup>(注)</sup>に配慮した公共施設や道路環境の整備を推進します。
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を活用し、乳幼児用のいすやおむつ交換台を設けたトイレ、授乳のためのスペース等、乳幼児連れの利用者に配慮した公共施設の整備を推進します。
- 通学路やお散歩コースの安全対策を進め、安心して通行できる道づくりを目指します。
- 乳幼児を抱える家族がオムツ替えや授乳等で気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんステーション<sup>(注)</sup>」の拡大を図ります。

**【主な事業】**

- バリアフリー化推進事業
- 歩道新設事業
- 路肩グリーンベルト
- 無電柱化事業
- 赤ちゃんステーション<sup>(注)</sup>事業

## 【基本目標】

### 4 地域全体で子育てを支えます

## 【基本施策】

### (3) こどもを事故や犯罪から守る環境づくり

#### 【現状と課題】

- こどもの交通事故件数は、年々減少していたものの、近年は下げ止まりの状況にあり、特に自転車乗車中及び歩行中の交通事故は全事故中における比率が高く、交通ルールの遵守、交通マナーの向上が急務となっています。交通安全に関しては、幼児・児童、生徒が被害に遭うことを防ぐために、交通安全教室を積極的に開催するとともに、小学生に対するヘルメットの配布を継続実施し、関係機関、団体と連携した安全な道路環境の整備を進めることが求められています。
- 全国各地で発生しているこどもを対象とした凶悪犯罪は、上田市においては発生が無いものの、声かけ等の不審者情報は数多く寄せられていることから、登下校時のこどもの安全確保が引き続き重要な課題となっています。また、青少年健全育成の対策から、防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることもなく、平穏な状態を保ち犯罪件数も減少傾向にあります。
- こどもの事故は、小さな事故から命にかかわる大きな事故まで、その内容はさまざまです。こどもの事故には、周りの大人が、こどもの年齢や成長段階に応じた特性と行動を知り、適切な対策をとることで、防げるものがあります。
- 近年、こどもたちが携帯電話やスマートフォン、パソコンなど電子メディアを利用する機会が増加する中、長時間利用による生活習慣の乱れや依存症、インターネット上の違法・有害情報サイトに起因する犯罪や交友関係のトラブルにこどもたちが巻き込まれるケースが多発するなど、さまざまな問題が深刻化しています。これらの問題を予防するため、これからのこどもたちは、「情報活用能力」と「情報モラル」の両面から学び、自ら考えて使用・行動する力を身に付けることが求められています。また、有害自動販売機などの地域の有害環境への対応なども含め、有害情報からこどもを守る体制の整備が求められています。

#### 【施策の内容】

##### ① こどもの交通安全の確保

- 小学校入学時に登下校用ヘルメット、小学校3年時に自転車専用ヘルメットを配布。着用推進を図り、こどもの交通安全教室や関係機関等による通学路での街頭指導を推進するとともに、ドライバーに対する交通マナー向上の啓発に努めます。
- 子育て世代を対象とした交通安全教育を行うとともに、チャイルドシートの効果と正しい使用方法の啓発に努めます。
- 地域住民、学校、PTA、警察等関係機関と連携して、安全な道路環境の整備、補修等を行い、こどもが安心して登下校できる道路環境づくりを推進します。

#### 【主な事業】

- 交通安全啓発講座
- 児童用のヘルメット配布
- 関係機関等による街頭指導活動

### 【施策の内容】

#### ② こどもを犯罪等から守る活動

- 出前講座等により、家庭や地域の防犯意識の高揚を図り、こども自らが危険を回避するための防犯知識の周知に努めるとともに、「防犯当番<sup>(注)</sup>」制度、「こどもを守る安心の家<sup>(注)</sup>」の普及啓発を推進します。
- 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、こどもにかかわる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。
- 防犯灯の設置補助など環境整備を進めるとともに、地域でこどもを見守る体制づくりとその支援を推進します。
- 声かけ事件や児童生徒に関連する事件が発生した場合、メールで情報を発信し、情報の共有化を図るとともに、事件の拡大防止を図ります。

### 【主な事業】

- 防犯灯設置補助事業
- 防犯講座
- 不審者情報のメール配信

### 【施策の内容】

#### ③ こどもを事故から守る活動

- 出前講座等により、誤飲、転落、転倒、やけどといったこどもの事故防止の啓発を行います。

### 【施策の内容】

#### ④ 青少年を有害環境・有害情報から守るための取組の推進

- 地域の有害環境への対応や、電子メディア上の有害情報対策を推進するため、関係機関等との連携を図ります。また、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）の利用促進に向けた情報の周知を図ります。
- 電子メディアによる影響と適切な利用方法について、こども、学校、家庭、地域の共通認識とするため、講演会・講座の開催・リーフレットの作成等により啓発活動を進めます。

### 【主な事業】

- 電子メディアの利用に係る啓発活動
- 環境浄化活動
- 街頭補導活動
- 「心の教育推進プラン」の推進

## 【基本目標】

### 5 仕事と家庭が両立できる環境を整えます

## 【基本施策】

### (1) ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>の推進

#### 【現状と課題】

- 共働き世帯の増加や少子高齢化が急速に進行するなかで、地域が活力を維持し、産業・企業が持続的に成長していくためには、将来を担う若者を惹きつけ、育児、介護等に対応できるよう、男女がともに働きやすい環境整備が求められています。また、地域や家庭への参画しやすい、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>）が取れた魅力ある雇用・職場を実現する環境づくりが喫緊の課題となっています。
- ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>についての理解を深めることが重要であり、行政と関係機関による啓発をさらに進める必要があります。
- また、ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>を支援するための制度だけを用意しても、それだけでは実現できません。企業等に制度だけはあっても、ほとんど利用されていないケースも見受けられ、社内等に定着させるためには、働き方の改革、職場の風土づくりといった、日常的な取組を行う必要があります。
- 「働き方改革」への取組は、多様な人材がその希望と能力に応じて、健康で安心していきいきと働くことができる職場環境の実現に資するものであり、企業にとっての人材確保・定着、生産性の向上などにつながり、地域全体の発展にもつながるものであることから、企業には労使協働のもとで、それぞれの状況や課題に応じた働き方改革の取組を積極的に推進していく必要があります。
- 出産、子育てを理由として仕事をいったん中断した後、再び就労を希望する女性への支援、働きながら子育てできる多様な働き方に対応した支援を行う必要があります。
- ニーズ調査では、保護者の育児休暇の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で約6割となっており、平成25年度及び、平成30年度調査と比較すると増加しています。一方で、父親では、「取得していない」の割合が約7割となっており、その多くが取得できていない状況です。また、父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」の割合が約4割と最も高くなっていますが、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高くなっています。
- 長野労働局は、「仕事と育児の両立支援」を重点に取り組みとしており、「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め育児・介護休業法に基づく両立支援制度や、子育てサポート企業「くるみん」の認定制度などの積極的な周知を図るとしています。
- 子育て家庭を対象に、父親の仲間づくりやこどもとのかかわり方の実践を通して父親の子育てへの参加を推進していきます。

#### 【施策の内容】

##### ① 働き方の見直し

- ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>のワークとライフはどちらか一方という二者択一のものではなく、ワークとライフは互いに相乗効果をもたらすものであり、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる意識啓発を図ります。
- ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター<sup>(注)</sup>等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努めます。

#### 【主な事業】

- 男女共同参画推進事業
- 「ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>」「働き方改革」推進のための啓発活動

#### 【施策の内容】

##### ② 多様な保育メニューの提供

※【基本目標】1 すべてのこども・若者の健やかな成長を支えます

【基本施策】(4) 多様な保育メニューの提供  
を参照

#### 【施策の内容】

##### ③ 仕事と子育ての両立のための基盤整備（企業の取組等）

- ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>を先進的に実施している企業等の取組事例を広報等で紹介するなど、制度整備や利用の利点等を周知します。
- ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター<sup>(注)</sup>等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努めます。

#### 【主な事業】

- 上田市男女共同参画推進事業者表彰
- 男女共同参画推進事業
- 就職相談、無料職業紹介
- 再就職支援セミナーの開催
- 「ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>」「働き方改革」推進のための啓発活動

#### 【施策の内容】

##### ④ 出産・育児後の職場復帰支援等

- 職場復帰を支援するため、関係機関等と連携をし、能力開発に向けた研修会や資格取得のための学習機会の充実を図ります。
- 結婚や出産、育児等のために退職した女性が再就職できるよう、ハローワーク（マザーズコーナー）等関係機関との連携を強化し、各種情報の収集・提供、再就職のための相談体制の充実、職業紹介の実施やスキルアップセミナーの開催等による支援に取り組みます。

#### 【主な事業】

- 男女共同参画推進事業
- 就職相談、無料職業紹介
- 再就職支援セミナーの開催

### 【施策の内容】

#### ⑤男女がともに家事や育児を担う意識の啓発

- 働き方の見直しを進めるとともに、固定的性別役割分担意識<sup>(注)</sup>を改め、男女がともに、また、平等に仕事と家事・育児・介護等の家庭的責任とを両立し、健康で豊かな生活が送れるよう、バランスのとれたライフスタイルを考えることができるよう、意識啓発、広報活動や講座等を開催します。
- 父親の子育ての参加の意義を、子育て世代の父親をはじめ、これから結婚する若い世代から地域で子育てを応援する方々まで啓発するとともに、こどもとの遊び方、家事、育児の仕方などの講座を開催し、父親の家事・育児参加の促進を図ります。

### 【主な事業】

- 男女共同参画推進事業
- 父親の子育て参加支援事業
- 上田市男女共同参画推進事業者表彰
- パパ応援ハンドブックの作成、配布
- ワーク・ライフ・バランス<sup>(注)</sup>推進のための啓発活動



## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 「量の見込み」と「確保方策」

### 1 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を令和元年（2019）年から令和5（2023）年10月末の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。

年齢	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
0歳	916	909	901	892	884
1歳	959	950	943	935	926
2歳	896	957	948	941	933
3歳	1,003	903	964	955	948
4歳	977	1,019	918	980	971
5歳	1,038	988	1,031	929	991
6歳	1,097	1,044	994	1,038	935
7歳	1,171	1,103	1,050	1,000	1,045
8歳	1,112	1,173	1,105	1,052	1,002
9歳	1,210	1,112	1,173	1,105	1,052
10歳	1,249	1,214	1,116	1,177	1,109
11歳	1,271	1,248	1,213	1,115	1,176

※コーホート変化率法:同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

## 2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

上田市は、旧上田市、旧丸子町、旧真田町、旧武石村の4市町村が平成18年に合併した市であり、それぞれが教育・保育の通園圏域を形成しているため、4つの区域（上田地域・丸子地域・真田地域・武石地域）を教育・保育提供区域の基本とします。

なお、この設定区域は、教育・保育の需要量を見込むためのものであり、設定した区域外への通園等が妨げられるものではありません。

### ※量の見込みと確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、潜在ニーズを含めて「量の見込み」を把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっています。

### 3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを次のとおり見込み、確保策を定めました。

#### 〈認定区分と提供施設〉

認定区分		利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、教育を希望する者	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する者	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する者	保育所 認定こども園 小規模保育等

#### (1) 1号認定(3～5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

##### 【上田地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	861	831	831	817	830
	確保の内容(人) [B]	861	831	831	817	830
	特定教育・保育施設 <sup>(注)</sup>	690	690	690	690	690
	確認を受けない幼稚園 <sup>(注)</sup>	171	141	141	127	140
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

##### 【丸子地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	13	12	12	12	12
	確保の内容(人) [B]	13	12	12	12	12
	特定教育・保育施設	13	12	12	12	12
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

##### 【真田地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	45	43	44	43	44
	確保の内容(人) [B]	45	43	44	43	44
	特定教育・保育施設	45	43	44	43	44
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	0	0	0	0	0
	確保の内容(人) [B]	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	919	886	887	872	886
	確保の内容(人) [B]	919	886	887	872	886
	特定教育・保育施設	748	745	746	745	746
	確認を受けない幼稚園	171	141	141	127	140
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

(2) 2号認定(3～5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	1,616	1,559	1,559	1,534	1,558
	確保の内容(人) [B]	1,616	1,559	1,559	1,534	1,558
	特定教育・保育施設	1,591	1,534	1,534	1,509	1,533
	認可外保育施設	25	25	25	25	25
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	308	296	297	292	297
	確保の内容(人) [B]	308	296	297	292	297
	特定教育・保育施設	308	296	297	292	297
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	106	101	103	100	102
	確保の内容(人) [B]	106	101	103	100	102
	特定教育・保育施設	106	101	103	100	102
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	42	41	40	40	41
	確保の内容(人) [B]	42	41	40	40	41
	特定教育・保育施設	42	41	40	40	41
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

【市全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	2,072	1,997	1,999	1,966	1,998
	確保の内容(人) [B]	2,072	1,997	1,999	1,966	1,998
	特定教育・保育施設	2,047	1,972	1,974	1,941	1,973
	認可外保育施設	25	25	25	25	25
	過不足 [B]－[A]	0	0	0	0	0

(3) 3号認定(0~2歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	263	262	260	258	257
	確保の内容(人) [B]	263	262	260	258	257
	特定教育・保育施設	236	235	233	231	230
	特定地域型保育事業所 <sup>(注)</sup>	27	27	27	27	27
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	40	40	39	39	39
	確保の内容(人) [B]	40	40	39	39	39
	特定教育・保育施設	40	40	39	39	39
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	10	9	9	9	9
	確保の内容(人) [B]	10	9	9	9	9
	特定教育・保育施設	10	9	9	9	9
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	5	5	5	5	5
	確保の内容(人) [B]	5	5	5	5	5
	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【市全域】(0歳児)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	318	316	313	311	310
	確保の内容(人) [B]	318	316	313	311	310
	特定教育・保育施設	291	289	286	284	283
	特定地域型保育事業所	27	27	27	27	27
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【上田地域】 1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	459	455	452	448	443
	確保の内容(人) [B]	459	455	452	448	443
	特定教育・保育施設	416	412	409	405	400
	特定地域型保育事業所	40	40	40	40	40
	認可外保育施設	3	3	3	3	3
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】 1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	58	57	57	56	56
	確保の内容(人) [B]	58	57	57	56	56
	特定教育・保育施設	57	56	56	55	55
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	1	1	1	1	1
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】 1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	38	38	38	37	37
	確保の内容(人) [B]	38	38	38	37	37
	特定教育・保育施設	36	36	36	35	35
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	2	2	2	2	2
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	5	5	5	5	5
	確保の内容(人) [B]	5	5	5	5	5
	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【市全域】1歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	560	555	552	546	541
	確保の内容(人) [B]	560	555	552	546	541
	特定教育・保育施設	514	509	506	500	495
	特定地域型保育事業所	40	40	40	40	40
	認可外保育施設	6	6	6	6	6
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【上田地域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	424	452	448	444	441
	確保の内容(人) [B]	424	452	448	444	441
	特定教育・保育施設	384	412	408	404	401
	特定地域型保育事業所	38	38	38	38	38
	認可外保育施設	2	2	2	2	2
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【丸子地域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	74	79	78	77	77
	確保の内容(人) [B]	74	79	78	77	77
	特定教育・保育施設	73	78	77	76	76
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	1	1	1	1	1
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【真田地域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	31	34	33	33	33
	確保の内容(人) [B]	31	34	33	33	33
	特定教育・保育施設	31	34	33	33	33
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【武石地域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	9	10	10	10	10
	確保の内容(人) [B]	9	10	10	10	10
	特定教育・保育施設	9	10	10	10	10
	特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【市全域】2歳児

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(人) [A]	538	575	569	564	561
	確保の内容(人) [B]	538	575	569	564	561
	特定教育・保育施設	497	534	528	523	520
	特定地域型保育事業所	38	38	38	38	38
	認可外保育施設	3	3	3	3	3
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### ア「基本型」

【区域の設定】 市内全域

必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整、利用可能なすべての施設のサービス利用調整、情報集約ができるよう「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(か所)[A]	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)[B]	1	1	1	1	1
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

#### イ「地域子育て相談機関」

【区域の設定】 市内全域

相談の敷居が低く、子育て世帯との接点を増やすことで、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことができるよう「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(か所)[A]	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)[B]	1	1	1	1	1
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

#### ウ「こども家庭センター型」

【区域の設定】 市内全域

母子保健を担当する「子育て世帯包括支援センター」と、児童福祉を担当する「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を一体的に運営し、連携・共同を強化することができるよう「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(か所)[A]	1	1	1	1	1
	確保の内容(か所)[B]	1	1	1	1	1
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (2) 地域子育て支援拠点事業

【区域の設定】 市内全域

本事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できる事業であることから「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用回数)[A]	83,102	81,891	82,706	81,979	81,274
	確保の内容(延べ利用回数)[B]	83,102	81,891	82,706	81,979	81,274
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (3) 妊婦健康診査

【区域の設定】 市内全域

健診は、県内の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(受診人数)	916	909	901	892	884
	量の見込み(受診回数)[A]	12,824	12,726	12,614	12,488	12,376
	確保の内容(受診回数)[B]	12,824	12,726	12,614	12,488	12,376
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

【区域の設定】 市内全域

訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業趣旨になじまないことから「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(訪問回数)[A]	916	909	901	892	884
	確保の内容(訪問回数)[B]	916	909	901	892	884
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (5) 養育支援訪問事業

【区域の設定】 市内全域

児童相談所や保健所、医療機関などの連携が必要不可欠であり、全市的な情報を基に迅速な対応が求められることから「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(訪問家庭数)	550	550	550	550	550
	量の見込み(訪問回数)[A]	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	確保の内容(訪問回数)[B]	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (6) 子育て世帯訪問支援事業

【区域の設定】 市内全域

児童相談所や保健所、医療機関などの連携が必要不可欠であり、全市的な情報を基に迅速な対応が求められることから「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(訪問家庭数)	30	30	30	30	30
	量の見込み(訪問回数)[A]	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保の内容(訪問回数)[B]	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (7) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【区域の設定】 市内全域

一時的な不定期の養育・保護を実施する事業であり、一定の区域に利用場所を特定することが困難であることから「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	191	227	262	297	333
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	191	227	262	297	333
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (8) ファミリー・サポート・センター事業

【区域の設定】 市内全域

子育ての相互援助活動を行う事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	1,795	1,768	1,786	1,770	1,755
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	1,795	1,768	1,786	1,770	1,755
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (9) 一時預かり事業

【区域の設定】 4区域(上田・丸子・真田・武石)

教育・保育施設での利用となるため、教育・保育施設提供区域と同一の設定が好ましいことから「上田・丸子・真田・武石の4地区」とします。

#### 【一時預かり事業(幼稚園型)】

【上田全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	31,651	30,536	30,536	30,037	30,523
	確保の内容(延べ人数)[B]	31,651	30,536	30,536	30,037	30,523
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【丸子全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	109	104	105	103	104
	確保の内容(延べ人数)[B]	109	104	105	103	104
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【真田全域】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	2,292	2,197	2,224	2,170	2,210
	確保の内容(延べ人数)[B]	2,292	2,197	2,224	2,170	2,210
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【 武石全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	0	0	0	0	0
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【 市全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	34,052	32,837	32,865	32,310	32,837
	確保の内容(延べ人数)[B]	34,052	32,837	32,865	32,310	32,837
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【 一時預かり事業(幼稚園型以外) 】

【 上田全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	4,143	4,208	4,172	4,134	4,099
	確保の内容(延べ人数)[B]	4,143	4,208	4,172	4,134	4,099
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【 丸子全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	766	780	774	769	760
	確保の内容(延べ人数)[B]	766	780	774	769	760
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【 真田全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	239	243	242	240	237
	確保の内容(延べ人数)[B]	239	243	242	240	237
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【 武石全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	35	36	36	36	35
	確保の内容(延べ人数)[B]	35	36	36	36	35
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

【 市全域 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	5,183	5,267	5,224	5,179	5,131
	確保の内容(延べ人数)[B]	5,183	5,267	5,224	5,179	5,131
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

(10) 延長保育・休日保育事業

【区域の設定】 4区域(上田・丸子・真田・武石)

教育・保育施設での利用となるため、教育・保育施設提供区域と同一の設定が好ましいことから「上田・丸子・真田・武石の4地区」とします。

【上田地域】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	22,231	22,001	21,907	21,629	21,709
	確保の内容(延べ人数)[B]	22,231	22,001	21,907	21,629	21,709
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	346	343	342	339	339
	確保の内容(延べ人数)[B]	424	419	418	413	414
	過不足 [B]-[A]	78	76	76	74	75

【丸子地域】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	1,273	1,252	1,252	1,235	1,241
	確保の内容(延べ人数)[B]	1,273	1,252	1,252	1,235	1,241
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	49	48	48	47	48
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	▲ 49	▲ 48	▲ 48	▲ 47	▲ 48

【真田地域】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	440	435	436	429	431
	確保の内容(延べ人数)[B]	440	435	436	429	431
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	23	23	23	22	22
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 22	▲ 22

【武石地域】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	101	101	100	100	100
	確保の内容(延べ人数)[B]	101	101	100	100	100
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	6	5	5	5	5
	確保の内容(延べ人数)[B]	0	0	0	0	0
	過不足 [B]-[A]	▲ 6	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5

【市全域】

○延長保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	24,045	23,789	23,695	23,393	23,481
	確保の内容(延べ人数)[B]	24,045	23,789	23,695	23,393	23,481
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

○休日保育

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ人数)[A]	424	419	418	413	414
	確保の内容(延べ人数)[B]	424	419	418	413	414
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (11) 病児・病後児保育事業

【区域の設定】 市内全域

本事業は病気の際、突発的に利用される事業であり、医療機関との連携が必要不可欠なことから、事業を円滑に実施するため「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	1,071	1,102	1,134	1,168	1,202
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	1,071	1,102	1,134	1,168	1,202
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (12) 親子関係形成支援事業

【区域の設定】 市内全域

要支援児童、要保護児童と保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築や発達に応じた児童との関わり方等知識の獲得など健全な親子関係の形成に向けた支援を実施するため「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用日数)[A]	26	27	28	29	30
	確保の内容(延べ利用日数)[B]	26	27	28	29	30
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

### (13) 妊婦等包括相談支援事業

【区域の設定】 市内全域

妊娠届出時から妊婦や0歳～2歳（低年齢期）の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信を行い、必要な支援に繋ぐ伴走型相談支援を実施するため「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
事業計画	量の見込み	妊娠届出数(件)	916	909	901	892	884
		1組当たり面談回数(回)	3	3	3	3	3
		面談実施合計回数(回)[A]	2,748	2,727	2,703	2,676	2,652
	確保の内容※(面談実施合計回数)[B]	2,748	2,727	2,703	2,676	2,652	
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0	

※こども家庭センターで提供する事業量

#### (14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【区域の設定】 市内全域

普段保育所等に通っていない家庭の子どもを対象に、保育所や認定こども園等の施設で預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促し、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援等を実施するため「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
事業計画	0歳児	量の見込み(延べ人数)[A]	0	792	792	792	792
		確保方策(延べ人数)[B]	0	792	792	792	792
		過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0
	1歳児	量の見込み(延べ人数)[A]	0	528	528	528	528
		確保方策(延べ人数)[B]	0	528	528	528	528
		過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0
	2歳児	量の見込み(延べ人数)[A]	0	528	528	528	528
		確保方策(延べ人数)[B]	0	528	528	528	528
		過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0
	合計	量の見込み(延べ人数)[A]	0	1,848	1,848	1,848	1,848
		確保方策(延べ人数)[B]	0	1,848	1,848	1,848	1,848
		過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

#### (15) 産後ケア事業

【区域の設定】 市内全域

出産したお母さんと赤ちゃんがスムーズに新生活をスタートできるよう医療機関等で、助産師や看護師等から、心身のケアや授乳指導・育児相談等を実施するため「市内全域」とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業計画	量の見込み(延べ利用人数)[A]	959	952	945	934	927
	確保の内容(延べ利用人数)[B]	959	952	945	934	927
	過不足 [B]-[A]	0	0	0	0	0

## (16) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【区域の設定】 小学校区

放課後児童クラブは、通学している小学校から直接利用する施設であり、ほかの小学校区の放課後児童クラブを利用することはないため「小学校区」とします。

(平日1日あたりの平均利用児童数)

(単位：人)

学校	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
清明小	事業計画 量の見込み[A]	49	46	43	39	37
	確保の内容[B]	90	90	90	90	90
	過不足 [B]-[A]	41	44	47	51	53
東小	事業計画 量の見込み[A]	108	101	95	92	92
	確保の内容[B]	160	160	160	160	160
	過不足 [B]-[A]	52	59	65	68	68
西小	事業計画 量の見込み[A]	63	62	59	59	58
	確保の内容[B]	80	80	80	80	80
	過不足 [B]-[A]	17	18	21	21	22
北小	事業計画 量の見込み[A]	112	116	112	108	106
	確保の内容[B]	90	116	116	116	116
	過不足 [B]-[A]	▲ 22	0	4	8	10
城下小	事業計画 量の見込み[A]	70	67	61	57	54
	確保の内容[B]	77	77	77	77	77
	過不足 [B]-[A]	7	10	16	20	23
塩尻小	事業計画 量の見込み[A]	61	59	60	53	58
	確保の内容[B]	85	85	85	85	85
	過不足 [B]-[A]	24	26	25	32	27
川辺小	事業計画 量の見込み[A]	118	114	111	112	114
	確保の内容[B]	137	137	137	137	137
	過不足 [B]-[A]	19	23	26	25	23
神川小	事業計画 量の見込み[A]	104	99	99	96	95
	確保の内容[B]	90	99	99	99	99
	過不足 [B]-[A]	▲ 14	0	0	3	4
神科小	事業計画 量の見込み[A]	117	115	114	114	111
	確保の内容[B]	90	115	115	115	115
	過不足 [B]-[A]	▲ 27	0	1	1	4
豊殿小	事業計画 量の見込み[A]	63	61	64	65	66
	確保の内容[B]	65	65	65	65	65
	過不足 [B]-[A]	2	4	1	0	▲ 1
東塩田小	事業計画 量の見込み[A]	39	41	39	39	35
	確保の内容[B]	30	41	41	41	41
	過不足 [B]-[A]	▲ 9	0	2	2	6
中塩田小	事業計画 量の見込み[A]	76	71	69	68	66
	確保の内容[B]	110	110	110	110	110
	過不足 [B]-[A]	34	39	41	42	44

学校	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
塩田西小	事業計画	量の見込み[A]	34	34	30	29	28
	事業計画	確保の内容[B]	45	45	45	45	45
	事業計画	過不足 [B]-[A]	11	11	15	16	17
浦里小	事業計画	量の見込み[A]	10	9	8	7	6
	事業計画	確保の内容[B]	40	40	40	40	40
	事業計画	過不足 [B]-[A]	30	31	32	33	34
川西小	事業計画	量の見込み[A]	39	38	34	31	31
	事業計画	確保の内容[B]	45	45	45	45	45
	事業計画	過不足 [B]-[A]	6	7	11	14	14
南小	事業計画	量の見込み[A]	104	102	97	92	87
	事業計画	確保の内容[B]	80	104	104	104	104
	事業計画	過不足 [B]-[A]	▲ 24	2	7	12	17
丸子中央	事業計画	量の見込み[A]	76	68	65	62	57
	事業計画	確保の内容[B]	105	105	105	105	105
	事業計画	過不足 [B]-[A]	29	37	40	43	48
丸子北小	事業計画	量の見込み[A]	81	82	78	77	78
	事業計画	確保の内容[B]	90	90	90	90	90
	事業計画	過不足 [B]-[A]	9	8	12	13	12
塩川小	事業計画	量の見込み[A]	32	33	32	32	29
	事業計画	確保の内容[B]	35	35	35	35	35
	事業計画	過不足 [B]-[A]	3	2	3	3	6
菅平小	事業計画	量の見込み[A]	18	16	16	15	14
	事業計画	確保の内容[B]	20	20	20	20	20
	事業計画	過不足 [B]-[A]	2	4	4	5	6
長小	事業計画	量の見込み[A]	21	18	16	14	13
	事業計画	確保の内容[B]	30	30	30	30	30
	事業計画	過不足 [B]-[A]	9	12	14	16	17
傍陽小	事業計画	量の見込み[A]	19	18	17	15	15
	事業計画	確保の内容[B]	35	35	35	35	35
	事業計画	過不足 [B]-[A]	16	17	18	20	20
本原小	事業計画	量の見込み[A]	37	35	35	32	31
	事業計画	確保の内容[B]	52	52	52	52	52
	事業計画	過不足 [B]-[A]	15	17	17	20	21
武石小	事業計画	量の見込み[A]	39	38	33	33	27
	事業計画	確保の内容[B]	45	45	45	45	45
	事業計画	過不足 [B]-[A]	6	7	12	12	18
市全体	事業計画	量の見込み[A]	1,490	1,443	1,387	1,341	1,308
	事業計画	確保の内容[B]	1,726	1,821	1,821	1,821	1,821
	事業計画	過不足 [B]-[A]	236	378	434	480	513

## 5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその 推進体制の確保

幼稚園における長時間の預かり保育や 2 歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制と進行管理

#### (1) 庁内の推進体制の強化

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ、保健・福祉・医療など幅広い分野にわたるものです。

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、庁内関係各課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

#### (2) 市民、地域、関係団体などとの連携

本計画を着実に推進していくためには、行政のみならず、市民や企業、保育所・幼稚園・認定こども園<sup>(注)</sup>、学校等、地域の関係団体の協力が不可欠です。

社会全体で子育てを支援する環境を整備していくため、計画の内容について市ホームページや市広報紙等により周知・啓発を行うとともに、こども・若者にかかわる機関や企業、NPOなど各種団体との連携・協力体制を強化します。

#### (3) 国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、こども・若者やその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取組は市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を必要に応じて行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

### 2 個別事業の点検・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、毎年度、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「上田市子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価、結果の公表をし、施策を実施します。

また、計画期間の中間年には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等について検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。



# 資料編

## 用語説明

あ 行	
赤ちゃんステーション	乳幼児を連れた保護者が、外出中に授乳やおむつ替えなどに立ち寄ることができる事業所や商業施設、公共施設等にあるスペース
アプローチカリキュラム	就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム
上田市内科・小児科初期救急センター	夜間に突然具合が悪くなったとき、応急的な内科的診療を行う施設として上田地域広域連合により運営
か 行	
確認を受けない幼稚園	幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行のままの園に分かれ、新制度に移行しない幼稚園を「確認を受けない幼稚園」（私学助成、就園奨励費補助の対象）
家庭の日	心身ともに健やかでたくましい人づくりのもと、家族相互の愛情と思いやりの心に満ちた、明るい家庭のもとにあるといわれ、そのような家庭づくりを推進するため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とするもの
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数の平均
校内交流型放課後児童クラブ	放課後児童クラブと放課後こども教室の両方事業を実施している小学校校区において、放課後児童クラブの児童も放課後こども教室の体験プログラムに参加し、交流できるもの
子育て応援ハンドブック	妊娠～就学前程度のこどもを持つ家庭向けに、上田市が行っている子育てサービスや制度の説明、相談窓口の案内などを紹介している
子育て世代包括支援センター	妊産婦や乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、支援プラン策定や保健医療、福祉に関する機関と連携し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供により、健康の保持及び増進に関する包括的な支援に取り組む
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性」「女性」という性別を理由として役割を固定的にわけること
こども家庭センター	母子保健を担当する「子育て世帯包括支援センター」と、児童福祉を担当する「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を一体的に運営し、母子保健・児童福祉両機能の連携・協働を深め、虐待への予防や個々の家庭に応じた切れ目ない支援等の強化を図る
子ども家庭総合支援拠点	すべてのこどもが地域で健やかに成長するよう、家庭の相談、育児やしつけ、子育てに関する不安や悩み、家庭内の問題等の相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げる拠点
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和5年4月に施行され、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律
子ども・子育て支援新制度	就学前のこどもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度

子ども・子育て支援法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律
子ども大綱	子ども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める大綱（令和 5 年 12 月閣議決定）
子どもの居場所づくり事業	経済的に困窮等している子どもに学習支援や食事の提供、悩みごと相談などを行う事業（長野県では「信州子どもカフェ」として実施）
子どもの最善の利益	すべての子どもは、大人たちから保護され、世話を受け、関心が向けられ、愛され、信頼のもとで見守られること
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子どもの貧困解消に向けた基本理念や国等の責務を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進するための法律（平成 26 年 1 月施行）
子どもまんなか社会	子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々に応援するといった社会全体の意識改革を進めるための取組
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等について、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進するための法律（令和 6 年 10 月施行）
子どもを守る安心の家	登下校時における児童を守るために、小学校の通学路にある一般住宅、商店等に協力をお願いし、子どもに緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者を見かけた場合の警察への連絡等をお願いしている場所
<b>さ 行</b>	
事業所内保育	会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業
次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律（平成 15 年 7 月日施行）
自治体子ども計画	子ども基本法で地方自治体において策定が努力義務化され、策定にあたっては、子ども大綱を勘案し、地域の実情に応じる等を踏まえた、子ども施策に関する計画
出入国管理及び難民認定法改正	日本からの出入国の際に必要なルールや、難民の認定手続きを整備するための法律で、人手不足が深刻化する日本において、外国人労働者の受け入れを拡充すべく、入管法の改正が行われてきたもの
小規模保育事業所	預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業所（定員数は「6人～19人まで」）
少子化社会対策基本法	子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることをできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが求められている旨等を規定した法律（平成 15 年 9 月施行）
ジョブカフェ信州	長野県が行っている若者のための就職支援サービスセンター
スタートカリキュラム	幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へつなげるため、小学校入学後に実施されるカリキュラム
性自認（性同一性・ジェンダーアイデンティティ）	「自身の性をどのように認識しているか」という自己意識の概念で、「心の性」と言い換えられることもあるもの
性的マイノリティ（少数者）	同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと
<b>た 行</b>	
チャイルドライン	18歳までの子どもの専用相談電話（県内には、長野市、諏訪市、上田市、佐久市、安曇野市に開設）

特定教育・保育施設	市長村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園、保育所が該当）
特定地域型保育事業所	児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育（利用定員5人以下）</li> <li>・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）</li> </ul>
<b>な 行</b>	
長野県パートナーシップ制度	性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度
ながの子育て家庭優待パスポート	協賛店舗が、子育て世帯に対し買い物の際に割引など各種サービスを提供
長野働き方改革推進支援センター	働き方改革の実現に向けて、中小企業や小規模事業者等を中心に、非正規雇用労働者の処遇改善や時間外労働の上限規制への支援、人材不足に対応する技術的な支援を行う機関
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	ふだん保育所等に通っていない家庭のこどもを対象に、保育所や認定こども園等の施設で預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促し、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援等を実施するための制度
認定こども園	小学校就学前のこどもに対する保育及び教育、子育て支援の総合的な提供を行う施設で、幼稚園と保育所の両方を併せ持っている施設
<b>は 行</b>	
フードバンク事業	家庭で消費されない食料品を集め、食べ物に困っている方や福祉施設などに届ける支援活動
プレコンセプションケア	将来の妊娠を考えながら女性やカップルが、自分たちの生活や健康に向き合うこと
放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、こどもたちの活動拠点となる居場所を確保し、放課後や週末などにさまざまな体験活動や交流活動を行う児童の居場所
放課後児童施設	保護者の就労などにより放課後に保育を必要とする家庭の小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供する施設
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する障がい児福祉サービス
防犯当番制度	自治会等における地域の安心・安全を図るための取組
<b>や 行</b>	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を構築出来なかったりすることも
ユニバーサルデザイン	一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと
幼保小中連携	幼児期から義務教育期までのこどもの視点に立ち一貫した教育の実現を目指して、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校が連携
要保護児童対策地域協議会	要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容を協議
<b>ら 行</b>	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利のこと

わ 行	
若者サポートステーション・シナノ	就労を目指す若者たちの無料相談所
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方
その他	
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術
IoT	Internet of Things の略で、あらゆるモノをインターネット等に接続する技術
PT 相談・OT 相談	PT 相談：Physical Therapy の略で、けがや病気などにより、運動機能低下などに対する、基本的動作能力の回復を図り、失われた能力を補うためなどを行う OT 相談：Occupational Therapy の略で、身体又は精神に障がいに対し、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る支援を行う

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等  
における「量の見込み」の算出等の考え方  
(改訂版 ver. 2)

令和6年10月10日

## 目次

はじめに .....	4
< 1 > 基本的考え方.....	5
1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨 (P1) .....	5
2. 提供体制確保の実施時期の設定 (P3) .....	5
< 2 > 量の見込みの算出 .....	6
Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法 (P6) .....	6
1. 家庭類型の分類 (P6~29) .....	6
(全般的事項) .....	6
(個別事項) .....	6
(ア) 図表4 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について (P9) .....	6
2. 教育・保育の量の見込みの算出方法 (P30~38) .....	8
(全般的事項) .....	8
(ア) 算出方法について.....	8
(イ) トrendや政策動向、地域の実情等の考慮.....	8
(ウ) 都市開発部局との十分な情報共有 .....	9
(個別事項) .....	9
(ア) 幼稚園・預かり保育について (P33) .....	9
(1) 共働き等家庭のこどもの幼稚園・預かり保育の利用希望の取扱いについて (P62~64にも関連) .....	9
(2) 「子育て安心プラン」に基づいた預かり保育の充実等の取扱いについて (P62~64にも関連) .....	11
(3) 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業(幼稚園型)の取扱い (P65~67にも関連) .....	13
(イ) 0歳児及び1歳児保育の量の見込み (P38) .....	15
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法 (P39~61) .....	16
(全般的事項) .....	16
(ア) トrendや政策動向、地域の実情等の考慮.....	16
(イ) 都市開発部局との十分な情報共有 .....	16
(個別事項) .....	16
(ア) 時間外保育事業の量の見込み (P39) .....	16
(イ) 放課後児童健全育成事業の量の見込み (P40) .....	16
(1) 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について .....	16
(2) 放課後児童クラブを取り巻く状況を踏まえた確保方策について (P65~67にも関連) .....	19

(3)市町村支援事業計画への記載イメージ (P65～67 にも関連) .....	19
(ウ) 子育て短期支援事業の量の見込み (P43) .....	20
(エ) 地域子育て支援拠点事業の量の見込み (P46) .....	21
(オ) 一時預かり事業、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)、子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業) の量の見込み (P48、52) .....	22
(カ) 病児保育事業の量の見込み (P55) .....	23
(キ) 利用者支援事業の量の見込み (P61) .....	23
< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期 .....	25
(ア) 企業主導型保育施設の地域枠の活用 (P62～64) .....	25
(イ) 利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期 (P66) .....	25
(ウ) 養育支援訪問事業の確保の方策及びその実施時期量の見込み (P67) .....	26
< 4 > その他 .....	27
(ア) 「調査票のイメージ」における設問の修正.....	27
(イ) 計画の公表等について.....	27
(1) パブリックコメント等の実施.....	27
(2) 計画の公表 .....	28
(ウ) 認定こども園への移行に係る需給調整の特例 (P68) .....	28
(1) 特例措置の内容及び趣旨 .....	28
(2) 都道府県支援事業支援計画等における取扱い .....	28
< 5 > 児童福祉法改正による新事業の量の見込み.....	30
(1) 量の見込みの算出方法.....	30
(2) 提供体制の確保の方策及びその実施時期.....	32
< 6 > 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み.....	33
(1) 量の見込みの算出方法.....	33
(2) 提供体制の確保の方策及びその実施時期.....	35
< 7 > 計画作成に当たっての留意点.....	37
(ア) 一体的策定が可能な他の計画.....	37
(イ) 都道府県こども計画・市町村こども計画との関係.....	38
(ウ) こども等の意見を反映するための措置.....	38
(エ) 複数の市町村による共同策定.....	39
< 8 > 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の記載.....	40
(ア) 外国につながる幼児への支援・配慮について .....	40
(イ) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について .....	40
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進.....	41
(2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上.....	41
(3) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮.....	41

(4) 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施.....	42
(5) 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善 .....	42
(6) 幼稚園教諭一種免許状の取得促進.....	42
(7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置.....	42
(8) 幼児教育センターの設置.....	43
< 9 > 「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査について.....	44

## はじめに

子ども・子育て支援法第 61 条及び第 62 条において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。

各市町村及び都道府県においては、令和 2（2020）年度を始期とする当該各計画の計画期間の終期が令和 6（2024）年度であることから、令和 7（2025）年度を始期とする第三期の当該各計画を改めて作成する必要がある。

そこで、第一期の市町村支援事業計画の作成に当たって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）をベースとしつつ、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成 31 年 4 月 23 日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡。以下「第二期手引き」という。）を改訂する形で、自治体の実情に応じて、これまでどおり第一期手引きの内容をベースに対応可能であることを示しながらも、直近の議論や状況等を踏まえた諸般の改正や自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などを示した、第三期の市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての「量の見込み」の算出等の考え方（以下「第三期手引き」という。）を提示する。各市町村及び都道府県におかれては、第一期手引き及び第三期手引きを参考に第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の計画作成を進めていただきたい。

なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断いただきたい。

「第三期手引き」の改訂版 ver. 2（令和 6 年〇月〇日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）は、「第三期手引き」の改訂版 ver. 1（令和 6 年 3 月 11 日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）発出後、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による子ども・子育て支援法の改正（以下「令和 6 年子ども・子育て支援法改正」という。）及び令和 7 年 4 月 1 日に適用される基本指針の最新の改正に伴う所要の修正を反映したものである。今後、「新子育て安心プラン」等にかわるプランを策定する可能性があることに留意されたい。

※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している。

## ＜ 1 ＞ 基本的考え方

### 1. 利用希望を把握するための調査を行う趣旨（P1）

市町村支援事業計画は、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのものであることから、潜在的ニーズも含めたニーズ把握・算出自体は重要と考えており、第三期においてもこの基本的な考え方に変更はない。他方で、各市町村において、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法によるニーズ把握・算出を行うことも可能である。事業ごとのニーズ把握方法等については、後述する具体的算出方法における記載も参考にされたい。

### 2. 提供体制確保の実施時期の設定（P3）

市町村支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、各市町村における保育ニーズや提供体制などそれぞれの実情を踏まえた上で、令和 11（2029）年度末までのできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。

※実施時期の設定については、「新子育て安心プラン」後の次期プランの在り方等の検討状況等も適宜参照されたい。

## ＜ 2 ＞ 量の見込みの算出

### Ⅱ. 量の見込みの具体的算出方法 (P6)

第一期手引きに記載している、

- ・ 本手引きは、(中略)量の見込みの標準的な算出方法を示すものであり、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない
  - ・ ただしこの場合においても、「潜在的ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保方策を定める」という制度の基本的考え方を踏まえる必要がある
- という基本的な考え方については、第三期においても変更はない。

このように、地域の実情に応じて算出方法は変更可能であることをお示ししているが、自治体等から、第一期手引きに示す標準的な算出方法によらない方法をより明確化してほしいとの意見があることを踏まえ、各事業において、これらの手引きに沿った算出方法や利用希望把調査等を活用しない場合でも、潜在的ニーズを把握していると考えられるケースなどを可能な範囲でお示しする。いずれにしても、具体的にどのような算出方法を採用するかについては、各市町村において、制度の趣旨を踏まえ、適切に判断されたい。

#### 1. 家庭類型の分類 (P6～29)

##### (全般的事項)

第一期手引きにおいては、家庭類型・潜在的家庭類型の具体的な算出方法等を記載しているが、この趣旨は、後述する制度・事業ごとの潜在的对象者を正確に把握するための一つの標準的方法として示しているものである。

第三期においても、従来どおり第一期手引きに沿って家庭類型・潜在的家庭類型を算出し、量の見込みを算出することが可能である。

他方で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のそれぞれの制度・事業の対象となる潜在的家庭数について、各市町村において、既存のデータの活用等により、より効果的・効率的な把握が可能である場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

##### (個別事項)

#### (ア) 図表 4 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について (P9)

第一期手引きに沿って算出する場合、量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢(学年齢)によることも可能である。

なお、第一期、第二期においては、3号認定のうち1歳児と2歳児をまとめて集計してい

たが、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などをみると、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異が見られることから、より正確なニーズ把握を可能とするために、第三期においては1歳児と2歳児を分けて集計すること。

【参考】第一期手引きの図表 16「家庭類型集計結果の入力シート」の修正イメージ (P29)

■ 1歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120時間の一部)				
タイプD 専業主婦 (夫)				
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)				
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)				
タイプF 無職×無職				
全体				

■ 2歳

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親				
タイプB フルタイム×フルタイム				
タイプC フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)				
タイプC' フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120時間の一部)				
タイプD 専業主婦 (夫)				
タイプE パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)				
タイプE' パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)				
タイプF 無職×無職				
全体				

【参考】第一期手引きの図表 25「量の見込みの算出プロセス (3号認定: 認定こども園及び保育所+地域型保育)」の修正イメージ (P38)

■ 1歳家庭のみ

<家庭類型別児童数の算出>

	a推計児童数 (人)		b潜在家族累計 (割合)		c家族累計別児童数
タイプA ひとり親		×		×	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		×	
タイプC フルタイムパートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		×	
タイプD パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		×	

<ニーズ量の算出>

	c 家族累計別児童数		d:利用意向率 (割合)		e:ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親		×		×	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		×	
タイプC フルタイムパートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		×	
タイプD パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		×	

■ 2歳家庭のみ

<家庭類型別児童数の算出>

	a推計児童数 (人)		b潜在家族累計 (割合)		c 家族累計別児童数
タイプA ひとり親		×		×	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		×	
タイプC フルタイムパートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		×	
タイプD パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		×	

<ニーズ量の算出>

	c 家族累計別児童数		d:利用意向率 (割合)		e:ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親		×		×	
タイプB フルタイム×フルタイム		×		×	
タイプC フルタイムパートタイム (月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		×	
タイプD パート×パート (双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		×		×	

## 2. 教育・保育の量の見込みの算出方法 (P30~38)

### (全般的事項)

#### (ア) 算出方法について

第一期手引きにおいては、1～3号認定それぞれの量の見込みの算出方法を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば妊娠時や出産時における面談において利用意向を確認するなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

#### (イ) トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

保育ニーズ(2・3号)については、第一期及び第二期の市町村支援事業計画においては「子育て安心プラン」等を踏まえて提供体制を整備することとしていたが、第三期の市町村支援事業計画の策定においても、地域の実情等を踏まえて、保育の受け皿整備の進捗による潜在的ニーズの顕在化や女性の就業率の上昇傾向等に留意されたい。

また、保育ニーズ（２・３号）のみならず、教育ニーズ（１号）についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、提供体制に不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園（１号）の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の満３歳への引下げ等により確実に提供体制を整備すること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第二期の市町村支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等（基本指針第三の一三（二）に規定する保護者に対する調査等をいう。以下同じ。）と第三期の市町村支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

#### **（ウ）都市開発部局との十分な情報共有**

大規模マンション等の開発は、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、必要に応じて補正を行うこと。なお、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。

#### **（個別事項）**

##### **（ア）幼稚園・預かり保育について（P33）**

幼稚園の利用を希望する者の中にも共働き家庭など保育を必要とする者が一定数存在すること、幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿の確保方策として位置付けることを可能とした（基本指針第三の二の二（二）（１）及び第三の四の二（二）（１）参照）こと等を踏まえ、次の（１）～（３）を踏まえた上で市町村支援事業計画を作成すること。

なお、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園については、市町村において市町村支援事業計画を作成する際に必要な情報を有していないことも考えられることから、所轄庁である都道府県から管内の市町村に各園の定員数や預かり保育の実施状況等について情報提供を行うなど、都道府県・市町村間で必要な連携を図ること。

##### **（１）共働き等家庭のこどもの幼稚園・預かり保育の利用希望の取扱いについて（P62～64にも関連）**

共働き等家庭（家庭類型のタイプA、B、C及びE）のうち保育所・認定こども園ではなく幼稚園の利用を希望する者については、基本的に、通常の教育標準時間認定子ども（専業主婦家庭等（家庭類型のタイプC、D、E'及びF）を想定）とは区分し、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」として、適切に量の見込みを算出（２号認定として算出）した上で、幼稚園の認定こども園への移行又は幼稚園における長時間・通年の預かり保育により適切に提供体制の確保方策を講ずること。

なお、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の量の見込みを算出する際に使用する利用意向率については、これまで保護者等の利用希望（第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」（平成25年8月6日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）別紙4をいう。以下同じ。）問16）ではなく利用実績（「調査票のイメージ」問15）の値を用いた算出方法を示してきた（第一期手引きP33参照）ところだが、今回の調査において以下に記載の追加問を追加するなどにより、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の利用希望について、より正確に算出することが可能となった市町村については、利用意向率の算出の際に利用希望の数値を使用することも可能であり、市町村の実態に応じて適切な方法を選択すること<sup>1</sup>。

**【参考】「調査票のイメージ」への追加問**

問16-2 問16で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）」または「2. 幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつ3～12にも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。当てはまる番号に○をつけてください。

1. はい      2. いいえ

また、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」に係る確保方策については、原則として、幼稚園の認定こども園への移行により確保する場合は2号認定に計上し、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により確保する場合は1号認定に計上し、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られるよう留意すること。

なお、現行の基本指針においては、「子育て安心プラン」を踏まえ、長時間・通年の預かり保育により保育を必要とする子どものニーズに適切に対応可能であると認められる場合には、「幼稚園及び預かり保育」を2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることを可能としている（基本指針第三の二の2（二）（1）及び第三の四の2（二）（1））が、これは保育所等の利用を希望したものの保育所に入所できない者を主な対象としており、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」とは想定される対象者が異なることから、両者を区分して確保方策の計画をたてることが望ましい。ただし、既に「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」を対象とした「幼稚園及び預かり保育」を2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容として設定している場合には、計画作成事務の省力化の

<sup>1</sup> 問16（利用希望）を使用する場合の算出方法としては、例えば、量を見込む際の算出に必要となる利用意向率を、①【問16において幼稚園又は預かり保育のみを選択した者】及び②【問16-2において幼稚園の利用を強く希望するに「1. はい」と回答した者】を合計した人数の回答者数に占める割合とすることが考えられる。その上で、問15（現在の利用状況）を用いて算出した利用意向率に基づき算出された量の見込みと比較し、大きな乖離がある場合には、地方版子ども・子育て会議等の議論も踏まえて判断の上、より市町村の実態に応じた量の見込みを算出することが考えられる。

観点から、2号認定に係る確保内容（「幼稚園及び預かり保育」）にまとめて計上することも差し支えないこと。

共働き等家庭のこどものうち「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」の量の見込みに応じた提供体制の確保を行うことが困難な場合には、地域の実情に応じて、

- ① 事業者に対して認定こども園への移行に当たって求められる施設・設備や保育内容等について助言を行うとともに、施設整備費補助や公定価格の算定方法に関する情報提供、認定こども園の認可・認定要件の再検討等、認定こども園への移行を希望する幼稚園が円滑に移行できる環境整備が図られるよう検討を行う<sup>2</sup>こと。
- ② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）や私学助成の預かり保育推進事業の長時間・通年の預かり保育の実施に係る補助単価の国基準への引き上げ、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施及び要件の柔軟化などを通じて、事業者等が長時間・通年の預かり保育を実施できる環境整備を図るなど、適切な提供体制の確保に努めること。また、公立施設における一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施についても、教育委員会などの関係部局間での連携を図りつつ、積極的な活用を検討すること。

## （２）「子育て安心プラン」に基づいた預かり保育の充実等の取扱いについて（P62～64にも関連）

現行の基本指針第三の二の２（二）（１）、第三の四の２（二）（１）において、幼稚園における３～５歳児に対する預かり保育の充実や各種事業を活用した０～２歳児の受入れは、待機児童解消に資する重要な取組であり、以下のとおり、保育の受け皿の確保方策（２号・３号）として位置付けることが可能とされている。したがって、特に保育を必要とする０～２歳児の量の見込みに対して提供体制の不足が見込まれる場合などにおいては、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な活用を検討すること。

- ① 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、２号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能であること。
- ② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）や幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による０～２歳児の受入れを行う場合には、３号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能であること。

---

<sup>2</sup> 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施及び要件の柔軟化や認定こども園の認可・認定要件の再検討については、『子育て安心プラン』に基づく幼稚園における２歳児等の受入れ推進について（既存制度・事業の運用の柔軟化）」（平成 29 年 6 月 28 日付け事務連絡）も参照されたい。

【(1)・(2)を踏まえた記載例①】

幼児期の学校教育の利用希望が強い者は100名分であり、2025年度においては「幼稚園の認定こども園への移行」により50名分を確保し、「幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）」により50名分を確保する場合

		2025年度			2026	
		1号	2号			3号
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外		
量の見込み		500人	600		...	
			100	500		
			550			
確保 方 策	特定教 育・保育 施設	300 (※1を除く)	550		250	
	確認を受 けない幼 稚園	200 (※1を除く)	-		-	
	上記以外	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年) 50※1	-		-	
		-	-		一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ) 20	
		-	-		長時間預かり保育 運営費支援事業 30	
	...	...		...		

【(1)・(2)を踏まえた記載例②】

幼児期の学校教育の利用希望が強い者は100名分であり、施設整備等の関係から2025年度においては幼稚園の認定こども園への移行が見込めないことから、ニーズの全てを、「幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）」で確保し、また、保育所等の利用を希望した者のうち、50名分を「幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）」で確保することとする場合

		2025年度			2026	
		1号	2号			3号
			幼児期の 学校教育 の利用希望 が強い	左記以外		
量の見込み		500人	600		...	
			100	500	300	
確保 方策	特定教育・保育施設 （※1を除く）	300	450		250	
	確認を受けない幼稚園 （※1を除く）	200	-		-	
	上記以外	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年） 100※1	幼稚園及び預かり保育（長時間・通年） 50※1		-	
		-	-		一時預かり事業 （幼稚園型Ⅱ） 20	
		-	-		長時間預かり保育 運営費支援事業 30	
...		...		...		

(3) 地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業（幼稚園型）の取扱い（P65～67にも関連）

第一期手引きにおいて、一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））とあるのは、一時預かり事業（幼稚園型）とすること。また、一時預かり事業（在園児対象型を除く）とあるのは、一時預かり事業（幼稚園型を除く）とすること。なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり読み替えること。

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
5,	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	幼稚園型
5	その他	幼稚園型以外
48, 51, 52, 65	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	一時預かり事業（幼稚園型）
65	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	一時預かり事業（幼稚園型を除く）

これまで預かり保育の利用希望については、(1)・(2)とは別途、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業において、量の見込み及び確保方策を設定することを求めてきたところである。一時預かり事業については、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」に該当しない保育の必要性のない者の利用も多く見込まれることから、引き続き、従来の「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込み・確保方策（人日単位）についても適切に計上する必要があること。

また、(2)②のとおり、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）については、保育を必要とする0～2歳児を定期的に入受れる事業であり、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能としていることに鑑み、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）における量の見込み・確保方策には含める必要はないこと。

なお、一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）については、第一期手引きと同様に、定期利用・不定期利用の全体について、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業）における量の見込み及び確保方策に含めること。また、私学助成（預かり保育推進事業）による預かり保育や長時間預かり保育運営費支援事業による3～5歳児の入受等確保方策として含めることも引き続き可能であること。

その際、例えば子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、都道府県からの私学助成（預かり保育推進事業）を受けられず、市町村も当該園の区域においては一時預かり事業を委託していないことにより、預かり保育の利用があるにも関わらず確保方策が講じられないといったケースも聞かれることから、都道府県と市町村が連携して適切な確保方策が講じられるようにすること<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 施設型給付を受ける私立幼稚園等における預かり保育に係る支援の取扱いについて（令和4年1月24日付け文部科学省事務連絡）

		2025 年度	2026
量の見込み	① 1号 (②以外) による利用	500 人日	…
	② 2号 (学校教育の利用希望が強い者) による利用	200 人日	…
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型 I)	350 人日	…
	上記以外 (私学助成 (預かり保育推進事業) による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による 3～5 歳児の受入れ等)	350 人日	…

### (イ) 0 歳児及び 1 歳児保育の量の見込み (P38)

0 歳児及び 1 歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。

- ・現在の育児休業の取得状況
- ・「1 歳 (または 2 歳) から必ず利用できる事業があれば、1 歳 (または 2 歳) になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動
- ・1 年超の育児休業取得の希望
- ・年度当初から年度末にかけて、段階的に利用者数が増加すること

このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。

なお、0 歳児保育の量の見込みを算出するに当たっては、「0 歳児保育の「量の見込み」等について」(平成 26 年 7 月 10 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡) 及びその別添 (以下本項において単に「別添」という。) において算出方法の例をお示ししてきたところである。今後、別添に従い 0 歳児保育の量の見込みを算出するに当たっては、P6 及び P7 の「(全国平均値の場合の計算方法)」は、以下のとおり順次読み替えること。

P6……「手引きに基づく算出結果 × 7/12」が保育を利用

「手引きに基づく算出結果 × {100% - 57.7% × (100% - 35.8%) }」

が保育を利用

※「手引きに基づく算出結果 × {100% - ② × (100% - ③)}

P7……「(1) による算出結果 - 手引に基づく算出結果 × 57.7% × 35.8% × 66.4% × 29.8%」が保育を利用

※「(1) による算出結果 - 手引きに基づく算出結果 × ② × ③ × ④ × ⑤」

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法（P39～61）

#### （全般的事項）

#### （ア）トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。

なお、トレンドや政策動向、地域の実情等を考慮し、量の見込みに補正が必要であると見込まれる場合には、例えば、第二期の市町村支援事業計画作成に当たって実施した利用希望把握調査等と第三期の市町村支援事業計画作成に当たって実施する利用希望把握調査等の結果を比較する方法や、これまでの事業利用の実績値の推移の傾向を把握する方法などが考えられる。

#### （イ）都市開発部局との十分な情報共有

大規模マンション等の開発は、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、必要に応じて補正を行うこと。

※「(個別事項) (イ) 放課後児童健全育成事業の量の見込み」も参照されたい。

#### （個別事項）

#### （ア）時間外保育事業の量の見込み（P39）

第一期手引きにおいては、時間外保育事業の量の見込みの算出方法を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば保育所等の入所申込時に今後の利用可能性について聴き取るなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

なお、(3) 利用意向率の算出に当たっては、現に保育所等を利用していないが、今後保育所等の利用と共に時間外保育も利用したい者のニーズも考慮し、第一期手引き(P39)による方法ではなく、以下の方法に沿って算出することが考えられる。

(問 16 で今後の保育ニーズ有と回答した者の割合) × (問 15 で現在教育・保育事業を利用していると回答した者のうち、問 15-2 で 18 時以降の利用を希望する割合)

#### （イ）放課後児童健全育成事業の量の見込み<sup>4</sup>（P40）

#### （1）放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について

第一期手引きにおいては、放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法を記載

---

<sup>4</sup> 本項では、平成 30 年 12 月 27 日付け事務連絡『新・放課後子ども総合プラン』に基づく放課後児童健全育成事業に係る『量の見込み』の算出等の考え方について」と同様の内容について記載している。

しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば過去の教育・保育施設の利用状況と放課後児童クラブの利用実績や待機児童数から推計するなど、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することが可能である。

放課後児童クラブの受け皿整備については、「新・放課後子ども総合プラン」において、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、令和5（2023）年度までに152万人分の受け皿が整備できるよう、取組を進めてきたが、同年度末までには受け皿整備の目標達成が困難な状況であったため、文部科学省と連携して「放課後児童対策パッケージ」（令和5（2023）年12月）を策定し、令和6（2024）年度までの取組を集中的に行っているところである。その結果、令和6（2024）年5月の速報値において、登録児童数は151.5万人となり、目標達成に近づいている。その一方で、待機児童は依然として1.8万人程度（速報値）存在している。引き続き、待機児童の解消、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充が急務であることから、必要とされる放課後児童クラブの受け皿確保と共に、待機児童を解消できるよう取り組むに当たり、量の見込みを検討・算出する際には、次の点を参考とされたい。

(i) 待機児童の解消及び待機児童の発生予防について

放課後児童クラブについては、依然として待機児童が発生しており、待機児童の解消は急務である。待機児童が発生している市町村においては、第二期の市町村支援事業計画で算出した量の見込みと実際の利用希望者数にかい離があった場合にはその原因分析を行い（大規模マンション等の開発が行われたことから利用希望者数が大きく変動した、放課後児童クラブの整備が進んだことで更なる需要の喚起があった、潜在的な家庭類型で算出した以上に就業を開始した家庭が多く利用希望者数が増加した、小学校の35人学級の実施や特別支援学級の増加等により教室等が使用できなくなるなどの理由により閉鎖したり支援単位を減らしたりした放課後児童クラブがあったなど）、第三期においてはその分析結果を踏まえ、待機児童を解消させるために必要となる量の見込みを検討し、早期に待機児童の解消を目指すこと。また、第三期の市町村支援事業計画作成時には想定していなかった利用希望者数の大きな変動があった場合など、計画を作成した後において、各年度における実施状況を把握し、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行い、新たな待機児童の発生予防に努めること。

(ii) 学年ごとの量の見込みの算出

① 女性就業率が全国的に上昇する中、女性就業率と学年ごとの放課後児童クラブ利

- 用率の相関関係を考慮しながら、可能な限り学年ごとの量の見込みを算出すること。
- ② 市町村によっては、放課後児童クラブの整備を行うに当たり、受入れ人数の問題から、児童福祉法に定められた小学校6年生までの受入れを行わず、途中の学年までの受入れとしている例もあるものと考えられる。こうした場合であっても、量の見込みを算出するに当たっては、潜在的ニーズを含めた利用ニーズを算出する観点から小学校6年生までの量の見込みを算出すること。なお、この場合、放課後児童クラブ利用率に基づく補正を行うと、潜在的ニーズを含めた利用ニーズが低く見込まれることが予想されるため、適切な利用ニーズの算出に留意すること。

### (iii) 量の見込みの算出方法

量の見込みを算出するに当たっては、次の①の方法が考えられるが、就学児に対する調査を含め、放課後児童クラブに関する利用希望把握調査等を行っている場合は、②の方法により、その結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えない。

なお、それぞれの方法に基づき算出した量の見込みに大きな違いが生じた場合には、待機児童の解消を行う観点から適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等も踏まえて判断の上、量の見込みの数字とするよう留意されたい。

#### ① 推計に基づく量の見込みの算出方法

ア 各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込まれる者及び幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者（2号認定による幼稚園における預かり保育の定期利用を除く。）が潜在的な利用者となると考えられるため、これらの者に係る量の見込みも勘案し、適切に見込むこと。ただし、その他の者であっても、小学校入学を契機に保護者が就業や求職活動を始めることから放課後児童クラブの利用を希望することも想定される。そのようなケースが多いなど、地域の実態や過去の教育・保育施設の利用状況と放課後児童クラブの利用実績や待機児童数の比較等を踏まえ、2号認定を受けると見込まれる者及び幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者（2号認定による幼稚園における預かり保育の定期利用を除く。）以外にも放課後児童クラブの潜在的ニーズが見込まれる場合には、それらを勘案して量の見込みを算出すること。

また、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や小学校1年生から逡減する割合等の実績を見ながら、量の見込みを算出すること。

イ 保育所等を利用する保護者の中には、終業後に帰宅する時刻が小学校の授業の終了時刻よりも早い例があるなど、その一定数は放課後児童クラブを利用しないと考えられることから、保護者の就業状況の傾向も勘案しながら、例えば、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込みの者及び幼稚園におけ

る預かり保育（定期利用）の利用が見込まれる者の8割程度と見込むなど、一定割合を減じたものを小学校1年生の量の見込みとして設定することも考えられること。

## ② 利用希望把握調査等の結果に基づく量の見込みの算出方法

前述のとおり、放課後児童クラブに関する利用希望把握調査等の結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えないが、この場合においても、以下の点に留意すること。

ア 放課後児童クラブの利用者には、保育所等を利用する家庭以外にも、父親若しくは母親又は両親が短時間勤務となる家庭も含まれ得るが、第一期手引きにおいては、こうした家庭の類型である家庭類型のタイプC及びタイプEが含まれていない。そのため、量を正確に見込む観点から、対象となる潜在家庭類型に、これらの家庭類型を追加することが考えられること。

イ 第一期手引きにおいては、利用意向率の算出に当たって、学年を細かく区別せず、低学年か高学年かに分けて利用希望把握調査等を行っているため、学年の進行に伴い利用率が逡減していく放課後児童クラブの特性を踏まえ、必要に応じて学年進行に応じた利用意向率の補正を行い、学年ごとの量の見込みを算出することも考えられること。

## (2) 放課後児童クラブを取り巻く状況を踏まえた確保方策について (P65~67にも関連)

前述のとおり、放課後児童クラブについては、依然として待機児童が発生しており、待機児童が発生している市町村においても地域偏在がある。そうしたことから、地域を区切って量の見込み及び確保方策を設定することも有効である。また、定員に余裕のある事業所に関する情報提供や利用調整、送迎を行うことにより、他の放課後児童クラブや児童館等の利用促進も併せて実施することを検討すること。さらに、放課後児童クラブの多くは学校教室等を用いて実施しているが、小学校の35人学級の実施や特別支援学級の増加等により、これまで使用していた教室等が急きょ使用できなくなってしまうケースもある一方で、学校は児童が校外に移動せずに放課後を安全に過ごせる場所であるため、学校教育に支障が生じない限り、放課後児童クラブの実施に当たっては、余裕教室や放課後等（長期休業中を含む）に一時的に使われていない特別教室、体育館等の徹底的な活用を行っていくことが重要であることから、確保方策を定めるに当たっては、教育委員会・学校等の関係部局とも連携の上、慎重に検討を行い、必要量の確保に努めること。

## (3) 市町村支援事業計画への記載イメージ (P65~67にも関連)

(1)(2)を踏まえて算出した量の見込み及び確保方策の記載イメージは、下表のとおりとなる。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	600	…	…	…	…
1年生	150	…	…	…	…
2年生	150	…	…	…	…
3年生	150	…	…	…	…
4年生	60	…	…	…	…
5年生	50	…	…	…	…
6年生	40	…	…	…	…
確保方策	600	…	…	…	…

### (ウ) 子育て短期支援事業の量の見込み (P43)

第一期手引きにおいては、子育て短期支援事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば相談支援員等が相談を含め対応している児童や世帯の中で、本事業の利用が望ましい児童・世帯数（児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安のある世帯の数）も踏まえ、過去の子育て短期支援事業の申請受付実績（定員超過等により利用できなかった数も含む）から推計するなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながることをのこさないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、市町村における支援の供給量は、令和2（2020）年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約8万人日／年、要支援・要保護児童1人当たりで見ると約0.36日／年と圧倒的に整備が遅れており、児童虐待による死亡事例の検証結果（第18次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（47例）のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が0例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえるとの指摘があることを踏まえ、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズを勘案した量の見込み及び確保方策を設定すること。

なお、第一期手引きに沿って量の見込みを算出する場合、これまで保護者等の利用状況の実績を調査していたが、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の利用を希望する数を適切に把握する必要があることから、第一期の市町村支援事業計画作成時に示

した「調査票のイメージ」問 25 を以下の質問に修正の上、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではなく、また、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）による児童福祉法の改正（以下「令和 4 年児童福祉法改正」という。）により、親子入所等支援や入所希望児童支援による事業が拡充されたことを踏まえ、利用希望把握調査等の結果に加え、レスパイト・ケアと併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が想定される数として量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

【参考】「調査票のイメージ」の変更問

問 25 宛名のお子さんについて、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族（兄弟姉妹含む）の育児疲れや育児不安、病気など）により、泊りがけで年間何日くらい家族以外に預ける必要があると思いますか。

短期入所生活援助事業（ショートステイ）（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）の利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な泊数をご記入ください（利用したい泊数の合計と、目的別の内訳の泊数を□内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。）。

なお事業の利用に当たっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計 □□泊
ア. 冠婚葬祭	□□泊
イ. 保護者や家族の育児疲れ・不安	□□泊
ウ. 保護者や家族の病気	□□泊
エ. その他（            ）	□□泊
2. 利用する必要はない ⇒ 問 26 へ	

問 25-1 削除

（エ）地域子育て支援拠点事業の量の見込み（P46）

第一期手引きにおいては、地域子育て支援拠点事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば現在の実施箇所数及び推計児童数を前提として、過去の利用実績より配置されている職員数や実施場所のスペース等を踏まえて拡充の必要がないか、市町村内の地

理的条件や交通事情等を踏まえて子育て世帯のアクセスのよい身近な場所で実施することで潜在的なニーズの掘り起こしができないか、休日開所や開所日数・時間の増加等の利用ニーズがないか、といったことを、事業実施者にヒアリングしたり、事業を利用している方の声を参考にしたりするなどして、量の見込みの設定を箇所数単位で行うなど、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズを踏まえて設定できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。また、第一期及び第二期で把握した地域子育て支援拠点事業の利用意向と実際の利用実績の乖離や市町村における子育て世帯の就業状況の変化などを踏まえて、第一期手引きに記載している方法で算出した後に補正を加えることも可能である。

さらに、地域子育て支援拠点事業の量の見込み及び確保方策については、人日単位での利用者数や事業の実施箇所数による設定に加えて、休日開所する地域子育て支援拠点事業など、特定の機能を持つ事業の実施箇所数を併せて指標として設定するなど、地域の実情に応じた指標・単位で設定することも可能である。

#### **(オ) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）の量の見込み（P48、52）**

第一期手引きにおいては、各事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、

- ①一時預かり事業においては、例えば、妊娠期や産後に行う面談等によって利用希望を把握することが可能な場合や、
- ②子育て短期支援事業（トワイライトステイ）においては、例えば、過去の子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の申請受付実績（定員超過等により利用できなかった数も含む）から推計する場合、
- ③子育て援助活動支援事業においては、例えば、現在の提供会員・依頼会員・両方会員数及び推計児童数を前提として、過去の実績（市町村内のファミリー・サポート・センターにヒアリングをするなどして、援助の申し入れがあったが、対応可能な提供会員がいなかったことから断った事例数なども含む。）を勘案した上で、必要な提供会員数や延べ援助者数、延べ利用人数の推計を行う場合など、

事業の対象となる家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。また、第一期及び第二期で把握した利用意向と実際の利用実績の乖離や市町村における子育て世帯の就業状況の変化などを踏まえて、第一期手引きに記載している方法で算出した後に補正を加えることも可能である。

### (カ) 病児保育事業の量の見込み (P55)

第一期手引きにおいては、病児保育事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば病児保育施設の整備量の拡大に応じ、過去の実施状況や利用実績に照らし算出できる場合など、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。

### (キ) 利用者支援事業の量の見込み (P61)

利用者支援事業の量の見込みについては、第一期手引きにおいて、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出することとした上で、第二期手引きにおいて、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意することとしたところであり、第三期においても、子育て世代包括支援センターについてはこども家庭センターと読み替えた上で、これらの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

この点、令和4年児童福祉法改正で市町村が設置に努めることとされたこども家庭センターについては、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされている。このため、こども家庭センターについては、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うための職員体制を十分に整備した上で、地理的条件、従来の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置状況等を踏まえ、母子保健機能と児童福祉機能を1か所に集約して整備するか、分散して整備するか、地域の実情を踏まえた施設形態をとることも可能であることに留意しつつ、令和8（2026）年度までに整備が図られるよう、地域の実情に応じてその量の見込み及び確保方策を設定すること。

また、令和4年児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、地域子育て相談機関は中学校区に1か所を目安に設定することを原則としている。地域子育て相談機関への財政的支援の方法として、利用者支援事業の基本型を細分化して新たな類型を創設した上でこれを活用し、支援することとしていることから、利用者支援事業の基本型の量の見込み及び確保方策を設定する場合には、段階的に地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安に整備する際に同事業が活用されることを踏まえ、適正な補正を行うこと。また、地域子育て相談機関は必ずしも利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも、地域子育て相談機関として相談対応を行うことも可能であることから、利用者支援事業の基本型を活用したもの・していないもの両者を合算した、地域子育て相談機関

全体の量の見込み及び確保方策も設定し、利用者支援事業の基本型の量の見込みとは別に記載すること。中学校区に1か所の整備の達成時期については、整備が市町村の法律上の努力義務となっていることを踏まえ、第三期の事業計画の期間内のできるだけ早い段階で達成できるよう、計画の策定をお願いしたい。

### ＜ 3 ＞ 提供体制の確保の方策及びその実施時期

#### (ア) 企業主導型保育施設の地域枠の活用 (P62～64)

基本指針において、企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠を市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えないこととしている。

なお、企業主導型保育事業は平成 28（2016）年度の制度創設以降、「子育て安心プラン」等に基づき、定員 11 万人分の受け皿整備に向けて取り組んできたところであるが、受け皿整備が概ね達成されたこと、また、待機児童数が全国的に減少していることを踏まえ、令和 4（2022）年度以降、事業者の新規募集及び定員増員は実施していない。

		2025 年度					2026	2027	2028	2029
		1 号	2 号	3 号						
				0 歳	1 歳	2 歳				
量の見込み		500	500	150	150	150	…	…	…	…
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	500	480	140	145	145	…	…	…	…
	企業主導型 保育施設の 地域枠	—	20	10	5	5	…	…	…	…

#### (イ) 利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期 (P66)

利用者支援事業については、次のように基本型、特定型、こども家庭センター型のそれぞれを分けて計画に記載すること。その上で、基本型とは別に地域子育て相談機関の数を記載することが望ましい。

また、利用者支援事業の市町村支援事業計画への記載について、事業の実施箇所数の設定に加えて、オンライン相談対応が可能な利用者支援事業の箇所数など、特定の機能を持つ事業の箇所数を指標として設定するなど、地域の実情に応じた指標・単位で量の見込み及び確保方策を設定することも可能である。

		2025 年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	基本型	20 か所	…	…	…	…
確保方策	基本型	20 か所	…	…	…	…

		2025 年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	地域子育て相談機関	20 か所	…	…	…	…
確保方策	地域子育て相談機関	20 か所	…	…	…	…

(※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む)

		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	特定型	5か所	…	…	…	…
確保方策	特定型	5か所	…	…	…	…

		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	こども家庭センター型	5か所	…	…	…	…
確保方策	こども家庭センター型	5か所	…	…	…	…

**(ウ) 養育支援訪問事業の確保の方策及びその実施時期量の見込み (P67)**

養育支援訪問事業については、これまでの育児・家事援助が、令和4年児童福祉法改正により新設される子育て世帯訪問支援事業に移行することに留意し、量の見込み及び確保方策を設定すること。

## ＜４＞ その他

### (ア) 「調査票のイメージ」における設問の修正

「調査票のイメージ」問 15-1 の選択肢について、次のように修正すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではない。

なお、これに伴い、第一期手引きにおいて一部変更となる箇所があるため、次の表のとおり読み替えること。

問 15-1 の選択肢（設問省略）	
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね 6 ～19 人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12. その他 ( )

第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後
12, 19, 21, 24, 26	選択肢 3 から <u>9</u>	選択肢 3 から <u>10</u>
38	「3 認可保育所」から「 <u>9</u> 居宅訪問型保育」	「3 認可保育所」から「 <u>10</u> 居宅訪問型保育」

### (イ) 計画の公表等について

#### (1) パブリックコメント等の実施

子ども・子育て支援法第 61 条第 8 項の規定により、市町村は、市町村支援事業計画を

定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされているため、当該計画作成に当たってはパブリックコメント等の実施に努めること。

## (2) 計画の公表

基本指針第三の六4の規定に基づき、市町村は、市町村支援事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。

また、同規定に基づき、都道府県は、都道府県支援事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出するほか、これを公表すること。

なお、公表方法については、より多くの住民等が閲覧しやすい環境づくりという観点から、公共施設等における閲覧等に限定することなく、可能な限りインターネットを利用した公表についても実施するよう努めること。

## (ウ) 認定こども園への移行に係る需給調整の特例 (P68)

基本指針第三の四2(二)(2)ウに定める「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整」については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第3条第8号及び第17条第6号に規定があるが、当該規定の内容、趣旨及び取扱いは以下のとおりであるので、その実施に当たっては留意されたい。

### (1) 特例措置の内容及び趣旨

本特例措置の内容は、幼稚園が幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園に移行する場合又は保育所が幼保連携型認定こども園若しくは保育所型認定こども園に移行する場合のいずれの場合においても、都道府県は、地域における教育・保育施設の定員総数が、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定した「量の見込み」に都道府県支援事業支援計画で定める数を加えた数に達するまでは、認可・認定しななければならないこととするものである。

その趣旨は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることや、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものである。

### (2) 都道府県支援事業支援計画等における取扱い

都道府県支援事業支援計画で定める数については、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園の利用の希望に十

分配慮し、幼稚園、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行った上で設定することとしている。

したがって、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行に当たっては、当該数と事業者の意向を十分に踏まえた対応がなされることが必要である。

なお、指定都市、中核市においては、市町村支援事業計画において当該数を定める必要があることに留意すること。

基本指針第三の四 2 (二) (2) 都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

(ア) 都道府県知事は、アにかかわらず、幼稚園から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園（以下(ア)において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）の利用定員の総数（法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（当該年度に係る同項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

(イ) 都道府県知事は、アにかかわらず、保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下(イ)において「幼保連携型認定こども園等」という。）への移行の認可又は認定の申請があった場合において、当該幼保連携型認定こども園等が所在する都道府県設定区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該都道府県設定区域における特定教育・保育施設の必要利用定員総数（当該年度に係る同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る幼保連携型認定こども園等の設置によってこれを超えることになると認めるときを除き、当該幼保連携型認定こども園等の認可又は認定をするものとする。なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定すること。この場合には、地方版子ども・子育て会議において当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を調査審議するなど、その設定の透明化を図ること。

## ＜5＞ 児童福祉法改正による新事業の量の見込み

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下＜5＞において「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行されている。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。

新規三事業の「量の見込み」については、①～③の全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合には、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。

なお、本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。

あわせて、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業については、特に支援が必要な者に対しては市町村が利用勧奨や利用措置（児童福祉法第21条の18）を実施することとされており、家庭支援事業の量の見込みの推計において必要に応じて勘案すること。

### （1）量の見込みの算出方法

#### ① 子育て世帯訪問支援事業

$$\text{【量の見込み（人日）】} = \text{【A推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C対象世帯数（世帯）】}}{\text{【B全児童数（人）】}} \times \text{【D平均利用日数（日）】}$$

A 推計児童数……各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

B 全児童数……対象世帯数算出時点の0～17歳の児童人口

C 対象世帯数……相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象世帯数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい世帯には、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

※ヤングケアラーに関する実態調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うことも考えられる。

D 平均利用日数…1人当たりの利用が必要と思われる日数

## ② 児童育成支援拠点事業

$$\text{【量の見込み（人）】} = \text{【A推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C対象児童数（人）】}}{\text{【B6歳以上の児童数（人）】}}$$

A 推計児童数………各年の年齢各歳別（6～17歳）のデータ

B 6歳以上の児童数…対象児童数算出時点の6～17歳の児童人口

C 対象児童数………相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計。なお、対象児童数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい児童には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の数が考えられる。

※適切に教育委員会・学校等の関係部局とも連携し、本事業による支援が必要な対象者を見込む必要がある。例えば、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に、本事業の利用が望ましい児童の数を確認する等、教育と福祉で連携し、自治体が保有するデータを有機的に連携させながら、把握することが望ましい。

※不登校等、学校において課題を抱えた児童や発達特性のある児童も事業を利用するものではあるが、量の見込みに当たっては、あくまで本事業の対象は家庭の養育環境に課題のある児童であることを前提に算出すること。

## ③ 親子関係形成支援事業

$$\text{【量の見込み（人）】} = \text{【A推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C対象世帯数（世帯）】}}{\text{【B全児童数（人）】}}$$

- A 推計児童数…各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ
- B 全児童数……対象世帯数算出時点の0～17歳の児童人口
- C 対象世帯数…相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい世帯には、保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

## （2）提供体制の確保の方策及びその実施時期

### ①子育て世帯訪問支援事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（延べ人数）	1,000人日	…	…	…	…
確保方策（延べ人数）	1,000人日	…	…	…	…

### ②児童育成支援拠点事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（実人数）	20人	…	…	…	…
確保方策（実人数）	20人	…	…	…	…

### ③親子関係形成支援事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（実人数）	30人	…	…	…	…
確保方策（実人数）	30人	…	…	…	…

## ＜6＞ 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、③産後ケア事業（以下＜6＞において「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和7（2025）年4月から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、第三期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。

新規三事業の「量の見込み」については、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。

なお、法改正による制度創設から第三期市町村支援事業計画の始期（令和7年度）までの期間を踏まえ、新規三事業について、第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定することが困難である場合においては、中間年見直しに際し、又は、中間年を待たずして、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定することとしても差し支えない。ただし、この場合においても、令和7年度から市町村支援事業計画に量の見込み等を設定するまでの期間について、市町村支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めること。

子ども・子育て支援交付金の交付に当たっては、代替措置により新規三事業を実施する場合、市町村支援事業計画に基づき実施されているものとみなし、交付の対象とすること。

また、原則通り令和7年度から新規三事業について市町村支援事業計画に量の見込み等を設定した場合であっても、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。

### （1）量の見込みの算出方法

#### ① 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業であることから、各年度の妊娠届出数等を推測し、届出数等を勘案して本事業の量の見込みを設定すること。具体的には、妊婦等包括相談支援事業の量の見込みについては、事業の実施拠点数ではなく、妊娠届出数等から対象者数を算定したうえで、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込むこと。なお、1組当たりの面談回数を含めた本事業の具体的な実施方法や相談支援のあり方については、令和6年度中にガイドラインでお示しする予定であり、

市町村においては当該ガイドラインでお示しする内容を参照して事業を実施していただきたいが、今般の令和7年度から開始する第三期市町村支援事業計画の策定に当たっては、本事業は、令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、既に各市町村において実施していただいている事業を制度化したものであることから、面談回数については、現行の少なくとも3回（うち1回はアンケートを実施し、希望者に対して面談を実施も可）を基本としたうえで、必要性に応じて相談支援の更なる推進の観点から3回以上の面接回数を設定することも検討の上、量の見込みを設定することも可能である。

ただし、本事業は、お示しする方法によらずに、事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。

## ② 乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業の量の見込み（必要定員数）の算出方法については、以下に記載のとおりとする。

### （ア）「必要受入れ時間数」について

下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要受入れ時間数を算出することを基本とするが、市町村において、算出式に利用割合を乗じて算出することも可能とする。また、以下の算出式によらず、市町村独自に必要な受入れ時間数を算出することも可能とする。

＜基本的な算出式＞

対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）

（※1）対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定する。

（※2）月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定する。

### （イ）「必要定員数」について

下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要定員数を算出することを基本とするが、市町村独自に必要な定員数を算出することも可能とする。

＜基本的な算出式＞（小数点以下切り上げ）

必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とする。

### ③ 産後ケア事業

$$\text{【量の見込み（人日）】} = \frac{\text{【C利用見込み産婦数（人）】}}{\text{【B全産婦数（人）】}} \times \text{【A推計産婦数（人）】} \times \text{【D平均利用日数（日）】}$$

※産婦数については、妊娠届出数や出生数などをもとに推計すること。

- A 推計産婦数……… 5か年計画に記載した各年の産婦数のデータ
- B 全産婦数………利用見込み産婦数算出時点の産婦数
- C 利用見込み産婦数…利用希望把握調査等で把握した産後ケアの利用を希望している産婦数や、事業の利用実績データをもとに求めた産婦数。その際、産後ケア事業の対象となる流産・死産も考慮した数とすること。また、地域の実情に応じて、里帰りの場合も考慮した数とすることが望ましい。なお、産後ケア事業の利用率が上昇傾向にあることを考慮し、各年を別途で利用見込み産婦数を定めることも可能とする。
- D 平均利用日数… 1人当たりの利用が必要と思われる日数

## (2) 提供体制の確保の方策及びその実施時期

### ①妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業について、量の見込みに沿って確保方策を設定するにあっては、地域の実情に応じた面談の実施体制を構築するため、

- ・ こども家庭センターを設置している自治体では、
    - ①こども家庭センターで提供する事業量
    - ②NPO等民間団体が実施する地域子育て支援拠点などに委託して提供する事業量
  - ・ こども家庭センターを設置していない自治体では、
    - ①保健センター等のこども家庭センターの代替となる拠点で提供する事業量
    - ②NPO等民間団体が実施する地域子育て支援拠点などに委託して提供する事業量
- に区分して設定すること。

なお、母子保健法に基づく保健指導や新生児訪問指導等、乳児家庭全戸訪問等の他事業の実施機会に合わせて妊婦等包括相談支援を行っている場合も、当事業を実施していることには変わりはないため、妊婦等包括相談支援事業の量の見込み・確保方策としても改めてカウントすること。

		2025 年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	妊婦等 包括相 談支援 事業	妊娠届出数 500 1 組当たり面談回数 3 回 面談実施合計回数 1500 回	…	…	…	…
確保方策 (こども家 庭センター (未設置自 治体では、 その代替と なる拠 点))	妊婦等 包括相 談支援 事業	1000 回	…	…	…	…
確保方策 (上記以外 で業務委 託)		500 回				

### ②乳児等通園支援事業

		2025 年度	2026	2027	2028	2029
0 歳児	量の見込み (延べ人数)	10 人日	…	…	…	…
	確保方策 (延べ人数)	10 人日	…	…	…	…
1 歳児	量の見込み (延べ人数)	10 人日	…	…	…	…
	確保方策 (延べ人数)	10 人日	…	…	…	…
2 歳児	量の見込み (延べ人数)	10 人日	…	…	…	…
	確保方策 (延べ人数)	10 人日	…	…	…	…

### ③産後ケア事業

	2025 年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み (延べ人数)	100 人日	…	…	…	…
確保方策 (延べ人数)	100 人日	…	…	…	…

※ 産後ケア事業の実施施設については地域偏在があり、市町村単独では、委託先の確保に苦慮するケースがあるため、必要に応じて都道府県で広域調整を行い、需要に応じた提供体制の確保をすること。

※ 産後ケア事業の実施に当たっては、支援対象者にメンタルヘルスの対応を必要とする者（\*）などもいることから、精神科医療機関等との連携体制の構築をはかることが重要である。そのため、医療提供体制の確保を担う都道府県と連携を図ること。

\* メンタルヘルスの対応が必要な支援対象者の割合については、母子保健事業の実施状況調査で集計している「産後 1 か月までの褥婦のうち EPDS が 9 点以上の褥婦の割合」などを参考とすること。

## ＜7＞ 計画作成に当たっての留意点

### （ア）一体的策定が可能な他の計画

市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっては、地域福祉計画、教育振興基本計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画、障害者計画、児童福祉法に規定する市町村整備計画その他の法律の規定により市町村又は都道府県が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和が保たれたものとする（基本指針第三の一の6）。

このため、基本指針で例示されている計画については、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することが可能であるほか、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、障害児福祉計画、総合計画などと一体的に策定する自治体もあることから、これらの計画やその他自治体において策定する計画についても、子ども・子育て支援事業計画の期間や内容との同一性を踏まえつつ、各自治体の実情に応じて一体的に策定することは差し支えない。

### （イ）他の計画と一体的に策定する場合の計画期間について

（ア）に示したような関係計画と一体的に策定する場合で、それらの計画期間と市町村支援事業計画や都道府県支援事業支援計画の計画期間が異なる場合、以下のような工夫が可能である。（市町村を例に示すが、都道府県に関しても同様の工夫が可能である。）

#### ①令和8年度から策定する市町村こども計画と一体的に策定する場合

令和7年度から第三期市町村支援事業計画を開始しつつ、令和8年度からは市町村こども計画の一部として位置付け。令和12年度に市町村こども計画を改定して、以降5年を一期としてこども計画を策定する。

	R7	R8	R12	R17
こども計画	(未策定)	一体的に策定	一体的に策定	一体的に策定
子子計画	単独で策定			
	第三期計画に相当		第四期計画に相当	第五期計画に相当

※こども計画：市町村こども計画 子子計画：市町村支援事業計画

#### ②令和9年度から令和15年度までの7年間を一期とする市町村総合計画と一体的に策定する場合

令和7年度から第三期市町村支援事業計画を開始しつつ、令和10年度からは市町村総合計画の一部として位置付ける。令和12年度に、総合計画の見直しとして第三期市町村支援事業計画に相当する部分の改定をし、令和12年度から令和16年度までの5年間の量の見込み等を盛り込む。令和16年度の次期総合計画策定時には、前計画の市町

村支援事業計画相当部分の記載をそのまま引き継ぐ。

	R7	R9	R12	R16	R17
総合計画	第 N 期計画に相当	第 N + 1 期計画に相当		第 N + 2 期計画に相当	
	単独で策定	一体的に 策定	(子子計画部 分を見直し)	一体的に 策定	(子子計画部分 を見直し)
子子計画	単独で策定				
	第三期計画に相当		第四期計画に相当	第五期計画に相当	

※総合計画：市町村総合計画 子子計画：市町村支援事業計画

### (ウ) 都道府県子ども計画・市町村子ども計画との関係

子ども基本法により、都道府県は、国の子ども大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられており、都道府県子ども計画及び市町村子ども計画（以下「自治体子ども計画」という。）は、それぞれ都道府県支援事業支援計画又は市町村支援事業計画と一体のものとして作成できるとされていることから、自治体子ども計画の一部を構成するものとして、都道府県支援事業支援計画や市町村支援事業計画を位置づけること等も可能である。自治体子ども計画については「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」等を参照されたい。

### (エ) 子ども等の意見を反映するための措置

子ども基本法第 11 条の規定に基づき、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども又は子どもを養育する者その他の関係者（以下「子ども等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められている。都道府県支援事業支援計画及び市町村支援事業計画の作成に当たっては、「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～子ども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」等を参考に、地域の実情に合わせ、子ども等の意見反映のための措置を講ずる必要があることに留意されたい。

他方で、(イ) で示したように市町村支援事業計画を市町村子ども計画と一体的に策定する場合にあっては、例えば、

- ①市町村支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等の実施の際に、市町村支援事業計画と市町村子ども計画の双方について、子ども等の意見を聴取する内容の調査とするなど、市町村支援事業計画と市町村子ども計画に関して一体的に子ども等の意見を反映するための取組を行う方法や
- ②市町村支援事業計画作成作業（例えば、地方版子ども・子育て会議における議論の際等）の過程で、市町村支援事業計画と市町村子ども計画の双方について、子ども等の意見を聴くヒアリングの機会を設けるなど、市町村支援事業計画と市町村子ども計画に関して一体的に子ども等の意見反映を行うための取組を行う方法

も可能であるため、各市町村において、効率的な方法を検討されたい。

### **(オ) 複数の市町村による共同策定**

「複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について」（令和4年4月5日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡）において、市町村子ども・子育て支援事業計画は「運用上、複数の市町村による共同策定が可能な計画」に位置付けられているため、広域連携の取組内容の深化や、法定計画の策定に伴う負担の軽減といった観点から、複数の市町村による共同策定についても必要に応じて検討されたい。

## ＜ 8 ＞ 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の記載

### (ア) 外国につながる幼児への支援・配慮について

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれる中、市町村・都道府県においては、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援方針や方策を子ども・子育て支援事業計画に記載すること。なお、各市町村・都道府県における取組例を下記に示すため、地域の実情に応じて必要な取組を検討する際の参考とすること<sup>5</sup>。

#### 【外国につながる幼児への支援・配慮に係る取組の例】

- ・ 就学前施設に関して相談可能な一元的な行政窓口の設定、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載など、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図る
- ・ 各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等に対して支援する
- ・ 保育所が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）、外国人等の子どもを多く受け入れている保育所における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）等の活用

### (イ) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

基本指針（第二の一参照）に基づき、子ども・子育て支援事業計画においては質の高い教育・保育の推進方策について記載することとなっているが、幼児教育・保育の質の確保・向上の取組はますます重要となっていることから、市町村・都道府県においては、地方版子ども・子育て会議等の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた質の向上施策を検討した上で、可能な限り具体的に子ども・子育て支援事業計画に記載すること。なお、各市町村・都道府県における質の確保・向上に係る取組例を下記に示すため、記載事項の検討に当たって参考とすること。

#### 【質の確保・向上に係る取組の例】

---

<sup>5</sup> 検討を行う際には、文部科学省委託研究「幼児期における国際理解の基盤を培う教育の在り方に関する調査研究—外国籍等の幼児が在園する幼稚園の教育上の課題と成果から—」（公益社団法人全国幼児教育研究協会）も参照されたい。

### (1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、接続を意識したカリキュラムの作成、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等による小学校の授業参観、小学校教師による教育・保育施設の保育参観、園児と小学校児童との交流活動、パンフレット等による連携・接続の意識啓発などについて実施又は支援を行う。

※ 平成 29（2017）年に改訂された幼稚園教育要領等においても、小学校教育との円滑な接続の重要性に鑑み、内容の充実を図っていることを踏まえ、関係部署と連携のうえ地域の実情に応じて取組を検討することが望ましい。

※ 国においては、令和 4（2022）年度より「幼保小の架け橋プログラム」を推進している。具体的な内容については、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」を参照されたい。なお、架け橋期のカリキュラムの作成については子ども・子育て支援制度における公定価格上の加算（小学校接続加算）の対象となっている。<sup>6</sup>

### (2) 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、園内研修に係る支援（幼児教育アドバイザーの派遣、公開保育の促進など）、各職階・役割に応じた研修（園長、中堅、初任者向けなど）、公私・施設類型を超えた合同研修（幼稚園・保育所・認定こども園等合同研修など）、分野別研修（特別支援教育、保育実践、子育ての支援、食育・アレルギー対応など）などを実施する。

※ なお、各地域や幼児教育施設等の実情・課題に応じた研修内容等の再検討、既存の研修に係る情報の一元化・幅広い周知による研修機会の確保、各部局・関係団体・養成校との連携体制の構築も効果的だと考えられる。

### (3) 処遇改善を始めとする労働環境への配慮

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備・改善のため、教育・保育に係る経験豊かな者、学識経験者、社会保険労務士等の専門家を活用し、教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等を図る。

---

<sup>6</sup> 小学校接続加算の詳細な要件等については、以下を参照されたい（P19, 35, 54, 67）。

・令和 6 年 3 月 29 日通知こ成保 192・5 文科初第 2588 号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/4e5c03b9/20240329\\_policies\\_kokoseido\\_57.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/4e5c03b9/20240329_policies_kokoseido_57.pdf)

#### (4) 教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施

各法令等に基づき特定教育・保育施設等に実施する必要がある複数の指導監督等について、都道府県及び市町村との連携を図り、監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるようにする。

#### (5) 教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善

各教育・保育施設における自己評価、関係者評価、第三者評価の取組に資するよう、「幼稚園における学校評価ガイドライン」、「保育所における自己評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の周知、関連加算の取得、各地域における評価実践の優良事例の共有を図る。

#### (6) 幼稚園教諭一種免許状の取得促進

都道府県等において、各地域における養成校等と連携しつつ、一種免許状の取得に係る単位修得に資する認定講習等を開設し、現職の幼稚園教諭等の専門性の向上に向けた環境整備を図る。

#### (7) 幼児教育アドバイザーの育成・配置

公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上等の地域における幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、設置者や施設類型を問わず域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者（「幼児教育アドバイザー」という。）を育成・配置する<sup>7</sup>。

※ 各地域や教育・保育施設等における現状や課題に応じて、保育実践に関する専門性を有する者（例えば、園長経験者・学識経験者）のほか、教育・保育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられる。

---

<sup>7</sup> 幼児教育アドバイザーの育成・配置や幼児教育センターの設置の検討を行う際には、自治体における取組事例として、以下も参照されたい。

・文部科学省委託研究「「幼児教育の推進体制構築事業」の実施に係る調査分析事業」（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/\\_icsFiles/afieldfile/2017/05/08/1385242\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/_icsFiles/afieldfile/2017/05/08/1385242_1.pdf)

・文部科学省委託研究「幼児教育の推進体制構築事業」（平成28年度～平成30年度）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1385617.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1385617.htm)

・文部科学省「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」（補助事業・委託事業）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1405077\\_00011.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1405077_00011.htm)

#### (8) 幼児教育センターの設置

公私や施設類型を越えて、研修機会の増加や保育実践の質の向上等の地域における幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため都道府県や市町村等が広域に、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、区域内の市町村及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点（「幼児教育センター」という。）を設置する。

※ 幼児教育センターとしての機能を果たすためには、必ずしも独立した建物や場所が存在する必要はなく、例えば、関係部局間が連携して教育・保育の質向上に関する取組を企画・実施するなど、地域の現状を踏まえた多様な形態が考えられる。

## ＜9＞ 「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査について

第一期・第二期同様に、第三期市町村支援事業計画や第三期都道府県支援事業支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査を行う予定だが、調査に当たっては、それらの算出方法等は問わず、それらの数のみを調査する予定である。

なお、＜5＞及び＜6＞に記載した、第三期市町村支援事業計画から新たに記載が必要となる各事業に係る「量の見込み」及び「確保方策」等についても調査を行う予定である。

## 「第三次 上田市総合計画」策定に伴う分野別意見聴取等について

### 1 「第三次 上田市総合計画」について

「上田市総合計画」は、上田市自治基本条例に基づき「市のまちづくりを総合的かつ計画的に行うための最上位計画」として、又、「市民と行政が参加と協働によるまちづくりを進める指針」として位置付け策定しております。

現行の「第二次 上田市総合計画」は、10か年間（H28年度～R7年度）の基本構想（まちづくりビジョン）及び、前期・後期5か年の基本計画（まちづくり計画）で構成されています。

なお、第二次上田市総合計画が令和7年度に最終年度を迎えるため、令和6年度から「第三次上田市総合計画」（計画期間：R8～17年度）策定に取り組んでいます。

### 2 「第三次 上田市総合計画」策定に係る分野別意見聴取等について

「上田市総合計画」策定にあたっては、上田市自治基本条例の「参加と協働」の基本理念に基づき「上田市総合計画審議会」の審議をはじめ、市民アンケート、ワークショップ等を通じて広く市民意見の把握に努めております。

また分野別意見聴取等として、計画の項目に関わる団体や関係者など、専門的識見を有する方々の御意見をいただきながら計画策定を進めてまいります。

### 3 上田市子ども・子育て会議における審議内容について

子ども・子育て支援法に基づき、これまで「上田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべてのこどもや子育て家庭を対象に「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指してまいりました。

このような中、令和6年度で計画期間が最終年度となる「第2次 上田市子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、第3次同計画を策定し、併せてこれまでを踏襲し「上田市総合計画」のこども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けてまいります。

このようなことを踏まえ、「第3次 上田市子ども・子育て支援事業計画」策定にともなう、上田市子ども・子育て会議における審議内容については、上田市総合計画策定の分野別意見徴収等として位置付けてまいります。

# 「第三次 上田市総合計画」(案)

## 第4編 健康・福祉

### 第3章 こどもが健やかに育ち、子育ての喜び・楽しさが感じられるまちづくり

#### 1. 出産・子育てしやすい環境の実現

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実し、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、こどもを産み、育てる喜びが実感でき分かち合える社会を実現します。

##### 【現状と課題】

- 少子化の進行や子育ての孤立感・負担感の増加といった子育てをめぐる課題の背景には、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている等、個々人の様々な要因が、複雑に絡み合っている状況にある中、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。
- すべての妊産婦が安心して妊娠・出産ができ、すべてのこどもが健康で健やかに成長していくためには、関係機関が連携し、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。
- 学齢期・思春期から妊娠・出産についての正しい知識を身に付けるとともに、自らの健康に関心が持てるよう、教育機関等との協働による健康教育の推進を図る必要があります。
- 令和5年度に実施した子育て世代（就学前児童の保護者）のニーズ調査では、日ごろ子どもをみてもらえる親族・知人が「いない」世帯の割合は12.8%でした。また、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無では、「いずれもない」の世帯の割合は6.2%でした。これは上田市での居住年数の短い方が高い傾向にあり、上田市に定住する上でも、子育てに関する情報提供を積極的に行う必要があります。身近で気軽に相談できる体制づくりが重要となっています。
- 同じく子育て世代（就学前児童の保護者）のニーズ調査では、子育ての環境整備の充実のために希望する支援策としては「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「子どもが安心して遊ぶことができる公園や広場などを整備して欲しい」という要望が多く、既存施設の更なる利便性の向上や子育て関連施設整備の検討等が必要です。

##### 【関係団体等の役割分担など】

市民	・妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、行動します。
地域	・子育て家庭の親や子どもの孤立化を防止するため、地域全体で子育てを応援します。
関係主体	・赤ちゃんステーションを設置します（事業者）。 ・子育てを支援する団体やサークルなどの活動を支援します。
行政	・子育てと仕事の両立など、きめ細やかな子育て支援を充実します。 ・結婚・妊娠・出産・育児に関する効果的な情報を発信します。

## 【施策の方向性・展開】

### 基本施策1

すべての子どもが健やかに成長することができる母子保健事業の充実

- ◎ すべての妊産婦の個々の状況を把握し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない伴走型の相談体制を構築します。
- ◎ 個々に応じて健康に成長するための知識の普及・啓発とサポート体制を充実します。

### 基本施策2

安心して子育てできる相談体制や情報提供の推進と地域全体で子育てを支える社会の実現

- ◎ 妊娠から出産、育児にわたる子育てに関する情報を、効果的且つ積極的に発信するとともに、こども家庭センターを核として、身近で気軽に相談できる体制づくりの強化に取り組みます。
- ◎ 子育て家庭の親や子どもの孤立化を防ぐため、ファミリーサポートセンター事業などの子育て関連団体の活動と協働し、地域社会全体で子育てを理解し応援します。
- ◎ 子育てしやすい環境に向け、子育て関連施設整備の推進や、出産祝金などの子育て世代の経済的等支援に取り組みます。

### 【主な事業】

- 母子保健事業
- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 福祉医療費給付事業
- 出産祝金給付事業
- 公園施設改築・更新事業

#### 達成度指標等

- 幼児健診（3歳児健診）の受診率

### 【参考】関連する個別計画

第3次上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市こども計画）、第四次上田市民健康づくり計画

### SDGs（持続可能な開発目標）



## 2. 多様なニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実

幼児教育・保育のニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実と受け皿の確保を図り、すべての親が安心して子育てができ、こどもが元気にすくすくと育つまちづくりを推進します。

### 【現状と課題】

- 働く女性の増加等により、3歳未満児の保育需要が高い状態が続くと見込まれ、令和8年度からは全国で「(仮称)こども誰でも通園制度」が始まることから、保育士の確保が重要課題となっています。
- 就労形態の多様化により、保育時間の長時間化や一時預かりなど保育メニューの充実が求められています。
- 公立保育施設の老朽化が進む中、将来的な人口減少社会や地域の特性とともに、3歳未満児の保育需要の増加や多様化する保育ニーズを踏まえながら、計画的な施設整備を行う必要があります。
- 令和5年度に実施した子育て世代（就学前児童の保護者）のニーズ調査では、日ごろ悩んでいることや気になることとしては「育児やしつけに関すること」の割合が最も高く(46.8%)、次いで「食事や栄養に関すること」(37.2%)でした。このようなことから、乳幼児期からのこどもの発達等の相談ができ、発達段階に応じた支援が重要となっています。
- 増加傾向にある児童虐待の防止に取り組むとともに、生活困窮家庭やひとり親家庭などの支援が必要な家庭やこども・妊産婦などを対象とした家庭の実情把握、関係機関との連携等、継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点機能の強化が必要となっています。
- 令和4年に長野県が実施した「長野県子ども子育て家庭の生活実態調査」によると、上小地域では生活困窮家庭の割合が7.5%、周辺家庭の割合が13.3%でした。こどもたちの育成環境を整備や、保護者への生活の支援、就労支援等と併せて、こどもの貧困対策を総合的に推進することが必要となっています。
- 仕事と子育て等との両立が当たり前となり、女性や子育て世代が安心して出産・子育てができる社会をめざし、ワーク・ライフ・バランスや子育てとの両立等に配慮した環境整備に取り組む必要があります。
- 少子化の要因の一つとして未婚化・晩婚化の進行があげられることから、若者に対する結婚の希望をかなえるための視点が大切です。

## 【関係団体等の役割分担など】

市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の発見や気になる家庭情報などを連絡します。</li> <li>・育児休業などの取得に努めるほか、出産・育児後の職場復帰に向け、研修会、学習会に参加します。</li> <li>・父親の育児参加に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業制度などの利用を促進し、職場復帰の支援体制を整えます。</li> <li>・長時間労働の抑制など働き方の見直しに努めます。</li> </ul>
関係主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の兆候を連絡するとともに、子育て家庭の見守りや関係主体の役割に応じた相談・支援を行います（学校・保育園など）。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育、保育の受け皿を確保し、質の向上に努めます。</li> <li>・病気療養中又は病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、上田市病児保育センターの利用促進を図ります。</li> <li>・児童虐待防止や発達に関する講演会の開催により、子育てに必要な情報を発信します。</li> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応を行い、関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。</li> <li>・支援が必要な家庭に対し、保健師や助産師などがその自宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行います。</li> <li>・働く女性が安心して子どもを預けられる保育環境を構築します。</li> </ul>

## 【施策の方向性・展開】

### 基本施策 1

#### 幼児教育・保育のニーズに応える子育て支援の推進

- ◎ 幼児教育・保育のニーズに応え、量と質の確保に努め、一時預かり・延長保育等や病児保育を充実し、子育て支援策を推進します。
- ◎ 3歳以上児の幼児教育・保育の無償化の取組とともに、3歳未満児の多子世帯に対する保育料の軽減等により経済的支援を推進します。
- ◎ 保育所の安全・安心で快適な環境づくりと計画的な施設整備を推進します。

### 基本施策 2

#### こどもや家庭へのきめ細やかな支援の推進

- ◎ 発達や育ちが気になるこどもへの支援体制の充実と必要となる適正な情報の周知に取組みます。
- ◎ 児童虐待等防止に向けた社会的養護体制を充実します。
- ◎ ひとり親家庭等への自立支援の推進に取組みます。
- ◎ こどもの貧困対策を推進し、生活の安定を図ります。

### 基本施策 3

#### 男女ともに子育てと仕事を両立できる環境整備の推進

- ◎ 働きながら子育てできる環境整備を推進します。
- ◎ 父親の育児・家事への参加意識を高め、仲間づくりの場を提供します。

## 基本施策 4

### 結婚を希望する若者を支援します

- ◎ 民間団体と連携した結婚支援に取り組み、効果的な情報発信を推進します。

#### 【主な事業】

- 一時預かり事業
- 延長保育・休日保育事業
- (仮称) こども誰でも通園制度
- 病児・病後児保育事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 子育て短期支援事業

#### 達成度指標等

- 一時預かり保育実施園箇所数
- 団体が取り扱う成婚者数
- 結婚希望者登録者数

#### 【参考】 関連する個別計画

第3次上田市子ども・子育て支援事業計画（上田市こども計画）、上田市保育施設整備計画

#### SDGs（持続可能な開発目標）



## 第4編

# 健康・福祉

## ともに支え合い 健やかに暮らせるまちづくり

### 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり

- 4-1-1 健幸都市を目指した健康づくり事業の推進
- 4-1-2 安心して医療が受けられる環境づくり
- 4-1-3 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり

### 第2章 支え助け合う地域社会をつくる

- 4-2-1 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実
- 4-2-2 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化
- 4-2-3 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進

### 第3章 子どもが健やかに育ち、 子育ての喜び・楽しさが感じられるまちづくり

- 4-3-1 出産・子育てしやすい環境の実現
- 4-3-2 多様なニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実

## 第3部 まちづくり計画

第二次上田市総合計画  
後期まちづくり計画

## 4-3-1 出産・子育てしやすい環境の実現

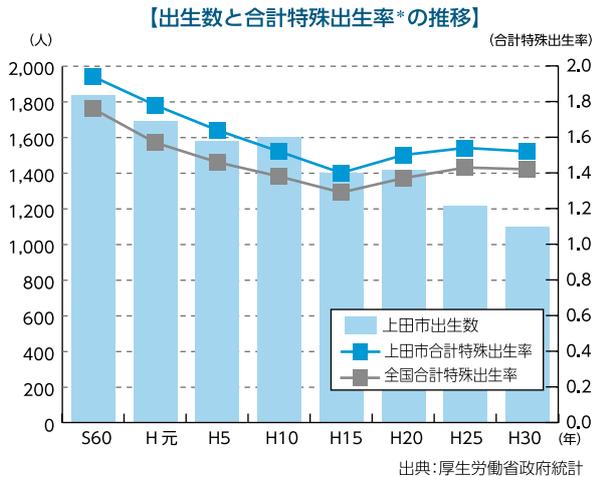
妊娠・出産から学童期まで、子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援の充実により、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会を実現します。

### 現状と課題

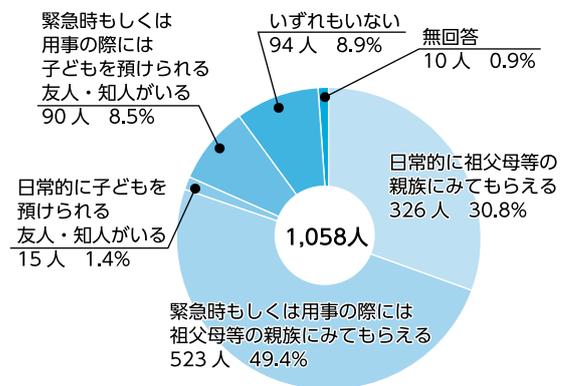
- 少子化、核家族化の進展、共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、地域における相互の助け合いや支え合いを強化するとともに、妊娠・出産から学童期までの切れ目のない、きめ細やかな支援が求められています。
- 思春期から妊娠・出産についての正しい知識を身に付け、子どもの成長に合わせて適切なかわりができるよう、健康教育や相談、フォロー体制の強化が必要となっています。
- 平成30年度に実施した子育て支援のニーズ調査によると、日頃、日常的に子どもをみてもらえる親

族・知人が「いない」世帯の割合は8.9%でした。また、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無では、「いずれもない」の世帯の割合は7.3%でした。こうした傾向は、比較的上田市で居住する年数が短いかにあり、上田市に移住・定住する上で、相談体制の充実とわかりやすい情報の提供が必要となっています。

- 就学前の児童を持つ家庭で「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「天候に左右されない、誰でも気軽に楽しめる施設を整備してほしい」という要望が多くあり、既存の施設を含めた利用方法や施設整備を検討する必要があります。



### 【おさんをみてもらえる親族・知人】



### 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標 (令和7年度)
乳幼児健診 (3歳児健診) の受診率	99.7% (令和元年度)	100.0%

### 各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、行動します。</li> <li>・子育てボランティアなどに参加し、子どもを育む地域コミュニティづくりに参画します。</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭の親や子どもの孤立化を防止するため、地域全体で子育てを応援します。</li> </ul>
その他関係主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃんステーション*を設置します (事業者)。</li> <li>・子育てを支援する団体やサークルなどの活動を支援します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てと仕事の両立など、きめ細やかな子育て支援を充実します。</li> <li>・結婚・妊娠・出産・育児に関する効果的な情報を発信します。</li> </ul>

## 施策の方向性・展開

### 基本施策1 すべての子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業を充実します

#### ①妊娠・出産をめぐる知識の普及・啓発と相談の実施

- 関係機関と連携し、命を育むことの大切さや望ましい妊娠の時期など、思春期の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 妊娠に対する正しい知識を習得し、妊娠期からの生活習慣病の予防や、母体・胎児への影響を考えた健康管理ができるよう、両親学級などの健康教育や保健指導の充実を図ります。
- 母子ともに健康で安全な出産を迎えるため、妊娠後早めの医療受診と妊婦健診・妊婦歯科検診を受診することの重要性について啓発します。
- 妊娠・出産・育児期への切れ目のない支援による孤立化の防止と、医療機関などとの連携による産後うつ等の早期支援を図ります。

#### ②個々に応じて健康に成長するための知識の普及・啓発とサポート体制の充実

- 乳幼児健診などで子どもの心身の成長や月齢を踏まえ、発達に応じたかかわり方ができるよう、また、望ましい生活習慣形成に向けての健康教育、保健指導を実施します。
- 保護者の子育てに対する不安や、子どもの発達など各種相談の充実を図ります。
- 医療、保健、福祉など関係機関との連携体制を強化し、病気や障がいなどが発見された子どもをスムーズに支援します。
- 乳幼児健診の未受診者に対し、個々の事情に応じた受診の働きかけや関係機関との連携による支援を行います。

### 基本施策2 安心して子育てできる環境整備を地域全体で整えます

#### ①子育ての相談体制や情報提供の充実

- 子育て支援に関する情報を一元的に把握し、情報提供や相談などを行うため、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが機能的に運用する「子育て世代包括支援センター\*」の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、子育て支援に関わる情報を収集・発信するとともに、AI\*やIoT\*などの新たな情報通信技術を活用し、相談体制の強化や情報提供の充実を図ります。

#### ②子どもを育む地域コミュニティづくり

- 親子が気軽に集まって交流ができる「子育てひろば」で子育て講座、相談、情報提供などを行い、地域の子育て支援の充実を図ります。
- 子育てボランティア、子育てサポーター、ファミリー・サポート・センター\*事業など、地域での活動に参加する人材の充実を図ります。
- 学校、地域、保護者などとの連携を深め、ボランティアの協力を得ながら、地域で支え合う子育て支援を推進します。

#### ③子育てしやすい環境整備

- 赤ちゃんステーション\*など、子ども連れの家庭に配慮した施設整備を進めます。
- 親子が気軽に野外で安心して遊ぶことができる身近な公園の整備を進めます。
- 子ども医療費給付事業など、子育て家庭への経済的支援を推進します。
- 天候に左右されない、誰でも気軽に楽しめる施設の整備にあたっては、既存の施設を含めた利用方法や施設整備を検討します。

### 参考 関連する個別計画

第三次上田市民健康づくり計画、第2次上田市子ども・子育て支援事業計画

## 4-3-2 多様なニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実

幼児教育・保育のニーズに応えるきめ細やかな子育て支援の充実と受け皿の確保を図り、すべての親が安心して子育てができ、子どもが元気にすくすくと育つまちづくりを推進します。

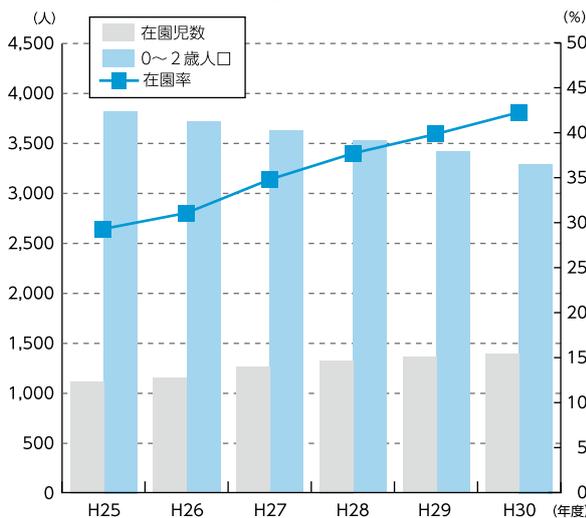
### 現状と課題

- 幼児教育・保育の無償化や働く女性の増加により、3歳未満児の保育需要が拡大することが見込まれ、保育士の確保が重要課題となっています。
- 就労形態の多様化により、保育時間の長時間化や一時保育などの保育サービスの充実が求められています。
- 公立保育施設の老朽化が進んでいる中で、将来的な人口減少社会や地域の特性を踏まえた計画的な施設整備を行う必要があります。
- 平成30年度に実施した子育て支援のニーズ調査によると、子育てに関して日頃悩んでいることでは「育児やしつけに関すること」が最も多く、乳幼児期から子どもの発達や対応について相談ができたり、発達段階に応じた支援が必要です。
- 増加傾向にある児童虐待の防止に取り組むとともに、生活困窮家庭やひとり親家庭などの支援が必要な家庭や子ども、妊産婦などを対象に相談全般から家庭の実情把握、関係機関との調整など、継続的なソーシャルワーク業務を行う拠点機能の強化

が必要となっています。

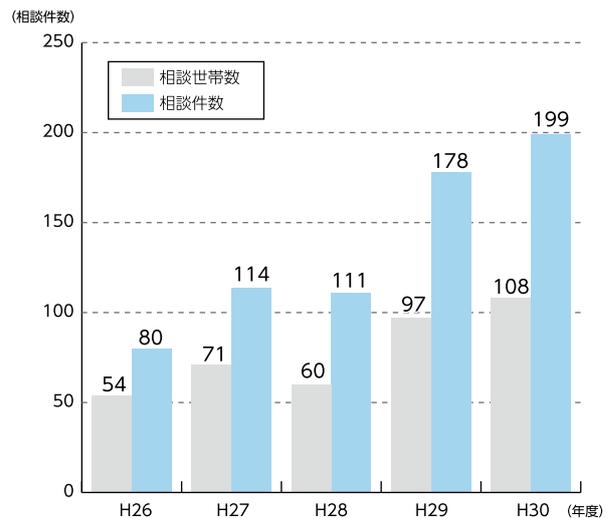
- 平成29年に長野県が実施した「長野県子ども子育て家庭の生活実態調査」によると、上小地域では生活困窮家庭の割合が11.1%、周辺家庭の割合が13.7%でした。子どもたちの成育環境を整備するとともに、保護者への生活の支援、就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要となっています。
- 保護者の就労形態の多様化や共働き家庭の増加など、働きながら子育てをする環境を整備し、ワーク・ライフ・バランス\*を実現するために、働き方改革に日常的に取り組む必要があります。特に母親一人が育児を担うワンオペ育児とならないよう、父親の子育てへの参加を推進することが必要です。
- 未婚化・晩婚化が少子化の要因の一つになっていることから、若者の結婚の希望をかなえる視点が大切です。

【0～2歳児の在園状況の推移】



※0～2歳人口:3月1日の住民基本台帳の人口  
※在園児数:3月1日現在の3歳未満児の在園児数  
出典:上田市作成(保育課)

【児童虐待相談の推移】



出典:上田市作成(子育て・子育て支援課)

### 達成度をはかる指標・目標値

指標の内容	基準値	計画目標(令和7年度)
一時預かり保育実施園箇所数	21箇所 (令和元年度)	22箇所

## 各主体に期待される主な役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の発見や気になる家庭情報などを連絡します。</li> <li>・育児休業などの取得に努めるほか、出産・育児後の職場復帰に向け、研修会、学習会に参加します。</li> <li>・父親の育児参加に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業制度などの利用を促進し、職場復帰の支援体制を整えます。</li> <li>・長時間労働の抑制など働き方の見直しに努めます。</li> </ul>
その他関係主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の兆候を連絡するとともに、子育てで家庭の見守りや関係主体の役割に応じた相談・支援を行います（学校・保育園など）。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育、保育の受け皿を確保し、質の向上に努めます。</li> <li>・病気療養中又は病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、上田市病児保育センターの利用促進を図ります。</li> <li>・児童虐待防止や発達に関する講演会の開催により、子育てに必要な情報を発信します。</li> <li>・児童虐待の早期発見・早期対応を行い、関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。</li> <li>・支援が必要な家庭に対し、保健師や助産師などがその自宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行います。</li> <li>・働く女性が安心して子どもを預けられる保育環境を構築します。</li> </ul>

## 施策の方向性・展開

### 基本施策1 幼児教育・保育のニーズに応える子育て支援の充実を図ります

#### ① 幼児教育・保育のニーズに応える子育て支援策の推進

- 幼児教育・保育のニーズに応え、量と質の確保に努めます。
- 「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、一時預かり保育実施園の拡充や、延長保育、休日保育など保護者ニーズに応える保育サービスの充実を図ります。
- 病気療養中又は病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に、上田市病児保育センターの利用を促進し、子育て世代の就労支援や育児をサポートします。

#### ② 多子世帯に対する保育料の軽減による経済的な支援

- 幼児教育・保育の無償化の取組に加え、多子世帯などに対する経済的支援など、さらなる軽減策を検討します。

#### ③ 保育所の安全・安心な環境づくりと計画的な施設整備の実施

- 施設の安全・安心な環境づくりに努めます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、未満児室の拡大や一時預かり保育室の設置など、施設の充実を図ります。
- 施設の新設や建替えを実施する際は、統廃合や周辺施設との複合化、集約化を検討するとともに、私立保育園・幼稚園なども含めて保育需要を把握し、バランスのとれた配置に努めます。

### 基本施策2 きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます

#### ① 発達や育ちが気になる子どもへの支援

- 支援ノート「つなぐ」を発行し、関係機関での情報共有を図り、相談や支援体制を充実します。
- 発達障がいについての講演会を開催し、保護者や周囲のかたの発達障がいに対する正しい理解・対応の周知に努めます。

#### ② 児童虐待防止と社会的養護体制の充実

- 関係機関との連携強化や市民に対する啓発活動を行い、虐待の発生を未然に防止します。
- 「子ども家庭総合支援拠点\*」を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応を行い、子どもの保護、自立支援に至るまで、関係機関と連携した切れ目のない総合的な支援を行う体制の強化・充実を図ります。
- 子どもへの適切な養育が行われるために、支援の必要性が特に高いと判断する家庭に対し、保健師・助産師などが訪問して助言・指導を行います。

### ③ひとり親家庭などへの自立支援の充実

- ひとり親家庭の生活の安定と自立、児童の福祉増進を図るため、経済的支援・生活支援を行います。
- ひとり親家庭の親が就業に有利な資格を取得する際の支援を行います。

### ④子どもの貧困対策の推進

- 生活困窮世帯の子どもや保護者に対し、家庭の課題に対応した相談・支援を行い、生活の安定を図ります。

## 基本施策3 男女ともに子育てと仕事を両立できる環境を整えます

### ①働きながら子育てできる環境整備の推進

- 乳幼児保育、延長・休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに合わせた保育サービスなどの充実、利便性の向上を図ります。
- 児童館・児童センター、放課後児童クラブを計画的に整備し、受入れ態勢を充実します。
- 育児休業などの制度普及を企業などに働きかけます。
- 企業向けにワーク・ライフ・バランス\*、働き方改革の推進に向けた啓発活動を行うことにより、出産・育児に関する休暇制度を普及させるなど、子育てしやすく、働きやすい職場環境の整備・推進を支援します。また、結婚・子育てなどで離職した人の再就職を関係機関と連携して支援します。

### ②父親の子育てへの参加の促進

- 父親の仲間づくりや子どもとのかかわり方の実践を通し、子育てへの参加意識を啓発し、家事・育児参加の促進を図ります。

## 基本施策4 結婚を希望する若者を支援します

### ①民間団体と連携した結婚支援の実施

- 民間団体との連携による取組を推進します。
- 結婚・妊娠・出産・育児に関する効果的な情報を発信します。

## 参考 関連する個別計画

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画、上田市保育施設整備計画



すべての親が安心して子育てができ、子どもが元気にすくすくと育つまちづくり